

第百二十三回 参議院 國際平和協力等に関する特別委員会 會議録第十一号

平成四年五月二十二日(金曜日)
午前十時二分開会

委員の異動
五月二十一日

辞任

磯村 修君
猪木 寛至君

補欠選任

吉田 之久君
寺崎 昭久君

出席者は左のとおり。

委員長

下条進一郎君

理事

委員

上杉 光弘君
岡野 裕君
田村 秀昭君
藤井 孝男君
佐藤 三吾君
谷畑 孝君
矢田部 理君
木庭健太郎君
吉川 春子君
井上 哲夫君
田淵 哲也君
板垣 正君
尾辻 秀久君
大島 慶久君
合馬 敬君
鹿熊 安正君
木宮 和彦君
須藤良太郎君
関根 則之君
仲川 幸男君
永野 茂門君
成瀬 守重君

委員以外の議員

議長 野田 哲君
議長 久保田真苗君
議長 村田 誠雄君

國務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
外務大臣 渡辺美智雄君
国防大臣 加藤 紘一君
内閣官房長官 宮下 創平君
内閣審議官 野村 一成君
兼内閣総理大臣 官房参事官 工藤 敦夫君
内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員 辻 啓明君

本日の会議に付した案件

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会内閣提出)

○国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会内閣提出)

○国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会を開会いたします。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

○木宮和彦君 自由民主党の木宮でございます。

最初は質問ではございませんが、私も長いことこのPKOの審議の状況をずっと聞いてまいりました。大分わかってきたつもりでございますが、しかし一般国民はまだまだこのPKOの実情といえますが、内容についてなかなかわかりにくい点がたくさんあるということをお聞きしておりますし、また事実そのとおりでございます。私は、まず最初に私の理解、これが間違っていますと一般国民がわかるはずがございませんので、私の理解を今から復習の意味で、大分長くやりましたから申し上げて、もしそれがどうもおかしい、理解がおかしいとおっしゃるんだしたら、政府側でもあるいは野党側の先生でも御指摘を賜りまして、それから質問を始めていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞ。

私の理解でございますが、どうも今までの話を聞いていますと、白か黒か、オール・オア・ナッシングのような理屈が非常に多いような気がいたします。果たしてそれで日本が国際的に通用するだろうか。例えば、PKOに参加することはこれはイコール戦争だという説の方と、いやそうじゃない、PKOに参加するということは世界の平和のためにやるんだという考えと、まさに真つ向から対立しているような気がいたします。自衛隊にしてもそうでございます。党によつては、これは違憲である、いやそうじゃない、これは合憲だという、まさに白か黒か、オール・オア・ナッシング

グで国論を二分していると私は思います。

ただ、ここにおいて今回政府は、その間に白でもない黒でもない灰色の部分がありますから、その灰色の部分は何と探って、恐らくPKOの武器使用について、これは自己防衛のため、正当防衛のため、それからまたPKOがその任務を遂行で阻止された場合にはいい、ただし日本はその第二の場合には行わない、こういう主張のように私は聞いておるわけでございます。その場合に、第二の主張が果たしてできるかできないか、あるいはそれが今までのいわゆるマニュアル、SOPと日本の憲法との間でどうなっているのか、あるいはコマンドという訳し方が指揮権なのかあるいは指図なのか、そこら辺が現在ますますこのPKOをわかりにくくしているんじゃないか、私はかように思います。

しかしこれは、「法案に欠陥がある」と呼ぶ者あり。法案の欠陥じゃなくて、その人の世界観、人生観の違いだ、私はそう思います。特に、戦後四十年間の民主主義を信用するのか、いや日本の民主主義は信用できない、こういうぐあいにおっしゃるのかによって、このPKO法案の価値といえますか、これが変わってくるような気が私はいまして仕方ないんです。

ただ、ここ四十年間、日本が今日、GNPで言いますと世界じゅうのGNPの一五%、人口は一億二千万、世界の人口は幾らか知りませんが、人によって違いますので、五十三億と言う人もあるし五十五億と言う人もあるし、実際のところはわからないかもしれないんですが、アバウトに言えば二%が日本の人口でございまして、二%の人口の日本が一五%のGNPを占めるということは、一五を二で割ればいいんですから、平均の七・五倍の経済力があることだけは、これは統計上まさに間違いないと思います。

これには何が大きな原因かといえますと、やっぱり何といっても今まで四十五年間世界が平和であった、私はそれは間違いない事実だと思えます。いま一つは、日本人が勤勉で、しかも明治五

年、今から百二十年前、明治の政治家は偉かったと思うんですけれども、義務教育をやろうと。

明治政府というのは金が無かったんです。やることはたくさんあったんです。江戸幕府は橋もつくっていませんから、橋も道路もつくらないかぬし、役場もつくらないかぬし、病院もつくらないかぬし、工場もつくらないかぬし、すべてのものをつくっていくために、しかもなおかつ学校に義務教育を課して、気の長い話でございますが、日本じゅうの国民をともかく何とかして字の読める人間にしよう、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」という太政官布告がございまして、これは当時は内閣はないですから。そうして今日の日本の経済繁栄が私はあると思います。

その意味で、日本は平和をひとり占めといえますか。一国でもって享受してきたことは、前々から総理大臣がおっしゃるとおりでございますので、ここでやはり日本国憲法の範囲内で何とかこのPKOが成立して、そして世界に恩返しができるようにすべきだと私は思う。その原因の一つは、やはり今までは米ソ二大国の間であって、谷間にあって我々はじっとしていればよかった、むしろその方が得だった。だから憲法を狭く狭く解釈、これは政府もやっだし、政党もやっだし、与党も野党もみんな、国民全部が九条を狭く狭く解釈することによって今日の経済を享受できたんですから、決して間違っていたこととは思いませんが、もうソ連が崩壊し、アメリカがごらんのようになんて経済が非常に破壊をしております。ECも決しているとは言えません。

一つ日本だけが優位に立っている世界情勢において、日本が今までと同じ態度をとって果たして今後生きていけるのだろうか。子供のときは、道端でだだをこねておもちゃをやってもいいと思えますが、もう二十歳して、ひげが生えて、それでもっていまだにだだをこねていて通りますか。私はそれを非常に恐れている一人でございます。

私の理解がそういう程度でございますので、もし、いやそれは違うよ、まだ日本はだめだということか、どうぞひとつ政府並びに野党の先生に御感想をまずお述べただいて、あるいは修正いたしたい、質問に入りたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 立派な御高見であると思存じます。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 私も立派な御高見であると思存じます。

私どもの立場としては、今これだから、冷戦が終わったから、ますます憲法の精神を生かした分野で日本が貢献するところ、その新しい道をもう真剣に探っているところでございます。今までの憲法の解釈を状況が変わったからといって非常に場当たり的にころころ変えていくということなどはとらなないと。文民、民生、非軍事という分野で日本の貢献を、ぜひ新しい境地を国連のために切り開きたいと思つてこの社会党案を出しているという次第でございます。御理解いただければ幸甚でございます。

○本宮和彦君 久保田先生のおっしゃることも決して私は間違っているとは思いませんが、しかし、今私が申し上げましたように、戦後はいいんですよ、はつきり言いました。ただし、ここまでは日本が成長している段階において、国際貢献といいますが、やはりそういうことをやっていたかないことには私は間違っている。

それで、私は、九条は確かに素直に読めば、あなたのおっしゃるように自衛隊は軍隊であり、海外派遣は違憲という考えも私は一方にあると思存します。

しかし、問題は、日本国憲法前文と全部の文章、前の文章と全文を素直に読めば、私は決してそうとれないんです。むしろ国際平和主義でなくちゃいかぬと書いてある。それは確かにそういう意味で、私は今日日本が国際協力主義でなければ日本国憲法を素直に読んだとはいえないかと思存します。「(軍事的な協力じゃないか)」「いいかげんな解釈じゃ困る」と呼ぶ者あり)それはお互いの

言い分があるんですから、黙って聞いていただく。言い分があるんですから、だから今もめているんです。白か黒かとやっているんで、そのときに私は白と言っているんだから、黒、黒と言ったってそれはしょうがないんだ。白の意見も聞いていただいて、黒の意見も聞いて、国民がどっちをとるかということによって日本の運命が決まるというふうには私は理解しているんです。どうぞひとつその辺は誤解のないように。

日本国の憲法は国連中心の平和的国際秩序をやりたい。しかし、それはもう大分この四十五年間の間に形骸化されたことも事実です。しかし、ここでまた再び日本は日本国憲法を普遍性のある、そして先見性をぜひ指摘してもらいたいというの、私は日本国の憲法の一歩の大事なことだと思存します。

私は、これからそれでは講義をしたいと思存しますが、よろしくどうぞ。講義ですから、決して別に、皆さんが九条だけにこだわっているから、私はそうじゃないよということをごらんから申し上げたいと思存します。これは余り長くなって申しわけないんですけれども、ひとつもう一回イロハからやり直さなくちゃいかぬものですから、済みませんが聞きだしたいと思存します。

まず、日本国憲法の特質は前文であります。何と書いてありますか。「諸国民との協和による成果」「を確保し」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。こう書いてあります。しかし、他国に全く依存しようというのではなく、続いて前文には「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。こう書いてあります。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とされています。

そして、第九条の第一項に、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」

と相なっていますから、積極的に国際協力によつて平和を確保し、国際社会の名譽ある一員とならうと決意している。

これによつて立つ基盤は第十一条に書いてあります。何と書いてあるかというと、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と書いてある。二十九条には、「財産権は、これを侵してはならない。」と。九十七条には、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と書いてある。そして、前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、ここに主権が国民に存することを宣言し、」と定めております。

これらを合わせますとどういふ結果が出てくるかといふと、日本国憲法は、社会主義や共産主義、全体主義ではなくて、ここですすね、市場経済主義、いわゆる資本主義、自由主義、民主主義、平和の生存、自由主義的基本人権、それから立憲主義を将来も含めて目的にしておりまして、政治道徳の法律とすることをほつきりさせてその上に立つております。

ですから、第十二条にも、「国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」から、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」これは第十三条ですが、このように規定してございます。そして、「日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と宣言し、それから対外的にも約束しています。「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」これは第九十八条二項に

書いてあります。

したがって、自衛隊が国連軍など国連の平和活動に協力することはむしろ憲法上の要請でありまして、集団的自衛権を憲法では制限された範囲ではあるが持っているし、将来すべての国が国連に入り、その国連の中で国連憲章違反の犯罪行為があつた場合の制裁は、自衛行動にも、国際紛争を解決する手段としての武力の行使、または脅威にも威嚇にも属さない別のカテゴリーの問題であつて、憲法の定める国際協力、条約、国際法優先、それに認められるものであるといふことはまさに間違いないと思ひます。

どうぞひとつその意味で、政府の現在の法律解釈は、集団的自衛権だけを見ても、国連憲章五十一条、平和条約五条(日米安保条約の前文、日ソ共同宣言の三の第二段など)の整合性をやや欠いて、もつと政府は積極的に、条約を遵守する義務がありまから、ぜひともこのPKOについては自信を持ってひとつ国民に普及、PRをしていただきたいと、私はそう思ひますが、御意見がありましたらどうぞ。

○政府委員(柳井俊二君) ただいま御指摘の集団的自衛権等との関係でございしますが、御説のとおり、国連は国家間の紛争が平和的な手段で解決されるべきであるといふことを基本としておるわけでございますが、他方、現実には侵略行為等がございした場合には、国際の平和と安全を維持し回復するために国連加盟国が一致団結してこれに対処する、これに制裁を加えるといふ、いわゆる集団安全保障の立場に立つておるわけでございます。

これは、ただいま御指摘になられましたとおり、国連憲章の禁止する武力行使でもございせんし、また、各国の個別的集団的自衛権とも別のカテゴリーの概念であるといふことは御指摘のとおりでございます。

そして、国連憲章におきましては、この考え方にに基づきましてその第六章で紛争の平和的解決について定めましますと、第七章では、侵略行為

が発生した場合等に安保理がとることのできる一連の具体的な行動を定めておるわけでございます。このような国連の平和の維持回復の活動に對しましては、我が国としても憲法の枠内である限りの協力を行つていくべきことは当然であるといふふうな考えをしております。また、憲章上も安保理の決定を履行すべきことは加盟国の義務であるといふことを明記してあるわけでございます。

他方、憲章第七章のものでないいわゆる国連軍につきましてもいまだ設立されたことはございせん。冷戦が終えんした今日の状況におきまして、将来国連軍を設立し得るような環境が生まれるかどうかにつきましても予断を許さない次第でございします。したがらしまして、かかる国連軍に我が国がどのように関与するかといふことについては現在研究中でございまして、このような事態が現実の問題となるような場合に、その時点で具体的な判断をすべきであらうといふふうに従来から申し上げておるわけでございます。

それからもう一つは、先ほど先生御指摘になりました国連憲章あるいは平和条約等の我が国が締結しております諸条約において集団的自衛権を認めておるという点でございしますが、国際法上、我が国は主権国家として当然個別的自衛権とともに集団的自衛権も持つておるわけでございます。

先ほどお引きになりましたような条約は、このような我が国の国際法上の権利を確認するものでございします。他方、政府といたしましては、憲法九条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであるといふふうに従来から解しておるわけでございます。集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであつて、憲法上許されないといふ考えをとつてきておるわけでございます。こうした考え方が憲法に規定する条約の誠実な遵守義務に抵触するといふことはな

いといふふうな考えをしております。繰り返したようになりますが、先ほどお引きになりましたような条約で確認しておりますのは、あくま

でもこれは国際法上の集団的自衛権の権利の確認といふことでございします。

○木宮和彦君 国際条約もございしますし、それから憲法との整合性もございします、その辺をぜひひとつ慎重に、かつまた四十年前のことにとらわれることは私は決して日本のためにならない、こう思ひます。

日本国憲法のそもその生い立ちでございします。日本国憲法の草案というが、原案をつくつた占領軍の総司令官マッカーサー元帥は、最初には自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する、そういうことを実は指令をするつもりだったらしい。これはマッカーサー・ノートを見ますとそれが書いてございしますが、しかし、安全を保持するための手段としての戦争放棄は日本政府に手渡された案の中には入つておらないのでして、これはなぜかといふと、当時の司令部のホイットニーさんが、これは削除した方がいいと、一独立国としてはやはり自衛権といふものは認めなくちゃいかぬので、国連軍が国連憲章のもとにできた場合、想定した場合をやはりマッカーサーはあくまで念頭に置いて、こういう憲法をつくらうといふことで第九条ができたことはまず間違いないと思ひます。

ただ、日本がその後、第九条を必要以上に狭く狭く解釈して、できれば軍備をやらない方がいいといふような気持ちで今まで政治をやつてきて、それが私は決してマイナスだとは言わない、今までの日本にとつて非常にプラスだったと思ひます。しかし、再び総理大臣もおっしゃるやうに、日本は世界でもつて平和を維持していただいて、言葉は悪いですがけれども人のふんどしで相撲をとつてきたやうなものでございまして、ここでもつてやっぱある程度もう一回国民に広く日本の立場を日本国政府は訴えなくちゃいけない。私はPKOはそういう大きな一つのチャンスだと思ひますし、また、将来の日本に大きなインパクトを与える。決してこれはPKOに二千人が行つた

から大戦争になるわけでもないし、またドンパチやりに行くわけじゃないでいいんです、どうですか、その辺はひとつ憲法論議というものをなう一層、ある程度一遍にはいけませんけれども着実に、みんなして政治家は、いい悪いじゃなくて、やはりもう一度原点に返って議論すべきときが来たような気がいたしますが、総理大臣のお考えはいかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国が平和のいわゆる一方的な受益者であつてはならないという点につきましては、木宮委員が仰せられますとおり、また私も何度かここで申し上げておるとおりでございます。そのようなことは、湾岸戦争を契機として、国民の間に非常に高い意識の高まりになった。また、冒頭に言われましたように、米ソの対決の終えん、それによって国連が活動し得る基盤が広くなった、強くなったということもこれに関係をいたしておると思ひます。

したがって、憲法の禁ずるところをやるわけにはまいりませんが、憲法の許す範囲において我々が国際的な貢献をする、そういう立場に立つて考えるべきである。この法案もそのような立場から御審議を願つておるわけでございます。

○木宮和彦君 なかなか一朝には物にできる問題だとは私も思つておりません。ただ、今国論を二分しておりますが、いろんな意味で世の中がだんだん変わりつつあることは間違いないですね。湾岸戦争以後は、やはり日本の立場というものが国民に広く、最近の世論調査でもある程度PKOについての賛成がふえていることも事実でございます。

これは同じ我が自民党でも憲法あるいは海外派遣については是とすると非とする人があるわけでございます。昨年の十一月十六日の朝日新聞には「アリの一穴」ということで後藤田元官房長官が、当時、中曽根内閣が掃海艇を出すときに、それはアリの一穴で、歴史の流れを知らない人の見方だと。例えば今から六十年前の満州事変も柳条溝でもって戦争が始まって以来、それがついに第

二次大戦に発展して日本は敗戦になったわけでございますから、そういう苦い経験があるわけで、我が自民党の中にも無論それを慎重にやれという意見もあります。

逆にまた、それはどうもアリの一穴の論は情緒論じゃないかと、これは小沢一郎元幹事長のお考えでございますが、むしろ日本は「世界との協調を絶つた途端に孤立し、「いつか来た道」になつてしまふ」と。これは満州事変後ですが、松岡洋右が国際連盟を脱退して日本が孤立してしまひ、ついに世界を相手に戦争せざるを得なかった。今回のPKOも、世界の小国も大国もみんな参加して、そして協調して世界平和をやるうといふときに、日本だけがやらないといふ切れるのか。それによつて、かつて国際連合を脱退したときと同じように日本が世界の中でも孤立するんじゃないかという私は危惧を持っております。決してこれは極論じゃございません。

これは田邊委員長が昨年の九月一日に小樽でもって記者会見をしておられて、その中で、PKOのかかわりについてこう言つておられます。何らかの形で自衛隊の能力、経験が加わる必要があると、こう言つておられる。「だから法案を出しているじゃないか」と呼ぶ者あり。自衛隊ですよ、法案じゃないですよ。自衛隊の能力、経験が加わることに必要であると、社会党の田邊委員長さんもう言つていらつしやる。

それからまた、これは衆議院議員に新しく誕生した松原修雄さんという人が、「私は、国連中心主義は国に近しいものと考え、PKO活動を高く評価している」、「憲法が禁じているのは国権の発動たる武力行使だ。PKOは国連の指揮下だから、PKFも本来は憲法違反ではない」、「こういうぐあいに明確に社会党の同志の中にも、一回生でありましたが、松原修雄さんは、昨年の十一月二十日の朝日新聞に……（それはいろんなのがおるよ）」と呼ぶ者あり。それはそうですよ、自民党にもいますし。だから、社会党さんの言うことも、中にはそういう人も多勢いるんですからもう

少しやはり論議を深めていくことが必要だ。もう入り口でもってシャットアウトするような、あるいは新聞によると牛歩をやりたいといふ、それもちよつとおかしな話ですが、私がそれを言つたわけじゃない、新聞やテレビでそう言つておつたというだけで、別に決してそれがどうのこうのじゃございません。

これは国際的にもそうなんです、やっぱり二つに分かれています。盧泰愚さんは、日本国会で審議中のPKO法案の背後にある考え方は理解するが、アジアの国々の考え方を整理すると日本の役割は経済を中心とした非軍事面で貢献してほしいといふことは、ことしの正月に宮澤総理大臣と会見した折にそうおっしゃいました。中国の江沢民さんも、日本の青年にはかつての軍国主義が中国に大きな害を与えたことを理解してほしいと。これは昨年の八月に北京に行かれた小淵さんにお話しになったことでございます。

確かに昨年の前半そういう意見が非常にたくさんありましたが、カンボジアの停戦がある程度実現的になつたからといふものはやや趣が変わつてきたんじゃないかと思ひます。その一つは、フン・セン首相が、国連の名のもとで軍事的貢献をすることは、国連と無関係に第三国に自衛隊を派遣することは違ふと、こういうぐあいにことしの三月二十三日に宮澤総理大臣にフン・セン首相がおつしやつたと。

これも新聞記事でございますから、私は直接話したわけじゃありませんから真偽のほどは知りませんが、私の見聞きする新聞からの情報だといふふうには国際的にも分かれてゐるし、自民党の中でも今かかれてゐるし、社会党さんの中でも分かれてゐるんですから、この問題というものは、私はそういう意味でオール・オア・ナッシングではなくて、やはり双方が話をしてそれを凍結するなり、ある程度外務大臣のおっしゃるやうに言葉マークのような状況でやつたらどうだといふことは私は非常にいい御意見だと思ひますけれども、一遍にはいけません、ひとつぜひこの際PKO

については野党の皆さんにも御理解を賜つて、そしてぜひひとつこの法律がいち早く可決して、そのかわり私はむしろこの問題は、法律をつくることに非常にぎやあぎやあ言うよりも、できてから後のアフターケアが一番大事じゃないかといふような気がいたします。

どうも日本人というのは「のど元過ぎると熱さを忘るる」で、入学試験でもそうですが、入るときはあの手この手で、私も困り切つて入ることがありますけれども、入学するときや会社へ入るとき、あるいは認可をもらうときにはあの手この手で、一生懸命予備校へ行つて勉強したり徹夜で勉強したり、あるいはいいよいよそれでも足りなければ金を持っていったり物を持っていったりして何とか横からでも入るうといふ、そういうのが日本人の習性なんです、入つちやうと親も知らぬ顔、学校も知らぬ顔、政府も知らぬ顔といふのはこれは困るんでして、むしろ入ることよりも入つてからのことが私は本当に大事だと思ふんです。

そういう意味で、今回のこの法案は、私は通すことよりも通つた後に何とか、衆議院には安全保障委員会がありましたが参議院にはないんです、参議院もやっぱり安全保障委員会をつくつてその都度その都度チェックしていく機能をつくるべきじゃないかなといふような、これは私の希望でございますが、政府あるいは社会党の先生どうですか。私の今の意見は間違つておつたら御指摘願ひたいし、ぜひひとつ御感想があればゆつくりお話しただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 世界の大勢は、各国が軍備増強をして自分を守らうという時代から、各国の軍備はなるべく減らして集団安全保障のなことでそれぞれお互いに助け合つていこうといふやうな、全欧州安保なんといふのは、安全保障会議といふのはもちろん軍事同盟ではございせんが、やはりそういうような考え方のあらわれの一つ。

国連憲章はいち早くそういうことを見込んで第二次大戦のときにつくられたものでありますから、そこには集団安全保障という考え方で国連軍というものを書いたんですよ。しかし、それがいまだにできなかった。しかし、米ソの対立がなくなっても、今後世界が全部平和になればいいんだけど、実際は時々無法者があらわれる。石川五右衛門じゃないが、かまゆでになるときに、石川五右衛門は死んでも泥棒の種は尽きまじと言ったというんだが、全く豊かになっても泥棒はいることは事実です。

また、時々謀反を起こしてイラクのフセインのような人がいることも事実ですから、それを取り押さえていくためには、やはり各国がそれぞれそれに対抗する軍備増強をやっておいたのでは大変なことであって、そういうような人をつくらないのと、もし万一できた場合には安保理などで、みんなが多国籍軍でこの間やったわけですが、ああいうようなことはだれも好きこのんでやったわけじゃないんで、世界の秩序を守るためにやむにやまれず行われたことだと私は思っております。そういう傾向が私は世界的にはだんだん強くなってくるんじゃないか、そういう気がしますね。

おもしろいことには、中国が日本に対して海外派兵は慎重にということをやっていますが、海外派遣は慎重にとは言っていないんです、実際は派兵は慎重にと。中国のブルーヘルメット部隊というものが今四百人参加をしているんですが、そのときの軍の機関紙とも言える「解放軍報」という新聞がありまして、第一面ぶち抜きでかかど中国のブルーヘルメット参加の意義というものを説いているんです。

その二、三をそこから拾い読みをしてみますと、国連というものがカンボジアに非常に注目している。国連は四十七年の歴史において最大の規模を誇ったUNTACをつくった。これは非常に複雑でたくさんのお金がかかるけれども、平和維持を自信を持って今国連自身がやろうとしている。このような状況のもとでブルーヘルメット軍事ブ

ロジェクトチームが生まれたんだ。この重要な意義を理解して行動に今移そうとしている。中国でもこれまでの歴史のいかなる中国軍人の出国、そういうものとも異なっており非常に厳かに中国でブルーヘルメットが生まれようとしている。そして、この軍事プロジェクトの人たちはこのようにして国連の世界平和の舞台に初めて登場するんだと。

大変なこれは歴史の大転換だと言わなければなりません。そして、いろいろこれは書いてあるんですが、最後にこういう締めをされているんです。

これも御参考までに申し上げますと、非常に今までこういうチャンスの来るのを待ってあった。長い時間かかったが、ついにこういうチャンスが来た。世界の舞台に中国が進み、迅速に配役の仲間入りをしたのだ。中国はもはや観察ではない、見物人ではなくて応援団でもない。このときから中国のブルーヘルメット部隊はカンボジアにおける十八カ月間の平和維持活動を開始する。これは歴史的、現実的な意義を持った偉大な先駆けであって、一つの時代の終えんと新しい一つの時代の始まりだということを言っているんです。そしてまた、世界平和というすばらしく、かつ輝かしい偉業を達成するために、平和を熱愛する中国人民と中国軍の役割は大変に重要になってきたことをあらわしている。こういう締めをしているんです。

非常に高くこのブルーヘルメットに対して中国軍人の使命感と、それから国民がこれに対する非常に尊敬の念を持っているといういろいろ書いてあるんですが、やはり中国も国際社会で今度は貢献できるだけの国になったんだということ誇りを誇っているんです。どこの部隊もやはり行く人は誇りを持って出かけていっているんです。そういう中であって、まして戦争でなくて戦争の後片づけであって、しかもそこでも一回内乱を起さねないようなことをやろうと、

難民も帰してやろうと。そういうような中で、ま

た危険が伴うから、一般の民間の人が先に出かけていくといっても統制もとれない。しかし、国連という旗のもとで各国が八百人から五百人とか、その程度の訓練された人たちを出してカンボジアと平和に貢献しようというのでありますから、これは良識ある方ならば話せばわかるのであって、私は日本国民の圧倒的多数が必ず支持する日が近くなると、今だってもう過半数を超えているわけですから。

いづかも言われたような、自治労といった左のようによく言われますが、この自治労の諸君もかなり知的水準は高いからね、これは。大学出以上だから、今ほとんどが。したがって、これは七割ぐらいの人が、六割以上の人がP R Oに賛成をしているという、この一事をもつて見ても私はわかるんだらうと。

したがって、P R 不足という点も大いにあります。ありますが、私は自信を持ってこれはもうどんどんと説明をすれば、わからない人は時代に取残される人たちであると私は思うんです。だから、大いにこれはもうP R を私もしますが、木宮先生も大いにやってくください。

以上であります。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 先ほどから御意見ずつと承っておりまして、これに最も合致するのは社会党案じゃないかという感じを私、持っています。

それは、一つはもちろん憲法との合致でございませうけれども、国論が二分されている。国際世論もさまである。そして、そういう中でどういう対応ができるかといえますと、国民が行ってらっしゃいと言っているのはやっぱり非軍事、文民による活動だと思えます。文官、文民の資格で行くということ。確かに我が党にもいろいろな意見はあります。しかし私は、個別の意見よりは国会の中で表明されている議論を中心にがんりいたしたいと思うのでございます。自衛隊のあり方は自衛官の能力を活用するという意味合いにおきまして、社会党案はその中身として、今後

常設されるものの中にそういった方々に退職して中核として入っていただくということを考えておきまして、そういうこれから新しい実験的な試みの中に歓迎するものなのでございます。

それから、先ほど先生がおっしゃいました、世界の繁栄の中で日本は恩恵を受けてきた。それも事実でございます。しかし、その反面、日本が平和憲法に徹して海外に一兵も送らず、かつ非核三原則、武器禁輸原則というものを保持して、全く節度のある行動をとってきたということが世界に貢献しているという面も見逃すことができません。私は、これからも武器の移転に関するさまざまな措置を政府がますます一生懸命やってくれることを期待いたしますし、そういった知的貢献を入れていくという意味において日本ほど適した国はないものというふうに思います。

国連憲章の問題が出ましたが、かつてハマーショルド事務総長が、このP R Oは七章による軍事の強制措置でもなく、六章の平和的紛争の解決オンリーでもなく、その中間の六章半だと言われた言葉がございまして。私たち日本国民は、この六章半、〇・五、そこに踏み込む合意があるのでございまいしょうか。私もやはり非軍事、文民で参加すべきだと思います。

また、私は、憲法論議も出しましたけれども、それに全面的に立ち入るのではなく、この政府案についてだけ非常に難点があると思っております。さつき先生が指摘されました自衛の問題について、憲法の解釈と国連の概念であるところの自衛との間に開きがあるということは御指摘のとおりなのでございます。

その第一の、正当防衛相当のもの、それも日本の隊員に限るというあの範囲内の日本の自衛隊のあり方、それからウ・タント事務総長の覚書、及びS O P が言っておりますところの第二の、安保理に与えられた任務遂行のための武力行使の可能性、ここに踏み込めないという自衛隊のあり方、その間にギャップがあることは歴然としておりまして、それをあえて送るならば、日本の自衛隊は

まことに国際的性格を持ち得ない、しかも他の外国の部隊とともに共同行動することが非常に難しい、そういった存在にならざるを得ないのではないかと懸念しているわけでございます。

でございますから、そのような問題がクリアされない現状におきまして自衛隊を送り出す、まあいいじゃないかというようなことは、事憲法に關してありますので、私たちとしては到底とることができません。ぜひとも非軍事、文民、そして民生のために日本が新しい境地を、国連のためにその経済力、その専門技術性、その熱意を使つてやっつけていきたいと考えます。よろしく願ひします。

○木宮和彦君 それでは、社会党案について質問させていただきますけれども、私は社会党案を、久保田先生の今おっしゃることを聞いていますと、社会党さんは今回の政府案に対して自衛隊ありきと、こういうふうにおっしゃいますが、私に言わせるとむしろ社会党案は非自衛隊ありきで、自衛隊に対する拒否反応がもとであつて、それで今回の文民だけでやろうと。だけれども、果たして文民が、養成できる範囲内、それから世界平和に、本当に参加することによって成果が上げられるかということを私は非常に疑問に思っています。

その辺はどうなんですか。本当に文民でもってPKOをつくつて、そして果たして、まだインフラもできていませんし治安もよくないところで、ほかの国にむしろそういうものは、まあ邪魔になると言つてはだめですが、足手まといになるんじゃないかという危惧を。しかも世界じゅうのPKOは全部軍人なんです。日本だけがそれではないという異質性というものについては、PKOに参加させることによって私はむしろマイナス面が出るんじゃないかという気がするんですが、いかがでしょうか、その辺は。

○委員以外の議員(久保田真苗君) お答えいたします。私、先日来から政府側の御答弁を聞いておりま

して、もう氣になつて仕方がない言葉があるんです。それは、民間のボランティアの方などが現にカンボジアにたくさん行つておられるわけですが、そういう方をつかまえて役立たずとか足手まといになつてはどうかという、そういうお言葉がございまして。それは、今現にカンボジアで活躍している、世界各国から来ているボランティアの方々に對して、非常に無理解なお言葉であるんじゃないかと思うわけでございまして。

先生のお聞きになつてゐるのは多分PKOに対する即応性とか自己完結性とかあるいは安全性とかといった問題ではないかと存じますけれども、社会党案でいきますと、文民といひましても文民の中にはいろいろございまして、警察官あるいは選挙管理、監視員あるいはその他の行政官、またいろいろな民間ボランティア、こういうものを含むわけでございますけれども、即応性につきましましては、社会党案は常設の隊をつくるという構想でございまして、少なくとも二千人のうちの核的の一部につきましてはこれを常設しておく、そしていろいろなチームを設けておきまして即応的にこれを出していきけるという点では、そのときになつてさあ出そうといつて呼びかけるよりもずっと即応性があるものと思つております。

また装備は、この社会党案によりますと国際協力隊に自前の装備を持たせるといふことでございまして、必要な装備はすべて持つていく、武器以外は持つていくといふことでございまして。

また、自己完結性につきましては、確かに自衛隊の自己完結性は強いのでございましてけれども、例えば国連の難民高等弁務官事務所の世界各国に在る職員あるいは消防隊、こういったところにも自活能力が十分にございまして、これの規模を少しく広げていくという意味合いにおきましては、この社会党案の中で教育訓練を行つてこの自己完結性をより一層充実するといふこととしておりますので、そういう意味で、私は足手まといどころか非常に役に立つ隊ができていくものというふうと考えております。

また、国連の中で文民の役割の増大ということ非常に真剣に計画しております。既におとし出しました事務総長報告でも「PKOにおける文民の役割」というリポートが出ておるのでございまして、国連のPKOの委員会の方でも毎年熱心にこの点を検討しております。ナミビア以来非常に文民部門が広がり、かつPKOの内容が冷戦時代のものあるいは中東型のものよりもずっと、選挙でございましてとか人権でございましてとか、難民の援助でございましてとかあるいは民生の面の援助でございましてとか、そういうところへ広がつてきております。その面から私どもは非常に貢献する面がふえておりますし、そこで一つのリーダーシップを持ちたいものだと考えているところでございまして。

○木宮和彦君 社会党案ですと、そうすると要するに武器は携帯しませんが、全然。

○委員以外の議員(久保田真苗君) はい。

○木宮和彦君 そうすると、もし、しかし戦争が終つて必ずしも治安がいいとは言ひ切れない場合もあるわけですね。これはニューヨークへ行つたつて治安が悪いということもありまして、ほかのソ連へ行つてもそう、東京でもあると思ひますが、その場合に、いろいろ監視なりあるいは選挙のあれをするにいたしまして、あの山のあの部落はどうも怪しいというときには国連の方で、UNITACの方で武器を持つていくつてくれ、小銃を持つていくつてくれという要請があるかもしれない。その場合には社会党案ですとそれを拒否するんですか、拒否できるんですか。それとも嫌だと言つて、それが実行できるんですか。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 紛争地におきましても、現に多くの国連職員、HCRCその他国際機関の職員、赤十字の人々、それから加盟国から行つた文官、そして内外のNGO、ボランティア、こういう方たちが今まで九腰で働いてきましたし、現在も働いていますし、これからも働いていくという、このことはお認めいただけると思ひます。そしてカンボジアでも例外でなく、一九七

九年、ヘン・サムリン政権にかわりましてから後、国際ボランティアの人々が実際には国連の開発援助の機能を置きかえるぐらいの勢いで長年の仕事に従事しているということも、今までの紛争の中でさえもそれをやつてきたということもお認めいただきたいと存じます。

治安上の問題はもちろんないとは思ひますが、すけれども、しかし、その安全の確保は現地の警察が行うという、それが本来の仕事であると思ひます。そして、どうしても危険な場合にはもちろん撤退、撤退をするという場合はあり得ると思ひます。しかし、それは国際的な常識ではありますけれども、文官、文民だからといって全く危険がないというようなことを私どもは申しているわけではございません。しかし、非軍事部門でいたします、文官、文民でいたしますと言ひ以上、他の国の人々がその部門でやつてゐる程度の危険は私どもも覚悟しなければならぬと思ひます。

しかし、それは国連の指揮のもとで行われる仕事でございまして、それは現地でさまざまな手当てが行われるはずでございまして、現地の警察があるいは私どもも派遣をしたいと思ひてゐる国連の文民警察がそのような仕事に、現地の警察を助けてその任務につくことは当然であると思ひております。でございまして、危険なのはもちろん軍人だけではございませぬけれども、しかし私どもはむしろ文官、文民が武器を携行などしてすぐ腰に手がいくというふうなそういう状態であることの方がよほど危険だと思ひます。九腰である、日本から来ている要員は非軍事である、そして文官である、文民である、このことをはっきりと明示して、そして活躍してほしいと思ひます。

○木宮和彦君 この論議を幾らやつてもどうも何にも実りがないような氣がいたしますけれども。治安が悪いということは想定は全くできるわけなんですね。むしろそれは戦争、今まで紛争があつたところがおさまつたばかりでまだ余熱と

というのがありますね。まだほかほか余熱があるところだから小競り合いというものは、もう当然治安の問題があると思いますから、そのときにやはり、あそこへ行けと言われて、よその軍隊で来た、参加したよその国の人に守られて行くようでも困る。

だから、その意味では、別段武器というものは使うのは決してこれは望ましいことじゃないし、ない方がいかに決まってるんです。ただし、今の先生のお話を聞いていると、もう自衛隊は嫌いだ、情緒的に。だからほかの文官が武器を持っていくのならいいけれども、自衛隊だけは嫌いだ、こういうふうに聞こえてしまうが、嫌いだ、それは私の偏見でしょうか。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 文官が武器を持っていくなどとは私は言っておりません。文官、文民は当然のことながら武器は携行いたしません。そして、私は、軍人の場合も、どのような武器を持つかは国連によって指定されるものと思っております。そして、文官、文民に対して、警察を含め、国連が武器を携行するという要請はいまだないと思います。しかし、文官、文民が、特に日ごろそのようなものを使ったことがない者がそのようなものを持つということ自体は非常に危険です、事故があった場合本人の責めにすること、も不可能でございまして、またそのような武器を持つことによって危険を誘発するという側面を十分考えなければならぬと思います。

私どもは、ですから他国の文官、文民、そしてボランティアが武器なしで現地で勤務しておりますその姿に倣いたい、それをするのみでございまして、それ以上のことは何もないのでございまして、

○木宮和彦君 じゃ、その文民がやらなかったという場合には、その責任はどこにあるのですか。

ございますから。しかし、その責任をだれがとって、それがだれの罪でという理由かということにつきましては、私は、国連のもとにそういった警察あるいは法律、こういうものを扱う人がいて、それによって相手国と交渉するとかいったような実務に入っていくものと考えております。

○木宮和彦君 納得しかねるんですが、それじゃ社会党案のそういう法案ができましたけれども、社会党さんから政府の法案に対して、国連とどういうコンタクトをとっているのかということをしればこの席でもお話がたくさん出ます。社会党案の場合には国連との突き合わせといえますか、今の武器携帯をしない文民だけのP.K.O.をつくって、それについての何というかコンタクトといいますか、そういうものは過去においてどの程度、だれとどこでどのくらいやっていらした程度、か、その辺をひとつ具体的にもしわかれればお教えいただきたいと思っております。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 社会党は野党でございますから、政府として法案について国連と交渉するというその意味での調整はいたしております。けれども、私もこの三年ぐらいの間に、あるいはそれ以前にもですが、社会党としてあるいは議員の有志の調査団として方々に行っております。特に国連本部につきましましては、社会党の調査団も二度ほど行っておりますし、また国連本部の中に入っておりますし、また個人としては私自身も含めまして何人もが国連本部あるいはP.K.O.の現場、それから北欧待機軍、カナダ、そういったところへ調査に行っております。

特に国連につきましましては何度も行っております、その意味では国連の關係文書を検討いたしておりますし、それから国連の原則、国連文書、そういったものをもとにしてこちらの方と話し合っております。

内容につきましては、私も意図しております文民の役割がどれだけのところか、あるいは丸腰で行けるのか、あるいはそういった軍事部門、非軍事部門のいろいろな面に文民としてどれだけ参加の余地があるのか、国連としては今後非軍事文民部門をどれだけふやしていく意図があるのか、そういったことを伺いました上で私どもの法案をつくりました。

つくりました法案は二度にわたって廃案になりました、今回のものは一番新しいわけでございますけれども、国際緊急援助、災害援助の分も含めて入れてございまして、これにつきましてもジュネーブへ回を派遣いたしまして、H.C.R.あるいは赤十字、そういったところの活動の状況を調べた上これをつくっているところでございます。

一番、災害時の便についての即応性を確保する意味から、やはり二国間協定を結ぶということがいかに大事かを痛感いたしました。ここに入れました、またP.K.O.その他、人道援助、災害援助のための資材、備品の備蓄の場所をつくる必要も感じておりますし、またできることならば地域において選挙管理その他、レスキュー活動のための訓練の場も設けたいということで、この私どもの法案に入っているわけでございまして、そのようなことにつきましましては、国連本部と、グールディングさん初め担当官といろいろなお話をした結果でございまして、その意味では国連の了解がこのような形ではあるというふうに考えております。

○木宮和彦君 じゃ、もう一回聞きますけれども、社会党案でも今言ったような部隊に等しいようなものをつくって訓練し、そして兵たんも抱え込んで、そして行けるように行こうと、こういうようなお答えでございまして、それじゃあれですか、社会党さんがお考えになつてP.K.O.も、やはりブルーヘルメットをかぶって日本の旗を持って、服装はどういう服装をして行かれるのか、その辺のイメージ、やっぱりそれやらないと、何だかネクタイ締めて行くように感じちゃって、どうにも一体これは何しに行くのかな、見物に行くんじゃないかと、こう思っちゃやうもんですから、ぜひその辺をひとつ……(発言する者多し) そう思っちゃやうからはつきり

そう言ったんですよ。(発言する者多し)

○委員長(下条進一郎君) お静かに願います。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 社会党案によりまして文官、文民の派遣は国際協力隊としての派遣でございまして、すべては国際協力隊員としての活動するわけでございまして、それに独自の制服を貸与することになると思っております。それは法案の中では「総理府令で定める」といたしております。そのデザインは機能的で清潔なものを考えることになると思っております。

それから、頭にかぶるもの、それから記章、そういったものは、国連平和維持活動に参加する場合は国連の規定に従うことになると思っております。また、人道援助、災害援助で二国間の協定によって行う場合は、それは独自のものを考えることになると思っております。

装備とおっしゃいますのは、多分今の服装の問題だと思っておりますので、その他装備、例えば病院船から云々といったことは今は省かせていただきます。

○木宮和彦君 そうすると、ベレー帽はかぶるんです、P.K.O.で行く場合に。二国間でなければ。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 文官、文民に対して国連がブルーベレーをかぶるようにもし指示した場合にはかぶることになると思っておりますし、そのような指示がない場合もあり得るかと思っております。

○木宮和彦君 そうすると、ブルーベレーをかぶれと言われればかぶるし、服装も総理府のあれで決まると。恐らく自衛隊も同じようなことで、決して自衛隊の服装そのままだけじゃなく、自衛隊もその文民も。ただ自衛隊の籍があるかないか。日本人ですと、両方とも。その辺はどうなんですか、結局は外国人から見たら同じだと私は思っております。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 国際協力隊は、社会党案ですべて文官、文民の資格で参り

ます。したがって、それぞれの服制に、例えばもとの実家の服制に必ずしも従う必要はないと思ひます。国際協力隊の制服であるということになるのではないのでしょうか。そのように総理府令で定めるといふことになると思ひます。

○木宮和彦君 ですから、私さつきから別に失礼なことを聞いていると思ひないんですけれども、服装とベレー帽と、自衛隊も同じような格好をして行く。武器の携帯はありますけれどもね。ですから、日本人がそこで貢献するんであつて、外国人から見れば自衛隊なのか文民なのかということとは全くこれは予見も予測もできないわけですから、そういう集合の中の方々のPKOが集まつたときに、日本だけが異質の行動をとらざるを得ないというところは、私は非常に国際協調の上からいっても実際の活動として行った人がやっぱり気の毒だ。

私は別に軍人が行くことに賛成しているわけじゃないけれども、やはり行く以上は貢献できるようなスタイルと貢献できるような立場を与えておくということが我々国民の責務のような気がするんですが、間違っているでしょうかね、その辺は。

○委員以外の議員(久保田真由君) 先生、何度も申し上げるんですが、私どもの案では自衛隊を派遣しないんです。ですから、行く人は文官、文民ですから国際協力隊の制服でよろしいんじゃないかと思ひます。文官、文民の資格で行く者が自衛隊の制服を着る、つまり私どもの場合は退職するということが前提なのでございますから、その方たちが自衛隊の服装、制服を着るといふことはおかしいわけではございまして、国際協力隊の制服というもので、明らかに日本の文官であるということがはつきりわかる服装であることが望ましいと思ひます。

○木宮和彦君 自衛隊も行くときには服装について格段、日本の自衛隊の服装でなくともいいんじゃないかと私は思ひますが、それはやっぱり総理府令で決めればいいことであつて、同じこと

だと思ひますがね。その辺はいかがですか、防衛庁長官。

○国務大臣(宮下創平君) 自衛隊が参加する場合の服装の問題でございまして、原則的に我が国の自衛隊の自衛官の服装で行くことになるだろうと思ひます。ただし、この表示につきましては、我が国の自衛隊であるという表示が必要でございまして、あるいはこういう腕章で日の丸をつける、片方には国連のマークをつける。あるいは帽子も場合による国連のそういう帽子をやるといふこともあり得るかと思ひますが、基本的には、自衛官が派遣される場合に、今現有している自衛隊の制服と別個のものを調達いたしましてそれでやるということは今このところ考えておりません。

○木宮和彦君 要するにPKOについて、日本が自衛隊であろうが文民であろうが外国人が見た場合には日本人が来るということ。ですから私は、自衛隊といえども国連旗のもとに働かし、国連旗のもとに行動をとる以上はもう日本の自衛隊じゃないんですよ、その活動そのものは。私はそう思ひます。

だから、それはあくまで日本のためにやるんだという考え方がなくて、国際のために、世界ののために、平和のために我々は行くんだというそういう自覚がなければこれはいかぬし、また事実そのとおり、日本のために行くんじゃない、しかも戦争に行くんじゃない、戦争をおさめに行くんだと、私はそういうふうには理解しているものだから、何でもそこに自衛隊を、それは自衛隊は違憲だという根拠があるとは思ひますけれども、その辺は防衛庁長官、行く場合にはどうなんですか。無論日本の自衛隊としては持ちはあるかもしませんが、やっぱり国連の中に組み込まれて行動をとるものだというふうには私は考えますが、これはそんな難しいあれじゃないんですけれども、どうなんですか、それは。

○国務大臣(宮下創平君) 委員から今非常に平明な形で御質問をいただきましたが、実はこの点が当委員会において野党の皆さん方から厳密な議論

として提起されている点でございまして。

したがって、私ももういたしましては、この任務はあくまで戦後処理、戦争に参加するわけではございせんから、平和協力業務ということとで参ります。そして、これがたびたび議論になりますように、国連の要請に基づきまして我が国が行くことが適当であると判断した場合に五原則によつて行くわけではございまして、この行動それ自体はあくまで国連の方針、これはコマンドと言われておりますが、この枠内で平和的な貢献をしていく。

しかし一方、この指揮権の問題等もございまして、けれども、これはたびたび総理、外務大臣あるいは政府委員からも答弁がございまして、懲戒その他の人事的な指揮権は総理大臣ないし防衛庁長官がこれは当然持っているわけではございまして。したがって、完全に国連のその現地のPKOの組織の中へすべて、言葉は悪いかもしれませんが、けれども、たこの糸を切つたようにぶつとりと切れて任すものではございせん。その点はもう明確でございまして、しかし現地に派遣される自衛隊員はこうした本場に我が国としての国際貢献をやるという意識でやるわけではございまして、これは国連のそういう平和的活動に献身的に、共同といひますか参加してやるんだということとはもう当然なことだと存じます。

○木宮和彦君 私もそのとおりと思ひます。やはりグッドコミュニケーションとか、常識的に判断していかないと、政治的な問題は、余り重箱の隅をつつくような話だけに終始しますと、それだけがクローズアップされては日本の責任は負えないような気がするんです。それは確かに大事ですよ。そういう細かいことがありますから、私はその指揮権の問題、指図の問題も大事だと思ひます。決してそれは不毛な論議だとは思ひませんけれども、しかし、大局を見なければ日本の使命は私はないような気がするんです。

ところで、防衛庁長官、一つお伺ひしますけれども、防衛庁も今までは日本だけのことを考えて

いればよかった。しかし、これからやっぱり米ソがこういう状況になりますと、国際平和に挑戦するようなことがしばしば発生すると私は思ひます。私は、憲法上、さつき最初にくどくどと申しましたけれども、当然その要請を受けて国連に協力する義務があると思ひます。国連に加盟している以上は。そのためには、時にはその武力の抑制に対してどういふふうなことをするか、あるいは安全保障のシステムをどういふふうにするか再検討して、もう一回その法制度を見直す必要がある。それは、国際平和協力という観点で、今まで欠けていたから。

だから、そういう意味で私は、自衛隊法第三条で定める自衛隊の任務として国際貢献の業務を規定することをもう検討する時期が、このPKOも大事だけれども、そのこともやっぱり念頭に置くべきような時代が来たような気がしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 委員の御質問の本意といたしましては、私も方向性としてこれはよく理解できるところでございまして。今後、我が国が国際社会の中で本場に平和貢献をしながら生きていくためのこの基本的な方向性についてあるいは理念について述べられた点は全く同感でございまして。

ただし、現在御審議をいただいておりますPKO法案は、あくまで五条件のもとで国連の要請に応じまして、これは義務ではないと私は思ひます。これは要請を受けたら義務的にどうしても応じなければならぬ、応じなければペナルティーを受けるという性質のものじゃなくて、我が国が積極的にこれからの国際社会の平和秩序維持のために貢献をしていくというものでございまして、本委員会でも貢献なのかあるいは義務なのか、あるいは今先生は義務だといふようなことを御指摘になれますが、私は義務ではないと思ひます。

つまり、この方向性からいいますと、我が国はあくまで主体的な我が国自身の判断に基づいて、

そしてこれを派遣をしていく、自衛隊を派遣していくということですが、義務とまでは言い切れませんが、将来方向の問題としては、先ほど条約局長から国連憲章を引用なさっている説明がございましたとおり、また我が党の一部におきましてもそういう有力な見解もござい

す。将来方向としての方向性は、私はそれは十分検討に値し、またある意味で正しい方向を指示していると思えますけれども、現実の場合はまだ国連軍もできておりませんし、四十三条の協議もできませんし、七章は稼働しておりませんし、PKO自体がこれは慣行によって積み重ねられた平和的な業務でございまして、まだ現時点ではそういう現実にはなっていない。したがって、我々としては五条件をきちんとした法律で、そして憲法の制約下と調和しつつ国際貢献を果たそうということでの法案をお願いしておるというのが現実だと存じます。

○木宮和彦君 私も別に、義務と言ったのはどうも勘違いしたようで、責務でございまして。その辺はそのとおりだと思います。

ただ、何か私の質問はひどく右翼がかつていように聞こえるかもしれませんが、私は逆でして、私はもともと戦争を経験した者の一人でございますし、当時反ミリタリズムで、何とかして士官学校、兵学校へ行かない、それでにらまれた方で、教練は丙をとりまして、高等学校へ入るにもなかなか丙だとして入れてくれないで困ったことがあるんです。至ってそういう点では平和的である。むしろ逆に、それはあの時代にそういうことをやっただけですから、反省でもないかもしれません、根はどつちかというところとなしくて、まことに戦争は大嫌いなんです。

ですが、しかし今の日本は、かつて日本の陸軍や帝国主義の一部の勢力が非常にばつこしていた時代とは私は違うと思うんですよ。やはりそれは戦後四十五年間の民主主義を、成熟したとは言わないまでも、少なくともこれはもう信用してもい

いという観点に立つか、あるいはどうも日本の民主主義、いつ一日でひっくり返るかわからない、タイミたいなものです、そういうふうな認識されるのかによってこのPKOの問題も随分変わってくると思う。

だから、自衛隊は過去四十五年間随分自重して、防衛庁事務次官なんかも大変いい発言をなさって、私はやっぱり国民に愛され、国民が支持、国民がやれよということではなければ自衛隊はできませんよ。これは本場にグッドコモンセンスで、昔は自分が大將になりたいからやっただけかもしれないが、今はそんなことはないと思うので、どうぞひとつそういう意味で、これからの自衛隊というものは国民に愛されるときに国民も尊敬するような関係になることが今回の根底に私は一番必要な問題だと。それが、別に報道機関を悪く言うわけじゃないが、やや傾向的にどうもアレルギーが強いような気もしないでもない、これは私の偏見か。

私は自衛隊は嫌いな方ですけども、でもやっぱりそういう意味ではこれから本場に愛されていくことが大事だと思うんです。ちよっと支離滅裂で精神分裂かもしれないけれども、別にそういう意味じゃございません。趣旨はわかんと思うんですが、総理大臣、どうですか、これからの日本の歩むべき道についてひとつ御訓導を賜りたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今、冒頭に幾つかのことをお述べになりました中で、要するに日本の民主主義、戦後五十年に近いこの日本というものを信用するかどうかということが問題の基本にあるだろうとおっしゃいました。私もそのとおりであると思います。

そうして、そのためのまたシビリアンコントロールでありまして、この法律で申せば五原則というようにございまして、そういう信用を担保するためのことがただこの法律に考えられておるかということも大事な点であると思えますが、その点、私も万全を尽くしてこの法律

の中にそういう幾つかのいわば保障措置を入れておる、そういうふうな考えております。

結局、確かにこの戦後五十年に近い我が国の歩んでまいりました道、それを支えるんだん若くなるジェネレーション、憲法の下で育った人々が今形づくっているこの国のいわゆる民主主義に対する自分自身のいわば自信と申しますか、それについての信念というものがどの程度であるかということがやはり議論されているだろうと思えます。

一部には、いやそれはまだまだ自衛隊というものもいろいろ危険がある、あるいは極端に言えば連憲だと考えていらつしやる方もある。国民の大多数はその点はそう考えていないということがは明らかでありますけれども、しかしそういう一部に疑念があるということもやはりまた事実でありますならば、この法律の中で、殊に自衛隊に海外に平和目的のために行つてもらうとなれば、シビリアンコントロールとかあるいはいわゆる五原則に述べられておるようなことを十分にこの法律の中に取り込みまして、そして一部にありますが、これは内外ともにあり得ることでございますから、懸念に対して十分に対応する。

あるいは本官委員が先ほどもおっしゃいましたように、いわばこれをつくるといふことも大事だが、実施をするときが非常に大事なんだとおっしゃいました。この法律の運用につきましても、そういうことはさらにさらに注意をしておかなければならないと考えておりますが、しかし、それだけのことを申しました上で、やはりこの際我が国が内外ともに求められておるのは、このような金ばかりでない国際貢献である。それも実行をもつて有効に国連の平和目的に協力できるような体制をとつての国際貢献である、このように考えております。

○木宮和彦君 それでは、最後に久保田真苗先生にお尋ねして終わりたいと思いますが、現在これだけ日本が経済大国になったことはもうお認めだと思えます。その日本が、今私も言いましたが、

成熟した民主主義まで行っているかどうかは別といたしまして、しかし世界のレベルから比べれば現在の日本はかなり民主主義は成熟しつつある、こう理解しても私は間違いないと思うんです。

その日本が世界の平和のために、その民主国日本の自衛隊がPKOに参加するということは、その資格が全くないというふうにお考えなのか。最後にひとつその辺の先生のお気持ち、個人の気持ちで結構ですが、その自衛隊に対するお気持ちを伺いたしたいと思います。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 日本が民主主義の制度で戦後頑張ってきたことは間違いないこととすし、日本人が民主主義を目指していることも間違いないと思えます。

民主主義の国としては、世界の国の成熟度はさまざまだと思えますけれども、この国連平和維持活動に軍を出すことにしましては、あるいは文民の場合もそうですけども、利害関係のある国、そういうところを省くといったことなど、そのような条件のものを除外すれば、これはすべての国に開かれているものだと思います。国連の場合は、でございますから厳正中立に立つこと、そして国連の指揮下で働くこと、そういったことを受け入れる国であればすべての国に開かれている、利害関係の国以外は。

ということですけども、日本の場合、日本が自衛隊を出す資格があるかないかというよりは日本自身の憲法あるいは国民合意、そういった観点からしまして一定の自分の枠というものを憲法で持っていると思えます。そして、その枠を守っていくということの中から、その枠の中でできる最大限の活動の場をむしろ非軍事面に求めるということとを私は本心に真剣に考えているわけでして、それは日本が民主主義の国であることも、日本の自衛隊だけが国際世論によって特に禁ぜられていないという、そういうことがないことは当然でございます。私も自身の判断におきましてどうやっていくかということを考えていくというのが

筋だと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○木宮和彦君 残念ながら、どこまで行っても平行線ということだけを悲しいかな認識いたしましたし、私の質問を終わります。

○木庭健太郎君 今回の審議の一つの焦点になっておりますカンボジア問題で、きょうはお伺いしたいと思ひます。

私たち公明党も、石田委員長を団長にカンボジア訪問団を先日派遣いたしました。現地の実情をつぶさに調べてまいりました。昨年七月にも、私初め党調査団をカンボジアに派遣して、今が二回目でございます。既に、総理初め政府にカンボジア問題での提言を行っておりますが、きょうはこれを中心に質問をしたいと思ひます。

まず、最初にお伺いしたいのは、カンボジア問題と我が国のかかわりをどうとらえるかであり、日本の国際貢献のあり方をどうするかという問題でございます。

カンボジアと平和が単に一国の平和にとどまらずに、冷戦後のアジア地域全体の平和に不可欠な課題である。また一方、冷戦後、世界において地域紛争が多発する傾向がある中で、カンボジアと平和、特に国連のPKOであるUNTACの展開は、国連を軸として地域紛争を平和裏に解決するというテストケースであるというようなことは多くのの方が指摘をしております。また、カンボジア問題は、我が国にとっても清岸戦争後、一体日本は国際社会の中でどうあるべきか、という責務を果たそうとしているのか。いわば、我が国に求められている総合的な国際貢献の試金石と認識いたしております。

カンボジア問題こそ我が国が、先ほど総理もおっしゃっておりますけれども、従来のような金、物中心の国際協力にとどまらず、顔の見える協力、ともに汗を流す協力、心を通じ合う協力とする第一歩と思うのですが、まず総理の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先般も、石田委員長ほか皆様カンボジアを訪問されまして、現地の状況をくわしく御視察になり、また指導者とも会談をされました。我が国として何をなすべきかについて私にお話しをいただきまして、御教示を受けるところが非常に多いと思ひました。

我が国といたしましては、ただいま木庭委員の言われますように、本来、パリ平和会議の段階で、第三委員会の復興支援のための議長を務めておりました。また、一昨年の夏には東京において、カンボジアに関する東京会議を開きまして、これ自身にはすぐには実を結びませんでしたけれども、その後には四派の間の話し合いが成立することについて一つの契機を提供したものと考えております。

幸いにして、四派の間で十三年間にわたる紛争の終結についての合意が一応でき、またスプリム・カウンスルのようなものもでき、そしてシアヌーク氏が長となつて一応の体制を整えた上で国連に対してUNTACの派遣を求めた、こういう状況でございます。

したがって、我が国としては、もとよりこれは当然のことでございますけれども、アジアの隣に近くにある国の平和というものが何と云つても、その当事者の方々はもちろんですが、アジア全体、近隣にとつても大事なことであります。しかも、我が国の力からいへば、このことについてできるだけの貢献はしたいということを今までもやってまいりましたが、いわんや国連がこの処理に当たるということになりますれば、この国連の平和維持活動に貢献することは、従来のいきさつから見ましても、またアジアにおける我が国のアジアに対する責務から申しまして当然のことである。

ただ、我が国には我が国の憲法がございますから、その中で我が国のできる限度はどこであるか。また、憲法はいかにあるべきかということがいわゆる五原則であり、あるいはこの法律に盛り込まれた幾つかのいわば保障措置でございますが、そ

のうちのうちで我々としてはやはり全力を振るつて、かつてのような金だけの行為であるといったようなことでなく、それとともに汗を流すという貢献をいたさなければならぬというのが基本的な私どもの考えでございます。この点は先般石田委員長から御教示を受けましたお考えの基本と、政府と同じ考えをいたしておるということを強く感じております。

○木庭健太郎君 今、総理からカンボジアに対する基本姿勢をお聞きしたわけですが、一つは、私も非常に心配しているというのか、現地で既にどういふ声が上がっているかということも調査団、訪問団が聞いてまいりました。

例えば、ブノンペン政府のフン・セン首相、あの方が日本に強い期待を寄せられて、旗の話をされております。一つだけ旗が欠けているという話をされておりました。また、私も会った、これは現地でPKOを展開しているインドネシア部隊の責任者の方ですが、この方は、日本がなぜ平和をつくる活動に参加できないのか、日本は金を出すが人は出さないという批判を私も聞く、このままでは国際社会から取り残されるのではないかという話をされた。

また、ブノンペンの市内で今いろいろ声を聞いたときに、どんな声が出てきているか。日本は平和づくり、平和維持活動には協力しないで平和の果実だけを持っていくようにしている、こんな声が既に始まっている。

また、私自身、昨年七月、カンボジア初め東南アジアを回りましたときに多くの方から共通して言われたことがございます。どんなことかという、日本は平和なときにはいろいろと協力をしてくださる、本当にありがたい。ただ、私たちが本当に困ったとき、なかなか難しいんですねということを言われました。その声に対して私自身は、いや、今日本国内でそういうこともできる体制を整備しております、そうお答えをしましたけれども、こういう声、私たちは真摯に受けとめな

総理自身こういうお声を多分聞かれると思ひますけれども、こういう御感想をお持ちか、一言あればお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) そういう現地の声はフン・セン首相からも直接聞きましたし、またいろいろな機会を通じて聞く機会が多々ございまして、それはまことに真実の叫びであらう。全く十三年間戦乱の末にようやく何とかその戦争が終わろうとしている。戦争をはっきり終わらせて平和を築くために、できるだけ国連を中心とした力をかしてくれんというからかりたい、その中で日本が有力な国であるということは、これはカンボジアの人たちはみんな知っているわけでございまして、日本からひとつ、おっしゃいますその二十何年目の旗ということに象徴されるように助けをくれないんどうかと。それはまことに私は真実な叫びだと思ひます。

もちろん、その方々が日本の憲法ということをよく知っておられるわけではありませんが、恐らくその人たちは全くよその国並みにと普通は考えておられるだろう、それも無理からぬことです。しかし、そういう声を聞きながら、我々としては我々のできる限りの協力をする、できる限りの助力をする、貢献をするということが我々としての当然の務めだというふうに思ひます。

○木庭健太郎君 UNTACの協力の問題で何いしたいと思ひます。

UNTACは、六月からいよいよ武装解除の監視、動員解除の監視といった第二段階に入ります。そういう監視業務を行うPKFの本体、いわば歩兵大隊の部門は要員がほぼ充足したと聞いております。先日、参考人として御出席いただきましたUNTACの明石代表からも、今要員が足りないのは緊急の建設とか道路補修などを担当する工兵部門とかロジ部門、輸送、通信、また丸腰で参加します停戦監視団についても、五人でも十人でも参加してほしいとの指摘がありました。私どもの訪問団も現地をつぶさに調査し、今か

カンボジアに展開するUNTACに我が国として支援しなければならないのは、こうしたいわば後方支援分野であるとの認識を強いたしました。私どもはPKFの本体業務の凍結を主張しておりますし、それでも十分な協力ができると確信もしております。

ただ、今私が外務大臣にお尋ねをしたいのは、凍結論への政府の対応は別として、カンボジアの現状、またUNTACの現状から見て、我が国として現地のニーズの高いこうした後方支援分野にまず参加することが最も肝要ではないかと思うんですけれども、それについての外務大臣の見解をお伺いしたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) もう既に御承知のとおり、分担金その他では積極的に日本は協力をいたしまして、お金は支払い済みということになっております。

これは、どこまでも協力でございますから、押しかけていくわけじゃないので、ニーズのないところへ行っても仕方がない。やはりUNTACとよく相談をした上で、今言われたようなロジ部門とかその他の向こうの希望するところに行くというのが基本だろうと存じます。

○木庭健太郎君 もう一つは、UNTACにどういう人たちを派遣できるかという問題であります。

訪問団の報告、また私自身カンボジアの現状を見てまいりました。隊員の住居の確保とか飲料水とか食糧の確保、四十度近くにも達する気候、いまだ不安定な治安状況など、私はやはり極めて困難な状況だと思えます。正直申して、文民が本格的に参加するというのは難しいと思っております。やはり専門的に訓練された自衛隊の能力を活用することが不可欠だと判断いたしております。

現在、UNTACに参加している例えばインドネシア部隊は、兵舎一つを建てるのに自分たちの力で一カ月、二カ月かけてようやく準備が整った、こういうことを言っておるわけでありませう。

また、先日から指摘されていますけれども、例えば医療とか通信とか輸送、さっき出た道路や橋の復旧などの緊急のインフラ整備、こんな軍事色の薄いこれらの部門も現状ではUNTACではすべて軍人が担当しておるのであります。我が国が万一文民を派遣しようとしても、UNTACでは受け入れられず、さらに一緒に活動する相手が全然軍事的知識がないということになれば、部隊として動くことになっていない、そういうことであれば業務に支障のおそれがあるということを見地のUNTACの部隊の方がおっしゃっているわけでございます。

確かに、UNTACに文民警察、選挙監視など文民の活躍できる分野があることも承知しております。しかし、それはUNTACの基礎的整備が終わる、将来の、少し後の話だと思われ、そのときはもちろん積極的に参加すべきだと考えます。

たびたび総理も外務大臣も同様の認識をお示しされておりますけれども、UNTACへ派遣する場合、人の問題についての基本認識を再度伺っておきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはもう先生のお話のとおりでありまして、特別に説明する必要はないと存じます。

どういふ部門が希望されるかわかりませんが、希望された部門ではやっぱりその道の訓練された人たちを選んで出すということが重要であろう。全く不向きな人を出しても仕方がありませんから、それに向くような人を、自衛隊ばかりでなく、海上保安庁あるいはその他関係行政機関等からもそれぞれの専門家を欲しい、そう思っております。

○木庭健太郎君 ちょっと突然ですけども、一つ聞いておきたいのは、文民警察はどういう装備を持っていくかという話が先ほどのやりとりの中であったんですけども、丸腰という話がちょっとあったんです。私の認識では、文民警察の場合は日本の警察官と同じですから、少なくとも短銃の装備は持っているはずだと思うんですけども、政府委員、わかれば答弁してください。

○政府委員(丹波實君) PKOとの関連で文民警察が活躍いたしますのは、過去の例ではサイプラスの例、それからナミビアの例、今回が三度目になります。ピストルに類する武器の携行というものが認められておる。例えば、UNTACの例で申しますと、全部を調べたわけではございませんけれども、例えばオーストラリアから出ていっている警察、それからマレーシア、シンガポールなどの警察はピストル類似の小火器を携行しておるといふふうに承知いたしております。

○木庭健太郎君 わかりました。ちょっと疑問だったのでお聞きしました。

次は、先ほど外務大臣もおっしゃったUNTACに対する財政上の負担の問題であります。確かに、日本は今一生懸命やっております。一・二・四・五の枠ということもきちんと果たされようとしておる。ただ、世界的なPKOの展開の現状を見、またUNTACが今財政支援を受けている状況を見ると、やはり我が国としてはこれはもう少し対応すべき課題ではないかと思うわけでございます。

明石特別代表は三分の一という言葉を参考人として何かおっしゃっているように思いますが、私も、やはり三〇〇程度は日本として負担する必要があるんじゃないか、それを国民に広く理解を求めても理解が得られるんじゃないかと思いますが、この点について見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) UNTACの総経費については、明石代表が日本に求めたときにおおよそ二十四億ドルというふうなことを言われたのでございますが、現時点で、国連事務局の見積もりでは約二十三億ドルとなっておりますというように聞いております。UNTACの本体が十七億ドル、そのうち立ち上がり経費が二億ドルがありまして、それから十五億ドルということでしょう。復旧部門で六億ドル、そのうち難民の帰還部門で約一億ドル強、これは現在、国連総会で審議中でございませう。

今の段階で何%がいいかというようなことはまだちょっと申し上げる段階じゃないと思いますが、日本として今までのいきさつその他も考えて、一・二・五%では済まない、そう思っております。

○木庭健太郎君 もう一つUNTACの問題でお聞きしておきます。

このUNTACというのは選挙が終了すれば任務が終了するわけでございます。ただ、カンボジアの現状を見、選挙後の政治情勢を考えると、まだ各派の間には根強い対立感情もございまして、予断は許されないと感じるわけでございます。政治的安定と健全な民主主義をつくるためにも、私どもは選挙後一定期間のUNTACの存続が必要ではないかと感じます。ただ、泥沼のような長期化は避けるべきであるとも思っております。

私どもの石田委員長がシアヌーク議長にお会いしたときに、シアヌーク議長は、カンボジアの指導者として五十年近くになる歴史的経験から、少なくとも三年間の継続を強く主張なさっております。それはそれとして、UNTACの参加に当たっては、我が国としてもこうした点を念頭に置かなければならないと考えておりますけれども、カンボジアを含めて東南アジア情勢には渡辺外務大臣は精通しておられるとお聞きしておりますし、この辺の点についてお聞かせ願えればありがたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは今UNTACが一年半くらいで終了しようという段階ですから、そこから先のことで言ってしまうのはいかにもなものでないか。ただ、シアヌークさんを初め、内部にはそれぞれ三制武器を持ったグループが全部いるわけですから、それが本場に新しい政府の完全な指揮下に入らなければならないということになればもうそれで結構なんじゃないか。しかしながら、まだ民主主義が定着していないという点から、シアヌーク殿下などは少し落ちつくまで残ってもらいたいという希望が出てくることも事実で

すが、どういふふうには日本がするかは、まだ法律もできていませんし、実際に出発したわけでもないし、そういうような全体の動きを見た上で、これは国連と相談の上で決められることになるように存じます。

○木庭健太郎君 次は視点をええまして、現地で頑張っている方々、NGOの方々の支援策について伺いたします。

今回の訪問団もブノンペンで、現地で頑張っている方々、NGOの方々の支援策について伺いたします。一番やはり意見が多かったのは、住居、水、食糧といったバックアップ態勢がないという中で、その厳しさをお訴えになっておられました。そういう状況ですからやはり体調を壊される方も多くて、また増えざるを得ないというケースも出ておるようでございます。ただ、そういう状況の中でも、例えば自動車整備の指導とか医療とか、いわばきめ細かな支援に全力を挙げていらっしゃる。私は、いわば国の顔の見えるという、UNTAACへの本格参加という問題がありますが、それは別としてこういうきめ細かいことをやっていらっしゃるNGOの方々の政府として全力で支えてあげることも大事だと感じております。

政府として現在カンボジアのNGOへ具体的にどういふ支援を行っているのか、具体的かつ簡潔にお話をお願いしたいと思います。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。カンボジアにおきましては、和平の達成の前からでございますけれども、御案内のように、民間援助団体、NGOが非常に活発な活動を行っているというふうに承知いたしております。このようなNGOの活動に對しましては、政府として従来からNGOの補助金、事業補助金でございますけれども、こういうものを用いまして積極的に支援してまいりました。

例えば昨年の例をとって説明させていただきますれば、カンボジアでNGO四団体が行う八件のプロジェクトに對しまして、総額五千三百万円と

いう補助金を出しておりますが、それは今御指摘ございました職業訓練事業、あるいは人材育成事業、医療事業、あるいは生活環境、これは井戸掘りでございますけれども、こういうものに対する補助金を供与いたしております。

さらに、これに入りまして先方政府がだんだん安定してきたということで、我々が持つております小規模無償制度というものを導入いたしました。我が国の二つのNGO、これは今お話のあった日本国際ボランティアセンター、それから「二十四時間テレビ」チャリティ委員会といったようなところに対して、これは病院の事業、さらには病院の検査室の整備計画、それから自動車の整備技術といったものでございますけれども、これらに對しまして約一千万円近い援助も実施しております。

こういうことで、我々といしましては、NGOとの連携強化というものは、御指摘のとおりきめ細かい援助ということで大変重要だということに考えておまして、これからも優良なプロジェクトに對して適切に積極的な支援してまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○木庭健太郎君 確かにやっていらっしゃる面があるんですけども、例えば現地で聞くところなにかというところ、今、日赤からカンボジアの中でいわれる出産技術というのが、出産技術というのは子供を取り上げる技術がまだ余りきちんとできていないということ、日赤からこのために医者さんと看護婦さんが派遣されているわけですが、そういう方々が言われたのは、例えば日本から分娩のための器具をカンボジアへ持っていく、しかしこの器具が壊れてしまった。ところが、こういう壊れた場合は現地で直すことができないのだと、どういふことを考えたかというところ、やっぱり現地の知恵だと思ふんですけども、いわゆる分娩器具、金属製じゃなくて木を使ってできないかということ、木を使った新たな分娩器具を自分たちでつくられた。それがなかなか好評

で、じゃ今度はそれをいざ皆さんに教えない、皆さんに指導したい、こう思つても、この器具をつくるだけのお金というまではなかなかない。なかなか現地のニーズに合ったきちんとしたことができないで悩んでいらっしゃる面があるのも事実であると思ふんです。本日に細かい話ですけども、一つは国の顔の見える部分、こうした細かいことが私はずいぶん必要だと思ふんです。

今、局長の方から今後も積極的に支援したいというお話があつておりました。私は、それならば、政府が六月にカンボジアの復興閣僚会議を開かれるわけですね、これは中長期的視野だと思ふんですが、そういうふうな場にも反映するべきだと思ふし、政府が政府としてこういうNGOの意見を聞く場をきちんと設定して、総合的な援助を考へるときの一つの部門とするべきだと考えておりますが、これに對する見解をお伺いしておきたいと思ふんです。

○政府委員(谷野作太郎君) ただいま政府委員から御答弁申し上げましたように、このカンボジアの復興、復旧を考へる場合に、やはりNGOの役割、我が国のNGOの方々も含めてでございますけれども、大変大事だと思ふんです。そこで、六月に開催いたします復興閣僚会議、閣僚レベルの会議でございますが、その場にNGOの代表の方の参加をぜひ確保したいと思つております。

先般、準備会合をさせていただきました。一応オブザーバーで呼びましたらどうであらうかというふうなお話でございました。しかし、その後本委員会におきましても、発言の機会を与えられるべきであるという御意見もございまして、そんなことも含めまして、どういう形で御参加いただく

か。御参加いただくことは間違いないわけでございますけれども、どういう形で御参加いただくか、オブザーバーといつても御発言の機会が全くないわけではございません。そういうことで、今カンボジアのブノンペンにCCCという対カンボジア協力委員会というのがございます。NGOの連合体でございますけれども、そこと今連絡をとらせていただいております。

それから、会議の前にNGOの方々だけのお集まりをいたして私ども御意見を伺うということも一つの御意見だと思ふんです。参考にさせていただきます。

○木庭健太郎君 もう一つ、NGOへの支援という問題とともに、やはり緊急的に必要なのは具体的に目で見える、いわば即効的な援助というのにも必要と思ふんです。これは特に人道上の面からどうするかという観点でございます。

前回この委員会と同僚の太田委員が、タイで義足をつくつていらつしやるお医者さんの話をさせていただきました。カンボジアには地雷によって足を失われた方が十万人近いとらつしやる。その人たちに割合簡単な方法で安く義足をつくつていこうという方法なんですけれども、基金をつくつてやっていこうというふうなことをやっている方もいらつしやる。そういう人道的な支援というのが、NGOの援助とともに、一つ大きな中長期的な援助、UNTAACの援助とともに別に要る問題だと私たちは考へておるわけでございまして。

特に私は、この緊急援助、即効的な援助で最も大事なのは次の五つだと考へております。一つは、今言いました義足の提供の問題であります。これは非常に高度な医薬品が不足しております。これは別に高度な医薬品とは言いません、家庭常備薬程度の医薬品。もう一つは、水の問題が前から言われております。簡単な水のろ過器。もう一つは、それとともに水不足の問題がありますから給水車。もう一つは、今一生懸命行われている難民輸送用のバス。この五つが今至急要る問題だと思ふんです。私も公明党がカンボジアに行きましたと

きに、給水車と難民避難用のバスの手当てをカンボジア政府に申し入れましたら非常に喜ばれました。本当にありがたいという声が返ってまいりました。

本当に簡単にできることでございますけれども、少なくともこの五つについて政府が取り組む考えがあるのか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。

カンボジアの国土の復旧、復興、それから国民生活の安定に積極的に貢献するというのが我々の基本的な姿勢でございますが、今御指摘のように人道援助、緊急に必要とされる援助というものが我々の基本的な認識でございます。そういうことで、中期的な援助ニーズとともに、とりあえず何が必要かということについても、我々随時調査団を出してその把握に努めている段階でございますが、まず今までやったことについて申し上げれば、本年一月に医薬品、それからこれを輸送するための車両といったようなものを日本赤十字社を通じて供与した実績がございます。

御指摘の五つのうちの医薬品についてはそういう形でやったわけでございますが、水それから給水車のニーズがあるという御指摘、それから義足についても我々今までの調査団で調べてはきておりますけれども、この点についてももうちょっときちっと調べて、その調査に基づきましてできるだけの手当てを可能な限りやってまいりたいというふうにご考えております。

まだこれからいろいろなニーズの把握、カンボジアの場合援助の迅速性ということとともに適正に行うという要請もございまして、その辺を両方両立させながら援助をやつてまいりたいというふうにご基本的な考えでおる次第でございます。

○木庭健太郎君 もう一つ、今度は中長期的、総合的な援助を検討する場合のことでございますけれども、これも現地を見た調査団から復興援助のあり方についてひとつ提言をしたいと思っております。

先ほどお話があつておりましたけれども、六月にカンボジアの復興会議が開かれる。そこでカンボジアに対する中長期的、総合的な援助が検討をなされるわけでございます。

ただその際に、ぜひ注意していただきたいと感ずるのは何かといいますと、一つは、総理も外務大臣も御存じのとおり、今カンボジアの行政機構自体が残念ながら不備なこともありまして、今までの日本の援助の形式ですと、まず復興計画の策定を相手政府にやっていたわけですね。そして正式な援助要請が出てくると、それが出てきたところで初めて日本の援助が決まるというのが通常のパターンなんですけれども、今のカンボジアの現状を見たときに、それをやっていたらいつ出てくるのかという、これは極めて厳しい問題があると私たちは感じております。ですから、日本が今までどおりの従来の形式的な手続にこだわらな過ぎてしまえば、この援助というものができなくなってしまうんじゃないかということも危惧いたしております。

ですから、これはもちろん内政干渉の問題があらります。もちろんその点は注意していただきたいんですが、もちろん、やはりカンボジアの援助を考えると、相手側の立場に立つて、例えば復興計画の立案とか、細かい話ですけれども援助要請文書の作成方法なんかも、ある意味ではこの手続の進め方も日本が教えてあげるといふようなことも必要になってまいれると思ひます。ある意味ではこういう親切な、今までの日本の援助と変わったやり方も頭の中にぜひ入れていただいてやっていただきたいと思ひます。これに対する考え方を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 確かに御指摘のとおりで、普通のやり方をすると一年も二年もかかって、普通の本当に遅いというところに必ず私はなると思ふんですよ。したがって、これは超法規制というわけにはいきませんが、いきませんよ、それは。いきませんが、できるだけ親切にやったりやることが非常に重要ではないか、そう

思っておりますから、そういう考えで進めさせていただきます。

だというように報告を受けております。それから館員の宿舎とかなんかは、もしなければプレハブでも何でも持っているて建てたらいいんじゃないかと私は言っているんですが、そこは多少臨機応変にやらなきゃ、人をあやすわけにもいかない。

○木庭健太郎君 次は、カンボジアの大使館の問題でございます。

参考までに言うと、アメリカが九名とそれから武官が四名とか言っていました。それからフランスが、自分が宗主国だといふようなところもあつて二十二名、豪州が七名、イギリスが七名、ドイツが四名、日本が八名といふことなんですよ。これが、これはどれぐらい仕事の量があるか、これからの協力の仕方ですが、必要に応じてやりくりしても安定すればそんなに要らぬわけですから、当初のうちだろと思ひますので、それは柔軟に対処していきたいと思ひます。

それだけの問題でなくて、これから本当にカンボジアに対する復興支援活動が本格的に始まる、また私どもとしてはぜひこの法案を通してUNTAACへの本格参加といふことを考えておるんですけれども、そういうUNTAACの活動が始まるといふ、もちろん先ほど指摘したNGOの方々の初め民間の方々も支援をしていただく、そういう状況になっていったときに、幾ら大使館の方々が献身的な努力をしていただいても現在の体制、たしか今八人だったと思ひますけれども、これに対応できるかといふ非常に厳しい面があると思ひます。また、ここにUNTAACが展開するといふことであれば、防衛駐在官の問題もやはり頭の中に入れて検討しなければいけない問題であると思ひます。

先ほど総理からお話がありましたけれども、私たちカンボジア訪問団の提言は、既に石田委員長から総理に直接お渡しをしてあり、ぜひ真剣な御検討をお願いしたいと思ひます。

外務大臣御自身も、このカンボジア大使館の問題、これでいいのかといふようなことをおっしゃったとお聞きしておりますし、やはり普通の大使館の規模と別の側面をいろいろ持つわけですから、そういった意味で抜本的強化が必要だと私は思っております。この点についてお考えがあればお聞きしておきたいと思ひます。

私どもは、カンボジアの支援を考えると三つの視点が必ず欠けてはならないと思ひます。三つの視点とは何か。一つは、やっぱり現在展開しているUNTAACにどれだけの本格的に協力できるか、この視点を失つてはいけません。また、きめ細かな援助に取り組まれているNGOの方々にどれだけの力があせるか。日本として民間に力があせるのか。三つ目に、中長期的視野に立った我が国の復興援助をどうするか。支援を考えるとときにこの三つを立て分けながら考えていかなければならないと考えております。特に私が心配しておりますのは、この中で一番緊急性がありながらいまだ体制ができていないのがUNTAACへの協力の問題だと感じております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 現在の大使館では、ホテルじゃだめですから、公邸とか事務所はホテルの中に今あるそうですよ、あることは。

○木庭健太郎君 カンボジアのホテルですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ホテルの中に。ですから、今移転する大使館の事務所と公邸は物色中

先ほど総理もおっしゃいました、カンボジアは私たちアジアの一員でございます。そしてまた、第二次世界大戦中に日本が迷惑をかけた国の一つでもございます。その国が、十数年続いた内戦がようやく終わって、何とか平和をつくりたい、助けてくれ、そう今悲鳴を上げているわけでございます。その声にこたえて、国連のもと、多くの国がUNTACに参加している。それなのに我が国が、社会党さんには申しわけありませんけれども、文民だ民生だとかだわってしまえば、私は実質的にはほとんど何もできないと思うのであります。

私も、このPKO法案をきちんと成立させることによって、憲法の今のきちんとした範囲内で自衛隊の能力、経験を平和的に活用することが、何度も繰り返すけれども一番大事だと確信しております。我が党の提言も含めて、カンボジア支援に対する総理の決意をもう一度伺いたいとして、私の質問を終わります。

○国務大臣(宮澤喜一君) カンボジアの事態に対して我が国としてなすべきことを三つの視点からたゞいま御指摘になりました。これは、先般石田委員長から承りました公明党の提言の御趣旨と軌を一にしているものでございますけれども、確かに第一のUNTACへの協力、これが当面一番の差し迫った問題であると思っております。

これは、いわば十三年間の戦争が終わって、生き死にの中から人々がようやく生への希望を生み出しつつある、そういう状態の中で平和を確立すること、そして戦争はやめましても地雷というものはございますし、それから自分の定着するところはないわけでございますから、そのところがまず一番の喫緊の問題である。これは命の問題でございます。それがたゞいま御審議いただいております法案の意図するところでございます。

次に、NGOへの応援につきまして、先般も御提言の中で、その活動の財政面及び現地地活動する人々への後方支援体制をしっかりとせよ。先ほ

ど外務大臣からお答えいたしましたとおりでございます。それから最後に、中長期的な復興の援助でございますが、これはおっしゃいますように、やはり一つの国づくりが行われている。政府そのものがしっかりして国をつくっている人ではないので、一緒にみんながしなければならぬというの

が私は本場のところだろうと思っております。したがって中長期的な復興の援助につきましても、向こうの立場になった気持ちで、ツケが来ないから応援はいたしませんというふうなことではこれは仕事ができないだろう、やっぱりこれはこうするかといったような、中へ入って相談を受けながら、意見を交換しながらといったような心がけでの中長期的な援助が必要ではないか、三つの視点についてそのように感じております。

特に、当面お許しを得て政府が、これは国会のお許しがないとできませんのは第一の問題でありますので、ひとつ御承認をお願いしたいと考えております。

○木庭健太郎君 終わります。

○委員長(下条進一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時二十一分開会

○委員長(下条進一郎君) たゞいまから国際平和協力等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、三案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中川嘉美君 私は、まず今のPKOをめぐる政界の精力的な党首クラスの会談の姿に対する総理の御所見と、そしてまた法案成立への思いについて伺ってまいりたいと思っております。

それは、ここ数日間、このPKO法案の取り扱いをめぐりまして、国会での活発な議論とともに、与野党間なかなか野党の中でも公、社、あ

るいは社、民、あるいは公、民、連合間で、人的な国際貢献は必要であるとの、いわば合意点を見出そうと必死の党首会談が相次いでいるわけであります。

この姿自体は、国民に対して政治に責任を持つ政党と、そしてまた国会がPKO法案にも真剣に取り組んでいる姿であり、私は大変いいことではないかと思っております。

そこで、このような状況に対する総理の御所見と、また法案成立に向かつての御決意のほどをまず伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) しばしば申し上げておりますとおり環境の中で、この法案を国会に御提出をいたしました。かなり長いこと今日まで御審議を願っております。衆議院におかれましては修正議決をされて、当院におかれまして御審議をお願いして今日に及んでいるわけでございます。

そこで、この法案の内容をめぐりまして、各党、各会派の間でいろいろ御意見が、当然のことながらありになられて、その間での法案をさらに修正すべきではないかといったような御議論がございまして、私もよく承知をいたしております。政府といたしましては、御提案をいたしましたものをもっと最善と信じておりますけれども、もとより、立法院の御意思が多数で別途に形成されるということであれば、当然それは尊重せられなければならないことだというふうな考えをしております。

したがって、たゞいままでのところ、このような修正についての各党各会派間の御討議に対しては、政府はもとよりでございますが、与党としても直接に関与をする、参画をするというふうな形をとっております。

これはさきほど申しましたことから、当然そうなるのであらうと思っておりますが、したがって各党各会派の間で、院としてのコンセンサスを得るためにいろいろ御努力がなされているということ、それによってまたある意味ではこうい

う御審議を通じて、あわせて国民の間にこの法案についての理解が深まるというふうな、そういうような結果も生んでおるかと思存じます。

いずれにいたしましても、そのような各党各会派間の首脳部による御折衝の中から、院の御意思が結成されるということでございまして、それは政府といたしましては御提案を最善と心得ておりますけれども、しかし院の多数の御意思が結成されるということであれば、それに対してはもとより政府としては謙虚にそれを承るという態度でなければならぬという存じておりますけれども、このような御折衝、御討議について、政府・与党としては直接にそれに参画をするといったようなことにはなっておりませんものというふうに考えております。

○中川嘉美君 非常に慎重な御答弁であつたわけでございますが、この党首クラスの会談とともに、報道によりますと強行採決の可能性であるとかあるいは物理的抵抗の文字が躍っているわけでございます。

私は、国会として国民に説明がつかないような、いわゆる旧態依然とした行動というものは断じてあってはならない、このように思うわけでございます。このような行動がなされないようにするためへの総理の強力な指導力を求めてまいりたいと思存しますが、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) たゞいまの御質問の主たる部分は、国会あるいは本院の運営についての御意見であるというふうに承りますので、それにつきましても政府として何か申し上げますことは適当なことではないと思存じます。

○中川嘉美君 それでは、この点はこの程度にいたします。

次に、いろいろこのPKO法案に反対の方々の要請書でありますとか、あるいははがきとかいろいろあります。二、三日前に来た中で、いまだに「自衛隊の海外派遣に反対します、近隣の国の人々を武力で威嚇するような国にしないであさ」と、こうなっているわけなんです。あるいは

体がかえって混乱を招くことになってしまう。業務に参加する自衛官が現地で大変につらい思いをするわけでございますが、総理及び防衛庁長官の御認識をここで伺っておきたいと思います。

○国務大臣(宮下創平君) 委員の今御指摘の点は、基本的には私も同感でございます。私どもが

○國務大臣(宮下創平君) 委員の今御指摘の点は、基本的には私も同感でございます。私どもがこの平和業務に従事する場合には、やはり国民的な理解と、それからまた周辺国その他関係国からも歓迎される機能、行動でなければならぬことは当然でございます。

そういう意味でこれからも努力を重ねていかなければならないと存じますが、しかし、たびたび本院で議論されております今さら申し上げる必要はございませんけれども、私どももこの点は自衛隊が、要するに自衛隊の本質は何かということからスタートしている議論でございますから、自衛隊はあくまでも日本の国が攻められた場合にのみ個別の自衛権に基づいて守るんだという

この建前はいささかも変わりないわけでありまして、その機能、組織を持った自衛隊、それを憲法に抵触しないという平和的な業務に平和的行動で参加するということが本件の主題でございますから、これはあくまでも私どもも粘り強く理解を求めていかなければならないし、本院の理解も得たい、こう思っております。

○中川嘉美君　PKOはいいことだからそのために派遣するのは構わないというだけではやっぱり済まされないと私は思いますし、今の御答弁で理解いたしますけれども、素朴なアジア諸国のやはり懸念があるということです。

この前、私実は本会議の質問のときにも触れたわけですが、というのはここで総理に対して一つ提案を行いたいと思いますが、かつて我が国が戦争の惨禍をもたらし、アジア諸国の首脳に

対して、全部でない、要するにその中の幾つかと
いうことから始まるかと思えますけれども、総理
が親書を送って本法案の真意について誠意をもつ
て説明するということ。これに対して、この件は
既にクリアしてます、あるいはまた行くのは一部

やはり現地がどういふ状況になっているか、まずそれを把握しないことには検討が始まらないわけでございます。

そういう意味におきまして、随時、的確な情報、特に場合によっては先遣隊あるいは調査団を派遣するなり、また地域にもよるでしょうけれども、現地に大使館があるようなところではその大使館の機能をフルに発揮する等々、あらゆる手段を講じまして情報の収集にこたえていかないといけない、そういうふうにいづく認識しておる次第でございます。

○中川嘉美君 私が答弁に立つても同じぐらいのことは言えるような答弁だったと思うんですが、自衛隊も行動に当たってはかなりの情報が必要である、このように思います。こういった内容の情報が必要という時点で必要と考へておられるか。この辺について、部隊が現実には作戦する場合、すなわち防衛活動をする場合はどのような情報が必要なのか。それからまた、平和協力業務なり国際緊急援助活動をする場合にはどうか。これは防衛庁長官だと思ひますが、お答えいただけますか。

○国務大臣(宮下創平君) 委員、防衛出動等の場合の基礎になる情報はどうかというお尋ねとPKOの場合と二つお尋ねいただきましたが、前者につきましては、もう常に私どもは、やはり専守防衛の立場でありますれば、それだけに余計情報をキャッチすることが必要でございます。我が国単独で情報も得ておりますが、しかし単独では得られませんが、多量でございますから、これは日米安保条約に基づく機能、こういうものをフルに活用いたします。また、客観的にも各周辺国あるいは関係国等々から情報を収集するということで、万般怠りなくこの点は最重点に考へていくべきものと考えております。抽象的で恐縮でございます。

そして第二点の、PKOの活動開始までの時点で具体的にどのような調査が必要であるかという点は、ただいま野村室長が言われたように、抽象

的にはそのようなことになると思ひます。具体的にはそれとどういふかといえば、要請がありました場合、例えばカンボジアの問題が今議論されておりますが、これはもう派遣先国の生活や風俗とか習慣、あるいは地理、気象、利用可能な交通輸送のインフラの状況とか、あるいは治安状況、また現在までの歴史、文化等々非常に広範にわたると存じます。

また、実際の任務が与えられたPKO活動を行う際に際しまして、その地域の周辺住民の状況でありますとか活動場所周辺の自然的な地形的な条件でありますとか、またカンボジアでございますと地雷が広範に埋められておるといふような状況もございまして、これも派遣地域でどのような密度であるのかとか、いろいろなことを事前に調査して的確に処理していく必要があるかと存じております。

○中川嘉美君 今、長官が挙げられたいろいろな項目、別にそれを補うつもりで別の項目を言おうなんという気持ちはないんですけれども、また言ったからといってまだだもったくさんあるかもしれない。だから、それで私は今、どちらかと言へば後者の方を重視して聞いたわけですね、PKOの方を。

PKOの場合はブラサルファとしていろいろなものがあるわけで、例えば土地のかたさであるとかあるいは地質そのもの。目的地に行く手段ですね、キャタピラなのかタイヤでいいのか。こうやっていくとたくさん出てくるわけで、建物などの程度地点をのべているのかしていないのか。あるいは道路とか橋とか樹木の状況はどうなっているのか。天候、水は言うに及ばず、食糧そのものをどのような形で調達し得るのかとか住民の実態、さつきもおっしゃっていただけたらどうなっているか。あるいは危険物ですね、例えば原子力発電所があるいは行く先によつてはあつてもないかもしれない。石油とかガソリンの保管状況がどうなっているかとか、いろいろあるわけですね。そういったことも、実は内々検討はしておりますということな

のかどうなのか。イエスカノーだけで結構ですけれども。

○国務大臣(宮下創平君) まだ具体的な任務の要請がございせんから、自衛隊としてはまだやっております。

○中川嘉美君 正直にお答えをいただいたわけですが、情報把握の問題は派遣された隊員がもうすぐにおつかる問題だし、それから時によつては死活的な問題とも考へられるわけで、一般的共通的なものとしては、先ほど触れておられました地形とか地質とか気候とか気象ですね。あるいは民族、宗教、言語、政治体制。このほかにも社会的な習慣、食生活、儀礼、タブーなんかもあります。

大変難しい問題がたくさんあるわけですが、特殊固有なものとしてはどうかという、混乱が生じている背景自体を理解するために、やはり歴史的な観点からの紛争原因の考察であるとか、あるいは双方の主張がどういふふうになっているのか、これらの情報が手元にならぬと、どんな装備を持っていくべきかという非常に基本的な問題も解決し得ないと私は思ふわけです。そういったことも全部含めまして、もう一度長官の御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮下創平君) 委員の御指摘のとおりでございます。そういった項目について我々は調査し、それを知った上で準備をし行動しなければならぬと存じますけれども、今までのところUNTAACの情報あるいは外務省を通じての情報等々、概括的な情報は得ておりますが、具体的な任務が与えられる場合は、今先生のお話のような状況把握はこれはもう随時必要でございます。

そしてなお、私も当委員会でも申し上げましたけれども、この法律を成立させていただくならば、公布を待たないで、そういったいろいろな視点を踏まえて直ちに調査団等を出して、そして任務遂行に遺漏のないようにしたい、こう存じております。

○中川嘉美君 ぜひそのような、もし成立した暁にはということでは当然ありますけれども、調査の方を手がけていただければと、こんなふうにも実は思ふわけで、例えば一例を挙げると通信能力。これは通信能力はあるけれども、しかしながら日本の通信機を現地に持ってすぐ使えるかどうかという問題は、周波数の問題とかあるいは割り当ての問題とかいろいろあるわけだし、それから湾岸戦争のときには、車にしても、もう砂でもってフィルターが詰まってしまつてどうにもならない。何遍も取りかえたというふうにも聞いています。これはもちろん多国籍軍の場合です。

それから、温度とか湿度、気圧問題、こういったものでハイテク技術がもう本当にほとんど通用しなくなつてしまつたというふうな話も聞いていますし、したがつてこのような情報というものは片手間でやれば集められないと私は思ひます。

そこで、今長官が言われたように、できるだけ早い機会にそのような調査にも乗り出しますというふうな御答弁でいただけます、そういった今までのずつと述べてきた収集とか整理とか分析とか保管ですね、こういったことはどこが責任を持つて行うのか、これを明確にしていかなければならぬと私は思ひます。

一つ一つ押さえて聞いていこうかと思ひましたが、時間の関係でこれを申し上げておきまして、ですから私は間違つても旅行案内所的な発想ではならないと私は思ひますよ、これは。今までも述べたように、相当量の情報を持つている米軍ですら、あの湾岸戦争のときにはもう本場に現地で驚いたというわけですから、こういった調査の問題については、政府として責任を持つてきちつとこの整備をする、この機会に約束をすべきだと私は思ひます。

現在ある行政機関の情報は、総合的にもうほとんど使えるような体制を組むべきじゃないか。特に外務省が保有している情報が当然重要なものとは思ひます。思ひますけれども、当委員会でも問

題になったように外務省のこの資料提出の姿勢が非常に消極的な面が目立つ、私もそのように実は思うわけで、これは外務大臣かと思いますが、本件に関してぜひとも前向きな大臣御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 外務省も何せ人数に限りがございます。ございまして、確実な情報とだけ持っていますかと言われましても、自信を持って言えるのはまだもう少し人数を充実してもらわなきゃならぬと思ひますが、もちろん外務省は専門的にいろんなところと情報連絡をとっております。おりますけれども、他国ほどスパイがましいようなことは日本の外務省はやっておりませんから。だからどうしても陰の情報をとるといふ点ではまだ少し努力はする必要があるだろう、そう思っております。

○中川嘉美君 午後のこの時間ですから、大臣もちょっと私の質問を率直に受けとめてもらつたらいいような気がするんです。

要するに、私が伺ひしたのは外務省が今現在持っている、そういうことです。人数があらわれるおられないという問題じゃない。要するに現在あるその資料を例に言っているわけですが、今までその出し方が消極的なところが非常に多かったように私は思う。いろんな情報関係の質疑を今展開してきましたけれども、やはりそういった意味ではむしろ積極的な前向きな姿勢で、一國のそういうPKOの参加というにかかわる問題ですから、むしろ前向きな答弁が今いただけたかなんかというふうに思つたわけなんです。

この問題は、したがって今こゝで一問一答でやるわけにいきません。このいわゆる情報、資料、こういったものの提出問題、これはやっぱり場所を改めてやらなければならぬ問題かと思ひますけれども、どうですか、総理、今の資料提出の問題、情報の問題について、そんな深いものじゃないかとも思ひます、今私が言っているのは、手持ちのいろいろの情報があるはずですね。それを何かこう消極的で出し惜しむというふうな

ことじゃないに、積極的に、どちらかというとオープンにむしろなさるべきじゃないかと、ただこういう簡単なことを聞いているわけなんです。

○政府委員(丹波實君) 先生、当委員会での御審議との関連での資料の要求につきまして、各党の先生方から大変膨大な資料の要求がございまして、私たち、国連との関係で例えはどうしてもお出しできないような資料は別といたしまして、それは時間のおくれやその他で御不満があつたかと思ひますけれども、本場に担当官によつては徹夜をしながら処理してきたつもりでございまして、不備なところはもと今後とも必ず改善してまいりたいと思ひます。誠意を持って対応してまいりたいでございまして、今後とも本場に努力を重ねてまいりたいというふうな考えでおります。

○中川嘉美君 ありがとうございます。そのような誠心誠意、非常に夜中を徹してやられた職員の方々もおられるわけですから、決して私たちがうがった見方をするのでなしに、極力そのようなブラスになるというところであるならば情報提供にひとつ努力をしていただきたい、このように思ひます。

例えば、ちよつとしたあやふやな情報であつたとしても、あるいは断片的な情報であつたとしても、結構これが役に立つ場合があるわけなんです。ですから、先ほど長官がおっしゃつたように、新しいところというのには本當にいろんなことを一歩からそれこそ調査していかなくちゃならないというところをおっしゃつたように、ちよつとこれは危ないかな、あやふやかな、不確かななというふうなことであっても、断片的であっても、そのもたらされた情報は何かのまた役に立つていくんじゃないか、こんなふうな思ひます。

だから、一般の海外旅行と違つていふところはもちろんだ然なんですけれども、いわゆる緊急的な派遣において、しかもある程度長期にわたる場合、ちよつと視点を変えなければならぬ、例えば予防接種ですね、予防接種。こういったことが必要な場合には一体どうするか。これは國際緊急援

助隊の場合も同様であると思ひますけれども、この点を御説明いただきたい。特に第一陣ですね、今回の任務は長期に及ぶものですから、従来の緊急事態の場合、すなわち短期間のものとは異なるわけで、できましたら政府答弁の法的根拠もあわせてここで確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。協力隊員の予防接種も一つの例でございまして、具体的に派遣の態様にもよるのであるとは思ひますけれども、私はやはり要員の健康管理と申しますか、そういった点に十二分の配慮をするというのとは當然のことであるというふうに考えております。

一般論ということで恐縮でございましてけれども、そういった現地の情勢、先ほどの情報把握といった御指摘の点にも関連するわけでございまして、まさに健康管理その他につきましましてできる限り適切に対応していくようにいたしたい、そういうふうな思つております。

○中川嘉美君 もう少し具体性のある御答弁かなと実は思つてはいたんですが、いいです。情報把握の問題は、先ほど述べたように派遣される隊員の死活にかかわる問題であるだけに、重ねてひとつ遺漏なきように万全を期されることを防衛庁長官に特に要望をしておきたいと思ひます。

それから、隊員の処遇とかあるいは名誉については今までのいろいろとこれまた論議が交わされておりましたが、協力隊がその任務を遂行するに当たつては隊員一人一人が勇気と忍耐を持って行動しなければならぬわけですから、そのためには、万不幸にも殉職あるいは障害を受ける状態となつた場合に十分な補償がなされなければならぬというところは言うまでもないことです。従来、問題となつていた賞金や金制度、これは自衛官と地方公務員とのアンバランスの問題ですね。これは政府が努力された結果一定の是正が行われた、このように承知しているわけですから、改めてこの全般的な補償の内容、これを

ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。先生、今、全般的なところでございまして、協力隊員が不幸にして死亡等をされた場合の補償につきましては、協力隊員につきましまして国家公務員災害補償法による補償が行われます。自衛隊派遣隊員でございまして、自衛隊員につきましましては、この法案の十二条第八項、それから十三条の第三項でございまして、防衛庁職員給与法によつて災害補償が行われるわけでございまして、その法律は国家公務員災害補償法を準用いたしておりますので、したがって自衛隊員につきましても協力隊員と全く同様の補償が行われることになつております。

それから、先ほど先生ちよつと御指摘がございましたが、やはり行く地域によりましては、政情等が非常に不安定なところがございますので、賞金や金の制度もこれは必要に応じ設けなければならぬというふうな考えておられて、今鋭意検討を進めているところでございまして、それが一般的な内容でございまして。

○中川嘉美君 次に、平和協力手当ですが、これはそれぞれの業務の実態に着目して決めるというふうになつておりますが、具体的にはどのような内容になるのか。法案の第十六条では、この手当に関する政令の制定または改定に關しては人事院の意見を聞くことになつてゐるわけですが、人事院の基本的な認識も伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(弥富啓之助君) お答えを申し上げます。派遣地、派遣先國の勤務環境あるいは業務内容の特殊性を考慮いたしますと、俸給のほかにその勤務上の負担を國際平和協力手当という形で措置するといふことは、平和協力業務の円滑な遂行を図る上で大変重要なことではないかと考えております。

そこで、國際平和協力手当につきましては、先ほど来お話のありましたように、まずは政府にお

すなわち、協力隊員の平和への貢献に対しては最大限の榮譽というものの、もったたえられてしかるべきだと私は思いますが、総理及び防衛庁長官の御認識をいまだ一度伺いたいし、また、参加した協力隊員の榮譽をたたえるための具体的な方策

実施計画は、まさにこの法案に書いてございますように、いつ具体的にどういう規模でどういう内容の業務に従事するかということの大枠を決めるものでございます。これを決めるためにはやはり国際連合との間で十分折衝する必要があるわけでございます。したがって、それが完了次第、国連の要請に非常に迅速かつ的確に対応するようにしなければならぬ、そういうふうに思っております。

そうしますと、実施計画が国会に報告されれば国会でもさまざまな論議が行われることは当然予想されるわけです。派遣前であれば、場合によってはそのような国会の論議を反映させて実施計画並びにこの実施要領を変更した上で派遣するというケースも考えられるのかどうか、この辺はどうでしょうか。

たは安保理決議によって設立されてから具体的な到着までどのぐらいかかるかというふうに御理解させていたいただいて御答弁申し上げますと、例えば UNEFI という一九五六年の十一月にできたものがございますが、これは十一月六日に総会の決定が行われましてデンマーク、ノルウェーなどの第一陣が到着したのが十五日ですから、その間九日間かかっている。それからサイプラスの場合は、一九六四年の三月のことでございますけれども、安保理が決議を採択してから第一陣が到着するまで九日かかっている。UNDOF という平和維持隊でございますが、この場合には、一九七四年のことですけれども、やっぱり四日かかっております。

申しますか、あれは御理解いただけるのじゃないかというふうな考えです。

○中川嘉美君 とにかく法案成立に際してはこれらのことに迅速な対応ができるような工夫と努力、これを講じられることを要望しておきたいと思ひます。

時間がありませんので最後に移っていきますが、せんだつて五月十二日の参議院における本委員会の参考人として明石氏が発言された中で、地雷探知技術の開発といった技術的な貢献もできるのではないかと指摘もありました。そして、日本のしなければならぬこと、できることのリストは非常に長くなるというふうにも述べられていたわけですね。そういう観点からすれば、この法案はそのリストのほんの一部ではないかというふうな感じもするわけですが、政府はどのように考えておられるか。また、同様に考えるのであれば、政府としてもそのリストを作成して実行に移していくべきではないだろうかというふうにも思ふわけなんです。この点についての御所見を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(丹波重吉) お答え申し上げます。あのときの明石特別代表の御発言は、いろいろな側面のことを念頭に置いての発言であつたのではないかと考えます。その意味は、カンボジアについてお話をしておられたわけですが、UNTAACそのものに対する協力という点については明石代表自身が大変詳細に述べておられますが、それに加えて非常に重要なことは、中長期的なカンボジア復興のためのインフラ整備あるいは農業、エネルギーあるいは人材育成等の分野において、日本がいかに二国間あるいは多数国間の援助をやっていくべきか、そういう問題は一つやっぱり重要な問題としてあると思ひます。

この点につきましては、先生御承知のとおり、本年六月に東京におきましてカンボジア復興閣僚会議というものが開かれますから、そういう会議を通じて日本の対応ということも考えていかなければならない分野であろうというふうに考えます。

それからカンボジアのUNTAACの活動そのものにつきましては、来年の四月、五月の選挙を通じて自由な民主的なカンボジア政府が樹立されていく、そういうことでUNTAACの活動自体も非常に重要なことで、その活動に日本がいかなる分野でいかなる規模で貢献していくべきかという点はまさに大変重要な点で、これはしかし現在国会でお願い申し上げている法案というものを成立させていただくかなければ、具体的なリストづくりというものを国連と協議の上で作成していくプロセスには入っていないものからして、そういう意味で一日も早い成立をお願い申し上げておる、こういう次第でございます。

○中川嘉美君 国際貢献のために我が国がなし得ることは、この法案での活動だけではなくてさまざまな分野で残されているんだという、この指摘に対する政府の認識を伺ったわけでありまして。したがって、リスト作成なり実行なりに前向きで取り組む必要だけは、これは法案はまだ成立しているわけじゃありませんけれども、一応そのような必要性だけは自覚しておいていただきたい、このように思ひます。

最後に、それでは総理に伺ひますが、PKOへの参加を通じて国際貢献の役割を積極的に果たしていくこと、これはまさに重要なことであります。しかし、国民とか近隣諸国の不安や懸念、たびたび出ておられますが、そういうものをそのままにして実行しても将来を考えた場合決して好ましいことではない、かえって不必要な誤解を与える結果になるおそれもあるんじゃないか、こう思ひます。また、国内の準備体制を考えますと、今拙速にPKFに参加しても決して十分な支援体制が整っているとも思われません。これでは派遣される隊員とか自衛官が大変に苦勞する結果になるのではないか、このように心配するわけです。これだけいろいろ問題になって、しかも議論を呼んでいる法案でありますから、成立後の実施については失敗はどうしても絶対許されないとはいふうに私は思ひます。したがって、十分な準備

が整つて国民や近隣諸国の理解が得られて、そして任務遂行の自信がついてから派遣すべきではないかなと、このように思ふわけですが、このような前提が整うまではPKFへの参加は凍結することが現在なし得る賢明な選択ではないかというふうには私は考えるわけです。いま一度ひとつ総理の御認識をここで伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほども申し上げましたが、政府としては、それらの点につきましまして法案の作成過程におきまして十分留意をいたしたつもりでございますし、また法の執行に当たりまして、もとより十分留意をいたしてまいりたいと考えております。

政府は、そのような心構えでこの法案を御提案し、御審議をいただいておりますが、なおまた院におかれまして、ただいまの中川委員の御指摘のような点につきまして院としての別の御意思をお持ちになるというように相なりますれば、もとよりその院の御意思に対しては政府としては謙虚にこれを承らなければならないと考えております。

○中川嘉美君 終わります。

○立木洋君 私は、まず最初に法制局長官にお尋ねしたいと思ひます。

今までは憲法の問題について何回かお尋ねをしてまいりました。きょうは、そういうことを踏まえて、まず最初に幾つかの点を確認的に尋ねをしていきたいと思ひます。

日本では、自衛隊の存在を合憲とする人々の中にも、あるいは自衛隊の存在が違憲だというふうな主張する人々の間でも、自衛隊の海外活動については一致して憲法に反するというのがこれまの理解として存在していると思ふんです。これは参議院で決議をいたしました自衛隊の海外活動なされることに係る決議というものを引用するまでもなく、明確なことだろうと思ひます。

そこで、今回のこの国際的な協力に関する問題が登場したとき、当初、長官は、国連の平和維持

軍の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、それへの自衛隊の参加は憲法上許されないというふうな述べられてまいりました。この点は間違いないでしようね。いかがでしょうか。

○政府委員(工藤敦夫君) 今、委員お尋ねの点につきましては、昭和五十五年の十月の政府答弁書でございます。この答弁書におきましても、政府は国連がその平和維持活動として編成した平和維持隊などの組織について、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、それへの参加の可否を一律に論ずることはできないが、その目的・任務が武力行使を伴うものであれば、我が国がこれに参加することは憲法上許されない、こういう答弁がございまして、そういう意味で今の答弁書に則して申し上げたことがございまして。

○立木洋君 それを去年の八月の段階で、長官は、この平和維持軍への、つまり目的・任務が武力行使を伴うものであつても自衛隊の参加が許されるというふうなされた根拠は何だったのでしょうか。

○政府委員(工藤敦夫君) お答えいたします。先ほどお答え申し上げましたように、まず政府答弁書で申し上げているところが、それへの参加の可否を一律に論ずることはできない、目的・任務が異なるので、こういうのがまずございまして。その政府見解の趣旨といたしましては、平和維持隊の目的・任務が武力行使を伴う場合には通常これに参加した我が国自身も武力行使をすることが予定される、こういうふうなことで、我が国自身が武力行使をしないとしても、仮に他国が構成します平和維持隊が武力行使をしますと、我が国としてもその平和維持隊への参加を通じてその武力行使と一体化することになるのではないかと。結局、我が国が武力行使をするという評価を受けることにもなりかねない、そういう評価を加は憲法上許されない、これがかつて申し上げていた政府の答弁書の趣旨だろうと思ひます。それに対して、まず目的・任務が武力行使を伴う平和維持隊への、平和維持隊というものが全

○立木洋君 それでは、目的・任務が武力行使を伴うものであつても平和維持軍への自衛隊の参加が許されるとしたのは、みずからが武力行使はしない、それから一体となるようなことはしない、あるいはそういう場合になつたら撤収する、最小限要員の生命防護のために限られるというふうな

私は、今あなたが述べている論理上の帰結として、いわゆるこういう条件が整わないならば、これは憲法上やはり依然として疑義が残るということとはだれが聞いても明確だと思ふんです。法案上のことは抜きにして、あなたがお述べになったことから言うならば、そういう条件が整わないならばやはり憲法上問題が残るというふうになるのは当然の帰結ではないでしょうか。その点だけ、長官、もう一遍。

のユニットは、武力行使を目的としていないし、その能力もない。国連の声望を担い、その権威を背景としておる。P K Oをより多くの国によって構成するのは、これに刃向かうことは多くの国に弓を引くことであることを認識させるためです。P K Oが武力を行使すれば紛争当事者になってしまい、行使しないことによって一段高い立場に立てると考える。P K Oは安保理決議により国際社会を背景にして派遣されるものであり、道義的、

をあなた言ってもらったら困るんですよ。

問題は、これまで行われた平和維持軍、八回にわたる平和維持軍で七百七十二名の方々が命を落としているじゃないですか。私は今度のこの平和維持活動というのが戦闘ではないということとは十分に承知しております。合意があつて、そして当事国の賛成のもとに参加するのだということは十分に心得た上で私は聞いているんです。あなたの長々としたお説教を聞くために私は質問したわけ

ではありませんから、質問したことに答えたいです。

では、ここでは私は限定した形でお聞きしますが、PKFの現場でその任務が実力で妨害される事態が発生し、それに対して繰り返し説得した効果がなく任務の遂行がでなくなると、国連のコマンダーが限定つきであれ発砲のコマンドをしたとき、このとき日本から参加している部隊はこのコマンドに従うんではないか、従わないんではないか。大臣。

○政府委員(丹波實君) 先生の御質問にだけお答え申し上げます。

過去のPKFに、先ほど申し上げたような紛争になつてしまつたら、どちらかといえば、その失敗例となつたようなコングの例のようなことがございまして、それを除いて通常の状況のことを考えますと、任務が妨害された、任務を遂行しようとしていて者が説得その他いろいろ努めたけれども、どうしても向こうは言うことを聞かない。そのうちに、そういうプロセスの中でこちらの生命が危なくなつたというの、これは最初申し上げた生命を防護するために武器を使える、そういう状況にならうかと思ひます。

第二番目の、いわゆるBのケース、単に任務が妨げられている状態が続いているときに、国連のコマンダーが発砲せよという命令を下して下さることは過去の例にかんがみすればないわけではございません。

○立木洋君 全然違うんですね。今までのブルーヘルメットから何から見ても、武器の使用については決定がされるんですよ。決定がされないで、平和維持軍に参加した部隊が発砲するなんてことはないんですよ。

ですから、ここでは今も私が質問したことに大臣に答えていたんですが、そういう発砲せよというコマンドが出たとき、コマンダーがコマンドしたとき、それに従うんですか、従わないんですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) コマンダーは、そういうコマンドはしません。

○立木洋君 全然答弁になつていないんですよ。いいですか、このSOP、平和維持軍は武器を持つていくんです。武器を使用する規定があるんです。武器を使用することがあり得るんです。そのときに、部隊の指揮官が、そういう危険な状態になつて任務の遂行が実力で妨げられておるとき、そのときにこれに対して対処せよという指令を出すこと、そういうことはあるんですよ。軍隊はないですか。長官。

○国務大臣(宮下創平君) ケースとしては、それはもう理論上あるいはあり得るかも知れませんが、この国連協力の場合には、そういう想定はないという前提でこの方向性もできております。

したがって、先ほどの先生の、端的に言えといへば、国連の現場の司令官といつてもどの程度になるか、これは具体的にわかりませんけれども、普通コマンダーというのはヘッドクォーターその他のコマンダーだと思ひますが、現場で少数部隊を直接指揮するようなことではないと思ひますけれども、よしんばそういうことがあつたとした場合に、我が国の自衛隊の武器使用の原則は二十四条の三項できちつと決められておりますから、これはないというように言つてよろしいかと思ひます。

○立木洋君 大体、武器を持つていく、そしてその武器の使用についての内容が決めてられている。それがまさに武器を使用することが一切あり得ないというようなことを、いわゆるこの法文上使用する内容を定められておきながら、そういうことが一切ない、今までの議論を全部ひっくり返すような、そういう言い方をしてもらつたら困るんですよ。

ここで、そうしたら言葉を改めて聞きますけれども、PKFに参加した日本の部隊、この日本の部隊が武器を使用する場合、その武器を使用する権限は国連は持つていられるんではないか、持つていられないんではないか。日本の部隊が武器を使用する場合、権限は国連にあるのかないのか、使用の権限。

場合、権限は国連にあるのかないのか、使用の権限。

○政府委員(丹波實君) 先ほどちょっと触れましたが、事務総長が一九六四年の四月にサイプレスに閣下して出しました覚書、エードメモワール、その部分の中に次のような表現があるわけですよ。このパラグラフ十八で述べたように、

自衛のための行動をとる場合には、最小限の実力行使の原則が常に適用されねばならず、説得による平和的手段が全て功を奏さなかつた後に武器使用が行われるものとする。こうした状況の下で武器使用が許されるかどうかの決定は、発砲する必要のない事件であるか、要員が武器の使用を許される状況であるかの区別に主眼を有する現地指揮官の判断にかかっている。要員が武器使用を許される例として次のものがある。

○立木洋君 要するに問題は、武器の使用が許されるかどうかという点についての判断というものが国連の司令官に属してくだらうと思ひますけれども、先ほど外務大臣、防衛庁長官が申し上げておられますことは、こういう過去のドキュメントあるいはプラクティスにかんがみて、国連司令官から武器を使えという命令が来ることはまず考えられないというのを申し上げておきたいというのを申し上げておきたいという状況であるという判断を下すことはあり得まいでしょうか、コマンダーとして武器を使えという命令が来ることはまず考えられないというのを申し上げておきたいことではございませんか。

○立木洋君 これは各国とのモデル協定の中にはつきり書いてあるんですよ。あなたの方の統一見解にも述べられていないんですよ。

いいですか。この平和維持活動に参加する者についての国連の権限については「配置、組織、行動及び指令について完全な権限を有する」。武器の使用についての指令の権限は除外するなんて書いてないですよ、どこにも。武器の使用というこ

とが最も重要な構成部分なんです、平和維持軍の活動の。そういうことが起こつた場合の武器の使用があり得るんですよ。それに対する指令の完全な権限が司令官にはあるんじゃないですか。モデル協定に書いてあるんじゃないんですか。あなたの方だつて統一見解に述べているじゃないですか。外務大臣とこへ行つたんですよ。黙つて行つてもらつては困る。彼が書いた統一見解にそれが書いてあるんだから。そういういい加減なことを言つてごまかしたらいかがですか。使用の判断をするんですよ。使用の判断をして、使用しなければならぬといつたときに指令を出すんですよ。完全な権限を持つていられるんですよ。違いますか。

○立木洋君 現にレバノンで二千回以上に上る武力衝突が起つていられるんですよ。

大臣、あなたがトイレに立たれたのでちよつと時間を損じましたけれども、ちよつと聞いておいていただかないと困る。

あなたが出されたこの外務大臣発言という統一見解の中で、モデル協定の第七項をあなたは引用されている。このモデル協定については、ここでは指揮官の出す内容については「配置、組織、行動及び指令について完全な権限を有する」となつていられるんですよ。完全な権限を有するんですよ。武器の使用についてはその指令の権限、完全な権限を除外するなんて書いてないんですよ。武器の使用というのは最も重要な構成部分なんです。その構成部分について完全な権限を有している、この指令を出さないなんというのことはないんですよ。これはあなた自身が統一見解で述べられてい

る内容なんですから、もう一遍答えてください、そのことについて。

丹波さん、あなたに私は聞いていない。

○政府委員(丹波實君) 武器の使用につきましては過去の慣例ということが非常に重要でございま

は過去の慣例ということが非常に重要でございま

して、なぜならばPKF活動は過去の慣例の積み上げでできておるからでございます。

過去の慣例あるいはそれを受けたような国連の説明によりますれば、自衛のためにのみ武器の使用が許されるということでございまして、通常の場合、国連のコミンダーが武器を使えという命令を下して行くということはまず考えられないというのが過去の慣例から我が国が承知していることとでございます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 今答弁したとおりでございます。それは使わなければ日本の人たちが全滅して死んでしまうというような事態になればどうか知りません。しかしそれ以外には、私は、説得をしてきちっと相手がそれに従うかどうかということであるし、また向こうが大きな部隊で全然前提条件が破れるというようなときは中断をするということもあるわけですから、決して武器を先に使うこととありきということじゃないんです。

○立木洋君 それは外務大臣、全然違うんですよ、前提が。我々も、平和維持活動というのは最小限、武器を使わないようにすることが最もいいんです。それは合意があつて、同意があつて、中立の立場でやるわけですから、これは国連の内容としてもそういうふうになつてゐるんです。だから、何でもかんでも出ていって、我々はすぐ戦闘するなんというようなことは毛頭思つていません。

しかし、いざという場合に、そういうことが全く避け得るかといつたらそうでない場合が起り得る。起り得るからこそ武器の携行が認められてゐるんです。起り得るからこそ武器の携行が認められ、使用の規定があるんです。その場合のことが今国会の中でも大問題になつてゐる。それが武力行使に当たるか当たらないかということが、憲法に反するのかわからないのかということ、議論してきたのがこれまでの経過じゃないですか。だから、そういうことを踏まえて私はお尋ねしてゐるんです。

ですから、そういう武器の使用なんということは一切あり得ません、そういう命令を出すようなことは一切あり得ません。だってモデル協定にはちゃんと書いてゐるんです。武器の使用についての指令の権限を完全に有するんですから、そういう今まで議論をやつてきたことを完全にこまかしてしまふような論理の前提の上で、時間さえたてばいいというふうな答弁の仕方では、私はそれは絶対納得できません。

もう一遍お聞きしますが、そうすると、日本の部隊、自衛隊が平和維持軍に参加したときに、日本の部隊が使う武器の使用についての権限を国連は持つてゐるんでしょ、持つてゐないんでしょ。端的に答えてください。

○政府委員(丹波實君) 先生の武器の使用についての権限という言葉の意味が必ずしも私理解できませんが、先ほどから繰り返し申し上げておりますとおり、日本の隊員に対して一定の状況のときに武器を使用しようという命令が下ることは、過去の慣例にかながみでまず考えられないということとでございます。

一言だけつけ加えさせていただきますと、まさにそういう状況でございますので、過去、オーストリアは十八年間にわたつて平和維持活動に参加してきてゐるにもかかわらず一度も発砲した例がない。フィンランドにつきましても一度も発砲したことがない。イタリアについても武器の使用を行つたケースはないということを言つてきておるわけなんです。そこで、私が冒頭先生に申しながら、私も御説明申し上げたPKFの本質というのは、まさにそういうことだということなのでござい

ます。

○立木洋君 丹波さん、あなたが言われたのを私は全面的に否定しようとは思いません。武器を使わなかつた部隊もあるんです。しかし、武器を使った部隊もあるんです。あなたはその事実を隠してはいけません。使つた部隊もあるということをあなたもお認めになつた上で、使わない部隊もあったというならばそれは正確だと思う。あなた

は使わなかつた部隊のことだけ挙げていかにもそういうことがあり得ないことに言うのは、それは正確な答弁にはならない。そのことだけ述べさせていただきます。

SOPの中に明確に書いてあるんです。武力の適用に対する諸原則、武力の行使の決定が行われた場合のことが書いてあるんです。武力の行使の決定は一体どこで行われるんですか。SOPに述べられてゐる武力行使の決定はだれが出すんですか。あると書いてあるんです、SOPに。

○政府委員(丹波實君) 先生がSOPのどの部分を指しておっしゃつておられるのか即座にはわかりませんけれども……

○立木洋君 二十三項。

○政府委員(丹波實君) 例えばパートスリーのオペレーションのところにご覧いただけますけれども、参加各国は武器の使用について同じ政策に従わなければならぬということがございまして、これはまさに武器の使用については自衛のためのみに許されるという、そういう政策に従わなければならぬということを書いてゐるものであると理解いたしております。

○立木洋君 だから私が言つてゐるのは、SOPで言つてゐる、武力行使の決定が行われればと。武力行使の決定が行われるということが書いてあるんです。だから、だれがやるんですかと。指揮官なんです。いいですか。そして、国連のSOPの中では、純粹に非武装の監視団を除くすべてが武力行使に同じ方針を守らなければならぬ。そして、特に武器の使用はばらばらではなく、射撃は統制されると。個々人が発砲して統制されますか。何のために指揮官があるんですか。何のためにモデル協定が結ばれて、そして完全に指令まで統制するといふふうになつてゐるんですか。

私は、その点で外務大臣に改めてお尋ねしますけれども、そうすると平和維持軍に参加してゐる日本の部隊が武器を使うという場合には、国連のいわゆる使用の権限、つまり国連の指令に基づいて使うわけではないということが大体はつきりしました、答弁で。そして結局、自衛隊も隊としては武器を使うことにはならないということになるわけですね。どうですか、長官。

○国務大臣(宮下弘平君) おっしゃるとおりで、二十四条にそのように「自衛官は」と明確に書いてございます。

○立木洋君 そうすると、武器の使用についての権限は国連にもない、PKFに参加した日本の部隊が武器を使用する権限は国連にもない、自衛隊の隊にもない、これは個人にあるということですかね。

そうすると問題は、ここから生じてくるのは憲法上最も重要な問題になつてゐるんです。武器を使う場合どうなるのか。武器の携行は、この法案では六条の四項で事務総長が必要と認める限度を規定してゐるわけですね。この法案では武器を使用する規定はありません。ところが、今私が問題にしているのは、最も重要な平和維持活動の任務を、武力で妨害してきたとき、武器を使用してはならないという憲法上最も重要な問題に関する禁止の規定というのはいくどにあるんですか、長官。

○国務大臣(宮下弘平君) これは委員の御指摘のように、明文では書いてございせんが、武器を持つてゐた場合の使用の条件を厳格に書いておることからして、そのことは当然であるというふうに考えております。

○立木洋君 問題は、今言いましたように武器の使用上の問題については国連にもその権限がないんです。命令を出すことができないとあなた方はおっしゃる。自衛隊も隊としては命令を出すことがないと言ふんです。最も重要なのは、武器の使用をする権限というのは個々人に完全に任されてしまつてゐるんです。そうしたときにいざ問題が起つて、このときに武器を使つたらそれが自己の防衛になるのか、この場合には武力行使に当たらないのかどうなのか、最も重要な憲法上の違反になるのか違反にならないかという判断が完全に個々人に任されてしまふんです。そのようなとき

に、この最も重視されなければならない憲法違反にならないとあなたが言われるのが法文上に明文規定がないというはおかしいじゃないですか。憲法違反になる可能性があり得る、法文上は、一体どうなるんですか。

○政府委員(島山善君) ただいま問題となっております二十四条の三項に明確に書いてございますのは、「自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防御するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で」「武器を使用することができ、」こう書いてございますので、その余のものはできない、こういうことでございます。

○立木洋君 その判断が難しいというのは自衛隊の幹部でさえ明確に述べているところじゃないですか。幾つかの新聞の中でもそういうことが出されておりますよ。「任務について隊員の足元に、不意に銃弾が撃ち込まれたとする。威嚇か、流れ弾か。それとも隊員を狙ったものか。隊員はとっさの判断を迫られる。」「そう簡単に判別できるとは思えない」と、陸上自衛隊の幹部は首をひねる。」と。

いいですか。問題は重大な問題なんです。ただ鉄砲を撃つか撃たないかという単なる行為じゃないんです。それが憲法違反になるのかならないのかという判断が個々人の自衛隊の自衛官に任されてしまっている。ところが、それを明確に規定する条文がないじゃないですか。そうするとこれは憲法に違反する可能性を多分に含んでいる、そういうふう言われたってやむを得ないじゃないですか。そこを明確にお答えいただきたい。

○国務大臣(宮下創平君) たびたび申し上げておりますように、二十四条で武器使用の要件が厳格に書いてございまして、この実施要領で持参する武器の使用、これはそれ以外に使っちゃいけないわけですから、これは明確に禁止されておると

いうことでございます。

○立木洋君 じゃ、このところを詳しく説明してください。「自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防御するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で」、これを明確な具体的事実でちよつと説明してくれませんか。こんな場合には自己防衛だ、こんな場合には違反になると、ちよつと説明してください。あなたがそう言われるんだから、明確に規定されているんだと。明確に述べてください。こんなわかりにくい法文で憲法違反の重要な問題があいまいにされるんじゃないですか。

○政府委員(島山善君) 自衛官がぎりぎりの場合に武器を使用することができるとした立法例は、何も今回これが初めてではございませんで、九十五条ばかり、それから治安出動の場合の緊急避難あるいは正当防衛に該当する場合しかり、いずれも「自衛官は」と書いてありまして、自衛官の個々の判断で武器の使用が許される、こういう状況でございます。

その場合において、通常の限定的な書き方の表現ぶりがこのようなことになっておりまして、これは余計なことを申し上げるようでございますけれども、刑法上の正当防衛、緊急避難というものも、まさにそれを外れたならば罪にも問われる。しかし、これは危害許容要件というか違法性阻却要因ということで、抽象的な文言のもとでそれが許されておるといふことでございますので、法文の立て方として従来の立法例に倣ったぎりぎりの限度としてこういう書き方をしたものでございます。

○立木洋君 局長、あなたはこの法案の重大性というのを認識してないですね。

正当防衛、緊急避難、そういうことは私はわかりますよ。しかしこの問題は、自衛官がその武器を使つたときに憲法上違反になるのかならないのかという重大な問題がかかるんですよ、ここに。

そのあいまいさを残してはならないからこそ私は指摘したんです。だから、ここであいまいな規定でやって、そのときにここに、私が先ほど新聞のあれで引用したように、どうしたらいいかわからないことがあり得る、そんな場合にどうするのか、重大な問題なんです。だから私はここを明らかにしてほしいと言つたんです。どういふ場合が憲法違反になって、どういふ場合が憲法違反にならないのか。

○政府委員(島山善君) 自衛官がある状況に置かれたときに、非常に切迫しまして、座して死を待てというのではなくて、まさに自然権的な権利を行使するという非常に切迫した状況でございまして、その判断において間違いないと私は思います。

自分の生命が危険にさらされている状況でございまして、それはまさに座して死を待てということじゃなくて、それに対して当然認められる正当防衛の権利の行使ということでございますから、それは個々の判断にまつしかないということでございます。状況を述べて説明するというのは、個々のケースによつて状況によつて異なりますから、そういう具体例をかえて前提として申し上げるわけにいきませんが、今申し上げたような立法の趣旨から照らしてそういうことはまさに明らかであらうと私は思います。

○立木洋君 正当防衛の場合だって、それが正当防衛なのか過剰防衛なのか、それとも正当防衛でないのか、これは裁判でもいろいろな形で問題になることなんです。

だからその場合に、ここで問題になっているのは、それが本当に正当防衛だと、身の危険があったときというのは具体的にどういふ事態のことを言うのか。それが任務を妨げておる実力による行使の段階は、どこまでがその実力による任務を妨害する段階なのか、どこからが自分の身に危険を感じたという段階なのか、弾がどこまで飛んできたら身の危険だということか、そういうことで判断が求められることになる。笑い事じゃないんで

す。憲法に反するかどうかという基本的な問題なんです。

そんなことをいひかげんな問題で、こうして出ていって、ここに書いてあるじゃないですか、自衛隊が持つ最新式の89式は一分間に八百五十発もの弾丸を連射できる機関銃に近い高性能の兵器だ、これが使われた場合、過剰防衛とみなされるおそれもある。これは自衛官だって問題になるわけですよ。

だから、その問題が明確にされないでいるからこそ、この問題はいわゆる憲法で規定した武力行使、そういう事態にはならないなんていうふうなことは言えないんですよ、これでは。結局は、この問題で言うならば、武力の行使、これについて憲法の違反をいつ犯すかわからない条件が現実存在しているところに武装した自衛隊を派遣するということが問題なんです。大臣。

○国務大臣(宮下創平君) 今、先生は二十四条の三項の問題に限定して御議論を展開されておられますけれども、この前提にはやっぱりPKOの五条件、これが厳然として存在しておるわけでございます。その上で、平和的な業務でございまして自衛官が自己の、あるいはそばにいる自衛官の生命、身体を防護するために必要最小限度の条件をきちんと決めて、そして武器使用を認めているわけでございまして、それ以外の武器使用は認めておりません。

先ほど来、任務遂行から転化することがあるのではないかと御議論もございまして。それはケースとして任務遂行がそういうことになる可能性は私は否定できないと常識的に思います。しかしながら、それは任務遂行が妨げられるから武器を使用するのではなくて、たまたま任務遂行上自衛官の生命、身体がこのままほうっておけば脅かされる、他に逃避の方法がないという場合には武器使用がこの二十四条の三項で認められております。そして、相手を殺傷するというようなことになった場合は、刑法三十六条ないし三十七条の緊急避難、正当防衛に該当しませんとだめですよと

それで、この問題については改めて機会を設けて、この点は絶対に私は承服できない、憲法違反の武力行使の問題、指揮権の問題とかかわって問題があるので、その点では改めて問題にしなければならぬと思います。

その段階において、それは言うことを聞かない場合もあるでしょう。あるけれども、それはやむを得ないことであつて、ただ、とつさに任務遂行でトラックならトラックの検査をしようと思つたところが、それが飛び上がつてきてぱんと撃つて

それから、これは自衛隊の幹部の方がみんな一致してこのPKOに賛成かといったら、そうじゃないですね。私はここであえてお名前を申し上げませんけれども、新聞で既に報道されている。れつぎとした自衛隊の幹部の方が、こんなようなガラス細工、これは廃案にすべきだ、アメリカに対して何一言まともなことを言えないでこんなよ

とだ、極めて見識のあることだ、世界が今必要なのは戦争放棄を明文化した日本憲法九条の理念にある、こうして訴えているわけです。

まさに国際的な批判は、日本の憲法違反による世界の流れに逆流することに對する厳しい批判が寄せられているというのが現状ではないかと思いますが、その点についての総理の認識をお伺いし

たい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 國連の平和維持活動に参加いたしますこのPKOというものは、どなたかと言われましたように、発砲するようになればそれは紛争当事者になるようなものでございまして、そうなるのは失敗なのであって、そうしないことが目的であるということは何度も申し上げました。

きよの立木委員の御所論は、この法案の二十四条をめぐっての御懸念であつたわけでありまして、この二十四条は先ほど政府委員も申し上げましたように大変にきちんと書いてございまして、正当防衛のことですけれども、ただ漠然と書いてあるのではない。やむを得ない必要があると認める、しかも認めるに相当の理由がなければならぬ、その場合でも事態に即ち合理的に必要と判断される限度でなければならぬと違法性阻却のことを非常に厳しく書いてございまして、これは抽象的でないとおっしゃいますけれども、これは以上法律としては私は詳しく書くことはできない。それは国内法の刑法の正当防衛の違法性阻却の書き方と同じでございますから、実際に運用してみても弊害があるとは思えない。これ以上詳しくは私は書けないと思ひます。

もしおっしゃいますように、しかし間違えると憲法違反の事態を起こすとおっしゃいますけれども、君は憲法違反の事態を起こしやいけなからかうというときも死んだ方がいよといううなことは、それは言えるものでない。これをもつて何かこの法案全体が日本が外国で武力行使をするということになるんだという御所論にはどうも私は承服ができません。

○委員長(下条進一郎君) 立木君、時間です。○立木洋君 今の首相の答弁に私は全く納得することができません。

問題は、武力行使という憲法違反の事態をいつ起こすかわからない条件のもとに自衛隊の海外派遣を行うというふうなことが自衛隊が誤りだ。いろいろな条件をつけてその条件を満たさない限り憲法

違反になり得るということは論理上明白ですから、きよは時間がありませんからこれ以上お尋ねすることができませんけれども、今後引き続き質問をすることにしたいと思います。

○吉田之久君 まず、質問をいたす前に連合参議院としてこの法案に対してどういう考え方を持っておるかということをお聞きしたいと思います。それから質問に入つた方がいろいろ質疑答弁のかみ合わない点などが省略されると思ひますし、そういう考え方で、少し私どもの現時点におけるこの法案に対する考え方を申し上げる必要があると思ひます。

私も、よりよき形において國際平和協力隊というものが組織されて、それが世界平和のために所期の目的に沿うように大いに有効に役立ってほしいという考え方に立っております。しかし、そのためには、先ほど各委員からいろいろと質問がなされておるわけでございまして、より広範な国民合意を得た中でこの平和協力隊というのが組織される、そして活動を展開する。また近隣諸外国にいささかも懸念を与えない形でこれから長く國際平和のために協力していく。そういうことのために主体は自衛隊員であると思ひますけれども、しかし、つくられた國際平和協力隊というものは自衛隊そのものではないいわゆる別組織にすることが一番賢明な方法なのではないかという考え方に立っておるわけでございまして、そういう考え方をもちながらこの政府案に対して若干の質問をいたしたいと思ひ次第でございます。

まず、政府の方では、自衛隊の部隊をそのままの形で参加させる、それが固有の既成の確立された組織であり、平素から十分チームワークがとられておる組織であるからそれが一番適格な部隊になるだろうという考え方だろうと思ひます。それで、もしもそうだとするならば、この協力隊員を編成するときにどのような形で個々の意思を確かめてそしてその編成部隊に入れようとなさるか、防衛庁長官からお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(宮下創平君) ただいままでの議論を通じて、自衛隊の技能とか経験とか組織的な機能の活用を図るものということで申し上げてまいりましたが、実際にPKOを派遣する場合には部隊は既存の部隊そのままでございませぬ。これは法制的にも人数も限定されておりますし、それから何よりも、いろいろ議論のございまして、ある程度の語学力、資質、それからまた本人の希望等も聴取しながら編成することになっていくだろうと思ひます。

したがって、私も今まで申し上げておる点は、既存の部隊が訓練されているからそれをそのままそっくり持つていくということを一度も申し上げたことはいないわけでございまして、そういう訓練を受けている自衛隊員、優秀な者を集めれば即座にそういう機能が果たし得るということも事実でございますから、そういうことを含めて申し上げておるわけでございまして。

○吉田之久君 おおよその考え方はわかりました。具体的に例えれば二千名の隊員を編成するとして、例えば北方方面隊の第二師団のある普通科連隊を主力として選ぶのか、あるいは第二後方支援隊というふうなものか旭川にありますが、こういう部隊がより機能を果たすのかどうか、あるいはそういう形じやなしに、北方方面隊も東北方面隊も、おおよそ日本の陸上自衛隊全部を対象にして、その中から各部隊ごとに優秀な隊員をセレクトして選ばれようとするのか、どちらでございませうか。

○國務大臣(宮下創平君) まず基本的なことは、要請を受けた場合の自衛隊の任務でございます。これがPKFであるか、あるいは後方支援部隊であるか、施設的な業務であるか等によって異なっております。したがって、例えば施設の貢献というふうなことでございすれば、今の自衛隊も委員御承知のとおり施設部隊というふうなものもございまして、おのずからそういうものを中心にその中から選抜して編成することになることは間違ひございません。

しかし、一般論として言いますならば、これはそういう特定の目的と結びついたようなものであればそれが主体になることはもちろんでございますが、他から一般的に選抜して、そして本人の希望等も考えながら編成するということは、これは十分あり得ることだということを申し上げておきます。

○吉田之久君 任務によって編成の仕方が変わることはよくわかるわけでございまして、これは法案がまだ成立していない前から余り議論してもどうかと思ひますが、例えばFが凍結されておる。しかし、後方支援部隊はまず送つてもよろしいという判断でそういう部隊を編成する。それで、Fが仮に解除された場合にまたそれを編成する。そういう場合に、必要に応じてその都度編成がえをするのか。あるいはその人数は、例えば二千名を上限として、Fが凍結されている場合には何百人程度でいいのか。その辺はなかなか判断が難しいかならぬ点だと思ひますのでございまして、今の時点でのようにお考えでございませうか。

○國務大臣(宮下創平君) まず、ちよつと誤解のないように申し上げておきたいんですが、この二千名の法律の限度は、全部自衛隊で満杯にするということには私はならないだろと思ひます。特に三条の中で、イから、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘまではPKFいわゆるFと言われ、その後の三項目については、選挙監視、警察あるいは一般行政でございまして、それらを全部含めて國際平和協力隊を編成するわけで、その限度を二千名ということでは、私は現実の問題としてまずあり得ないというところだけ最初に申し上げさせていただきます。そして同時に、業務が与えられますならば、それに応じて必要な適当な人員整備等を、これは自衛隊のさまざまな部隊から持つてきてやるというところは、先ほど申し上げたとおりでございまして、しかし、拝察するところ、将来的にどう考え

るかという委員の御意思もあらうか思います。それは、私はやっぱりこの実施状況を見まして、将来的にバーマメントにやる話なんですけれども、専属部隊というわけにまいるかどうかかわかりませんけれども、これは非常にやはりPKOの歴史なり経緯なりいろいろの知識を要しますし、また語学力等も要しますから、あるいは必要によつては将来的には組織の一部を考えてもいいのかなと思います。

しかし、これはあくまで自衛隊は三条の任務によつて有事即応の能力を保持することが第一義的な目的でございますから、そういうものを仮にもしんば置いたとしても、その任務は第一義的にございまして、そして同時に、定員のもろろ人枠内でなくては行けませんし、それからそれが恒常的にそれだけを目的としたものでないわけでございまして、一般的な我が国専守防衛の任務を果たし得るようにするということは十分考えておかなければいけないと思います。

ただ、それだけを専属的に一つの何といひますか、組織として並立しておくことは今は時期尚早であり、将来的にはどうなるか、これはまたそのときの問題であらうかと思いますが、そういうことも将来的にはあり得るのかなということも申し上げたわけでございます。

○吉田之久君 私の場合は、やっぱりこれは一時例えはカンボジアへ行つて、事がございまして帰ればそれでよいという性格のものではないに、まあ望まないことではありますけれどもかなり永続的な平和貢献の部隊として日本がその体制をとらなかならない、そういう時期に来てしまったと思うのでございます。

それだけに、私は、将来あるべき姿としては、今長官がお話しになりましたように、専属的なそれにも専念する部隊、もちろん部隊員の出入りはあつてよろしいが、やっぱりそれをもうプロパーとして活躍する部隊というものが組織される。私どもの考え方によれば、その中に一般の国民も参入者があれば参入を求める。例えば特別な

医療の専門家でありますとか、あるいは英語を初め東南アジアの言葉もフランス語も十分通訳できるような、そういう人たちがかなり配置しなければなりませんし、あるいは看護婦さん必要でございます。

だからそういういろいろな人の参入を求めて、より完璧なより優秀な、そういう部隊を将来構築するのが一番正しいのではないかと考えているわけでございまして、仮に当面、長官のおっしゃるとおり自衛隊を主体として送るとしても、自衛隊の任務、自衛隊法の第三条は、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする。」と。

このままでは幾ら拡大解釈しても、公共の秩序の維持に當るために国際的な平和のために貢献するんだというのはいささか無理だと思つてございすね。

これは、本来そういうことを想定していない時代に、治安出動があり得るとかあるいは災害派遣に出動されることなどを想定しての文言だと思つてございすね。だから、やっぱりこの自衛隊法の第三条に明らかに、こういう国際平和協力のために自衛隊員はその任務を遂行するというきちんとした明記された事項がないと、自衛隊員の本来的任務の中には入っていない別な仕事に駆り出されるというような感じを持つ隊員もあるいは出ないとは限らないと思ふんです。

特にこの機会にお聞きしたいんですが、自衛隊員になる場合には宣誓を行つていますね。あれは個々に宣誓するんですか、団体の代表でやるんですか、どういう形でやつていらつしやいますか。

○政府委員(坪井龍文君) お答えいたします。

自衛隊法に服務の宣誓が法律に明文があり、また総理府令で宣誓の文言がございまして、これは学校に入校した際、あるいは二士の隊員等がございまして部隊で教育を受けるわけですが、その都度全体が集まつたところで代表が宣誓する、そ

ういった形でやつております。

○吉田之久君 そうだろつと思ひます。

現在自衛隊員には次のような服務の宣誓があり

私は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、政治的活動に關与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓ひます。

こういう宣誓をした自衛隊員は、我が国が侵略された場合には、もちろん命を賭して戦う決意を持つてゐると思ひますが、この宣誓の時点で今で

き上がつてゐる自衛隊員が海外に平和協力隊として行くことを命ぜられた場合、もちろん個々の承諾を求めらるうと思ひますが、私はい

んな立場であるいは家庭の都合で今は海外に行けませんと言ひ出した場合に、それに対してのペナルティーなどは一切ございせんね。

○國務大臣(宮下創平君) 宣誓をしております以上、自衛隊の職務として負荷されたものを含めてその任務を整々と行ふことが、これはもう本旨だ

らうと存じます。

委員御指摘の、家庭の事情その他の点についての配慮はどうかという点については、私ども人事政策上やはり今の自衛隊員のそうした事情はよく平素から把握いたしまして、そして宣誓の場合にもそれらを反映するようにしなければ眞の力は発揮できないものと、このように思つております。

○吉田之久君 次に、私はやっぱり気になりますのは刑法第三十五條正當行為の問題でございまして、先ほど来の質疑を聞き答弁を聞きまして、そういう事態はまず起らないだらうと思ふわけなんですけれども、やっぱり紛争の後の処理に當るわけでございまして、いつどんな異常な事態が起らないとも限らない。

そこで、正當防衛及び緊急避難は、それぞれ刑法第三十六條及び第三十七條、つまり国内法では規定されておりますが、これに類似するものとして国際法、すなわち条約と慣例では自衛権の行使と緊急状態排除行動というものがあつて、古い話でございすけれども、旧海軍の軍艦外務令などにも非常に事細かに詳細に規定されてゐるわけなんです。つまり、法令または正當の業務によりなしたる行為はこれを罰せずという規定が適用できたわけでございす、しかし自衛隊法第九十五條に武器等の防護のために武器使用が規定されておりますけれども、この自衛隊法もしよせん国内法でありまして、PKFのような部隊に参加して外国に出た場合にその国内法が通用しないと思ふのでございす、この辺、經理いかでございすか、長官でも結構です。

○國務大臣(宮下創平君) 今、九十五條の武器等を防護するための武器使用の点についてお触れになりました。私どもは今回、PKOが、例えば輸送手段として艦船を使用することもございまして、そうした場合には、やはり公海上におきましてその原則が當てはまることはもちろんでございすけれども、派遣先国においてこれを使用するといふようなことは考えられないわけでございまして、派遣先に行けばこれはこのPKOの規定に従つてきちつとやつていくということが原則だらうと、そのように存じております。

○吉田之久君 そうだろつと思ひます。それであるがゆゑに、実は国連のコマンドのもとで行動するといふこと、そのコマンドが一体何なのであるかといふことはかなり重要な意味を持つてくると思ふんです。国連のコマンドのもとで行動するといふことは、その規範は国連のガイダンス及び指揮命令であり、そのベースは国際法の規範、慣例のはずでございす。したがつて、日本は特にこの日本の特殊事情というものをよほど懇切丁寧に国連によく説明される必要がありま

例えば、日本から派遣された部隊が番兵に立つ場合、やっぱりどんな危険があるかもしれませ

ん。事によつては武器を使用しなければならぬことがあるかもしれませんが、それはかなり制約された日本の部隊でありますから、例えば日本から派遣された部隊は番兵には使わないようにしてくれと、そんな話が国連と協定の中で結び得ることができるのかどうか。あるいは、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、自衛隊が仮に六本木でデモをかけられたときは警視庁の機動隊に守ってもらえないという現状に置かれていて、そういう危険が迫ってきたときに、まさかガードマンを雇うというわけにはいかないと思ふんですね。それは漫画ですからね。

大体、こういうことに対してどのように国連と話し合おうとなさるのか、お尋ね申し上げます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。ただいま、先生御案内のとおり、この法案の二十四条、あくまで武器の使用というのは二十四条の枠の中でしか我が国の場合にはできないわけがございます。それを基本にいたしまして、具体的にこの業務、我が国に対して国連の方から要請がありますときにどういうふうに対応していくかということを決めていくわけでございます。

なお、武器の使用、法案二十四条のそういった対応に限られるということについては特に国連にも説明いたしまして、問題がないというふうにご理解を得ておる次第でございます。

○吉田之久君 十分事情を説明して、念には念を入れて、日本の派遣するPKO、PKFは諸外国のそれとはかなり事情、背景が違つておるかと思います。これはあらぬ混乱に巻き込まれるおそれが大にあると私は心配するわけでございます。

国連のガイダンスや現地のPKF指揮官の命令に従つた行動で、もし他人に傷を負わせあるいは命を落とさせたような事態が発生した場合に、刑法第三条「国民の国外犯」に基づき、刑法第九十九条「殺人」や第二百四十四条「傷害」、第二百五十二条「傷害致死」等の罪にも問われるようなこと

となれば、これは大変気の毒なことになるわけでございます。そういう点まで十分配慮してこの措置を決めていかなければならないと思ふわけでございますが、総理の御所見はいかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはもう御指摘のとおりでございます。そのゆえにこの二十四条でも非常に厳しい条件をつけておるということだと思ひます。

○吉田之久君 そこで、やっぱり気になりますのが、コマンドと指揮権についての問題でございます。

米国においても、統合参謀本部と国防総省、これはネーバルオペレーションという指揮権を持つておるのと、それから海軍省の方はネビーデパートメントという形で立場があるわけでありまして、だから軍令と軍政とが区分がされておると思ふんでございます。

このようにして、軍令、用兵つまりオペレーションと、それから軍政、管理すなわちアドミニストレーションというものを分離して考えるのが東西の常識だと思ふに思ふわけなんです。指揮としては用兵指揮と管理指揮というのに区分されておるはずであります。それで、そういうものを両方含めてフルコマンドと言う場合もありまして、アメリカの大統領などはそういうフルコマンドという立場にあるようでございますけれども、ここでコマンドとかコマンドーとかいった場合には、普通オペレーションの方の指揮であつて指揮官であります。

なぜこんなことを申すかと申しますと、自衛隊員が協力隊に派遣される、そのいわゆる軍政の部分に属するところ、いわゆる管理でありますとか組織でありますとか給与でありますとか、それは自衛隊が統括すべきでありましようけれども、現地に付いた以上はその用兵命令系統は国連の指揮下に入り、国連のコマンドを受けるべきであるというふうに私は思ふんですが、防衛庁長官、いかがですか。

○国務大臣(宮下創平君) おおむね先生のおっしゃられたような構成にこの法律はなつておるよに思ひます。

つまり、このコマンド、国連の指図に適合するように実施要領をつくつてやるという点はまさに今先生のおっしゃつたことを別の言葉で法律上規定したものだと思ひます。それからまた懲戒その他身分上の問題についての指揮権、これは部隊等の場合には防衛庁長官が持つておりますし、個人としての国際平和協力隊への任免については総理大臣が直接指揮をするということでございます。その辺はやはり機能的にある程度はつきり意識をしてこの法文は整理されているものというように存じます。

○吉田之久君 それにしては、きょうまでの政府の答弁が私どもにしてみれば極めてあいまいもしたものでありまして、一方では国連の方のコマンドを指図と言ひ、日本の自衛隊が掌握している命令系統を指揮と言ふ。しかし、指図と指揮とはどう違うのか、これはどこまでいつたつて日本人にはつきりしないと思ふのでございます。

例えばこの指図という言葉の調べてみましたら、指図債権、指図証券、指図手形とか指図小切手とかいうような用語が見当ります。商法や手形法や小切手法などではしばしば用いられている言葉としての指図でありますけれども、こういう場合に、指図というあいまいもしたる表現を使つていかにも指揮権のニュアンスが違つたようなことでこの部隊を派遣しようということとはかなり危険だと思ふのでございます。

やはり向こうに行つて、そして国連下の一部隊の構成員になつた限りはあくまでも国連の指揮命令系統に従つて、ここをばつきりしておかぬと、指図はどれだけの権限があるのか日本人に説得する場合に、いやそれは指図なんだ、おれたち自衛隊がちゃんとした指揮を持つておるんだと言ひ逃れようとするのでございまして、もしもの事はあくまでも言葉の遊戯だと思ふんですね。

この辺をはつきりしておかないと、もしもの事態が起つて相手に何らかの危害を加えたときに、それが指図を受けたぐらいでやつて後でまた法に問われれば、これは惨たんたることになるわけでございます。あくまでも出た以上は国連の指揮命令に属する、この辺をはつきりしてやらないと、行く自衛隊も、まして一般の国民もこれは容易じゃないと思ふんですが、外務大臣、いかがでございますか。お得意のところをひとつ。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 今お話がありましたように、私がこの間言ひましたことを要約いたしますと、国連の現地司令官は、各国から派遣される部隊が、いつ、どこで、どのような業務に従事するかといった部隊の配置等についての権限を持つておる。しかし、これは国連のコマンドという、法案では指図という訳をしております。これは指揮と直したらいじやないかという御意見がございまして。指令でもいいじやないか、指揮でもいいじやないか、何でもいいじやないかと。それは私は一つの考え方かもしれませんが、なぜこういうことを言つておるかというと、法案では本部長は国連のコマンドに適合するように実施要領を作成または変更することとなつており、国連のコマンドは実施要領を介して我が国の部隊により実施されると。その意味で我が国から派遣される部隊は国連のコマンドの下にある、あるいはコマンドに従うということができまふと。

結局、指揮系統は、指揮監督はもう本部長・総理大臣、防衛庁長官が持つておりますが、やることについては国連の行動規範等とのすり合わせを行ひましてこれで行ふんですよ。それから、もしそうでないようなものが仮にあったとする場合は、それは国連のコマンドに従ひないということを言ひますから、完全な指揮権は、その命令に違反したような場合は日本が全部持つておる。そういうことでこの法案の中にも本部長の指揮監督というものがあつたんですから、国連の指揮監督ということではなくて、本部長が指揮監督をする。国連の方を指揮と訳すと混同するおそれがあるんで、それであつて指図というふうな言葉

を使ったということでございます。

○吉田之久君 大体大臣の言わんとされる本音がわかったような気がするわけでございますが、しかしこういうときにどんな有事の事態を迎えるかもしれない。そういう状況下に置く部隊の指揮命令系統というものは単純明快でないといかぬと思ふんです。

国連のコマンドに従うということは国連の指揮に従うということなんです。国連のあれは指図なんだから、指図と言ったら大変日本語で何となくソフトな感じを受けますが、厳然たる指揮権は自衛隊にあるんだと、それはそう言いたいでありまして、それが、実際にそういうことに臨む部隊にとつてはそういうあいまいな規定の仕方というのは大変な危険を伴うことがあると思ふんです。だから私は、派遣された部隊は国連の指揮下に入り、国際の法規、慣例に従って行動するものとするということとをこのPKO法案の中にきちんと明記しておけば、それに従った行動は法令または正当の業務によりなしたる行為ということで国際法で守られると思うのでございます。

場合によっては、日本政府の指揮権によって撤収させる場合があると思ふんです。しかし、実際の段取りとしては、派遣元が派遣者に対して、例えば民間会社の場合もそうでございますね、派遣元の会社が派遣先の会社に出向させている人間に対してある日突然引き揚げると命令できません。したんじや、それはもう出向先の方が大混乱に陥るわけでございます。給料は出向元の方からちゃんと保障される、しかし出向先の就業規則に従う。出向元は週休二日制だ、土曜日は働かないんだ、出向した先は土曜日は半分は働くんぞ、おれはそれに従わないんだと、そんなことはあり得ないんです。

だからきちんと、自衛隊というものは国連の元に出向するわけでございますし、そしてきちんと国連の指揮下に入ると、この辺をやはり明文化してやらなければならない。どうしても派遣元が出向者に引き揚げさせる場合には急にはいきません

ので、事情を言つて、いつには代替要員を送るとか、あるいはどちらの方の支援に回るからそこを埋めてくれとかいうことをやらなきゃいけません。

だから、事態の変化に応じて日本政府が派遣部隊を撤収させるという場合は、国連の事務総長に通告して指揮、コマンドを国連から日本政府にそのときに移管する。テークオーバーと呼ぶそうでありますけれども、きちんと移管する。それから日本の指揮権下に入る、その逆もあり得ると、この辺をはっきりして、その上でしかるべき地点や空港や港湾へと集結を命じていく。それは日本の権限、指揮だと思ふんですが、その辺ははっきりしなきゃならないと思ふのでございます。

総理、いかがでございますでしょうか、こういうやっぱりかなり重要な問題だと思ふので。
○国務大臣(宮下平吉) 今、吉田先生のおっしゃられる点は重要な視点だと存じますけれども、この国際平和協力業務は、あくまで我が国の自主的な判断で憲法の制約との整合性を図りながらこれに貢献していくものでございまして、基本的にそういう性格のものでございます。

したがいまして、この指揮権につきましては、今、指図の問題と指揮権の関係について再度外務大臣の方からも御答弁がございましたように、国連の指図、コマンドというのは部隊の組織、配置、行動等に関するもので、これは基本的なものでございます。任務遂行上。大体我が国の場合もこの指図に適合するように実施計画ないし実施要領をつくつて実施するわけでございます。この法制上の建前は、あくまで指揮権は本部長である内閣総理大臣または防衛庁長官にあるわけでございます。同時に、このことは国連との調整が図られて一致すべきものでございまして、そのような構成になっております。

そして、なおかつ今の中断の問題についてあるいは撤収の問題について、私どものこの法制上の建前は違ふ考え方、これは軍事一般ではあるいは先生のおっしゃるようなことであろうかとも存

じますけれども、私どもが直接侵略に対応する場合と異なりましてこれはあくまで国際協力でありますから、我が国の主権的な意思とそれから憲法の建前というものはきちつと守らなければならぬわけでございます。そのためにこそ五原則というものがあつて。

その重要な一つが中断であり撤収であるわけでございます。この点は国連との間で事前了解もあり、またそれに従つて法文上も我が国はそういう状況になつた場合は撤収するということを明確に規定してあるわけでございます。この点はこの平和協力業務の特殊性に基づくもので、そして我が国の自衛隊を海外に派遣する場合の制約条件をきちつと我々が踏まえてこのような構成になつたものというところで、これはきちつと貫いていかなければならないものだと思つております。

○吉田之久君 長官は、国際紛争の場合と違つてこの平和維持軍の場合にはそういう懸念はまず及びにくいだろうというような考え方であらうと思ふようにも思ふわけでございますけれども、やっぱり不幸な例もあるわけでございます。

例えば、レバノン南部に配置されたPKFは、一九八二年のイスラエル軍のレバノン進攻に際してこれを阻止しなかつた。あのイスラエル軍のレバノン進攻はイスラエルの国家意思によるものでありまして、その阻止はPKFの任務外でございまして、その阻止はしなかつた。しかし、そこで撤収するか否かは国連事務総長、現地国連代表のシビリアンコントロールによつて決められたはずでございます。現地の部隊指揮官は、これを阻止すること、イスラエル軍を阻止することはしない、たしか展開しておつた部隊を、イスラエル軍の進攻道路は主要幹線道路沿いに攻めてきたようございまして、それから外して幾つかの集結地点に集めたはずだと、しかしその間にも若干の犠牲者が出たと聞いております。

こういう事態がやっぱり万に一つ起こらないとはだれも断定できないわけでございます。そのときに、あれが指図だとかこちらが指揮だとか、そ

れはちよつと、そういう言葉のニュアンスでは判断に苦しむことが生じては大変だと思ふわけでございます。私は自衛隊が指揮権を全部もう完全に外せなどと言つてゐるわけではありませんが、いやしくも一つの部隊として国連の配下に入つた以上は厳然として、目の色の違う指揮官であらうともその指揮官のコマンドに従うということをやっぱりよほどはつきりしておかなければならないというふうにならうと思ふんです。

この辺をはつきりしませんが、いざというときに対処をどうすればいいののか的確な判断がおりてこない。あるいはおつたつて、それが指図なのか指揮なのか、日本語で解釈したんじやよくわからない。もたもたしておれば犠牲者がふえるばかりの事態もあり得ると思ふんです。

先ほどもいろいろ委員から御質問があらはれたが、隊員個人個人の判断で自衛のために応戦するか否かを決めさせるのなら、持ち場を離れて撤退するの個人個人で判断してもいいはずでございます。それならもう指揮官は全然要らぬわけでございます。そんな部隊というのはない、まさに鳥合の衆になつたと思ふんです。だから、だれがけじめをつけるか、だれが束ねるのか、この辺をよほどはつきりしてやつていただきたいと思ふのでございますが、総理、私の言うことはおわかりいただけますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) 御指摘の点はよく御質問としてわかつておるつもりでございます。我が国として、このような国連の平和維持活動に積極的に貢献をしたいと私も考えましてこの法案を御提出しておりますけれども、我が国には我が国の憲法がございまして、それでない国と常に同じような条件で国連の平和維持活動に参加するわけにはまいらない。それが御承知のように五原則等々になるわけでございますが、この法案の中で申しますと、先ほどの武器の使用の場合がその一つでございます。これは御承知のとおりのことでございます。

それから、なお申しますと、法案の第六条にこ

ございます派遣の終了と言われる事態、あるいは第八条にございます中断に関する事項、これらはいずれも紛争当事国、当事者、あるいは当事者の属する地域の国の間の同意が存在しなくなった場合、国連の中立性、普遍性というものが失われた場合ということをおっしゃるわけでございますけれども、それらはいわゆる海外における武力行使というものが行われることがあってはならないという、そういう憲法の配慮から出たものでございまして、その限りにおきまして、いかなる場合でも全く無条件に他の国と同じように標準的な国連のOPに従うというわけにはいかない。そういうことを考えました結果、実施要領によって両方をつなぐという、多少法律的には確かに複雑な構成をいたしておりますけれども、趣旨をいたしますところはそのような趣旨でございます。

御質問の趣旨も十分了解いたしました上でお答えを申し上げます。

○吉田之久君 総理初め各大臣の思い、願望、それはもう痛いほど私どもにもよくわかります。あくまでも終始平和そのものの部隊でありたい、断じて武器は使わなければならない、全くみんな日本国民同じだと思っております。しかし、参加するPKFは、他国の真正正銘の軍隊も参加しているわけでございますね。そこで、日本は違うんですよ、違うんですよと十分丁寧に断って対応するんでありますけれども、いざ予期せぬ戦闘場裏に入りまして、そんなことは一々火急の中で区別できなくなるおそれは十分にあると私は心配するんです。

だから、例えばきょうまでの答弁でも、いよいよ正当防衛しなきゃならない場合には個人個人の判断で武器使用はしてもいい、しかし指揮官が撃ち方やめだけは束ねるとか、撃てとはだれも言わない、やめろだけ言うとか、それじゃやっぱり非常に判断に迷いますね。そういうおそれを私は感ずるんです。感じない人は幸せだと思いますが、心配し過ぎかもしれませんけれども、私は思うんです。ですから、その辺の対応をどうするか、よ

ほどコマンドの問題を初めきちんとその対応を明快にしてやらないと、とてもやPKFは凍結を解除できないんじゃないかというふうな気がするわけなんです。ございまして、どうかその辺のところをさらにひとつ政府としても慎重に御検討をいたしたい。

それから凍結解除に関する問題でございますけれども、例えば通信は後方支援だから凍結の対象から除外してはというふうな意見もあるようでございます。医療機関はどうするか、あるいは任務規定の中には警察行政事務がありますね、そういう部分については果たして自衛隊だけでいいんだらうかと、いろんな問題が出てくるわけなのでございます。

私は特に申し上げたいのは、後方支援だから絶対だ、絶対大丈夫だとは言えないと思うんです。昔から戦いの常識として、前方に展開して行く部隊が強いければその後方を遮断する、輸送路を断つ、通信網を遮断してしまえばもう前の部隊は自滅するわけでございます。だから後方だから絶対安全だと言いきれない。何をもう後方支援とするか、何をもう凍結から除外して自在に活動が展開できるのか、この辺もよく研究をしなければならぬ。

時間がございせんので固めて申し上げますが、医療機関の場合にも、これはやっぱり自衛隊とは完全に絶縁した組織で、まさに素裸で赤十字の旗で守るというふうなことがより安全だし、任務が遂行できるのではないかと。いろんなそういう問題を思うわけなのでございますが、長官、いかがですか。

○国務大臣(宮下創平君) 凍結論の話はこれは国会でお決めいただくことで、私どもは今提出している法案がベストだという建前で議論をさせていただいております。

今の医療の問題は、やはりそれは委員のおっしゃるように、赤十字その他の場合によると、それは全然役に立たないというのではないと存じますけれども、今日自衛隊では例えばビッグレス

キューというのを北海道の自衛隊で最近大きな演習をやっております。そして、野戦病院的な、いわゆる完結型の手術その他の応急手術ができるというふうなそういうような組織を持っております。派遣国の状況によつては自衛隊のそういう組織力、そういう装備、そういうものが必要な場面というものは私は必ずあるだろうと思うんです。

この法案では、そういうことも可能だということとで三条の任務の中に「医療」ということが書かれてございまして、私どもこの法案を成立させていたければ医療面で十分な対応をしていきたい。量的には、もちろん自衛隊の充足状況も十分でございますが、必ずしも量的な問題はそんなに大きなものにならないとしても、完結型の医療救援業務は自衛隊でなければできないものではないかなと、そんな感じがいたしております。

○吉田之久君 重ねて申し上げますが、私どもは自衛隊の派遣を全面否定しているわけではございません。大いに自衛隊も役立ってほしい。しかし、それは自衛隊プロパーでなければいかぬのだというかたくなな考え方よりは、ある部分本当に海外協力に役立つ、志願する人があればそういう人たちが参入させていく方がより国民の合意も得られやすい、また送られる部隊は自衛隊そのものではないということも十分他国に説明がつきますし、そういうことを考えているわけでございます。

この間、明石代表がお帰りになされたときにこの委員会が開かれました、そしてその質疑の中で、例えば沖縄にでも一つの訓練基地をつくって常時訓練させてはどうかというふうな意見があったようでございますが、私は、沖縄はやっぱり特殊なところでありまして、沖縄でそういう訓練場所を新しくつくることがいかになものかと思うのでございまして。

むしろ富士すそ野に、富士駐屯基地にこの訓練場所をつくって、そしてきちんと国民の目にはつきり平和協力隊が編成された、自衛隊とはそれは別個のものであって、国連旗を授与されてブルーベレー帽をかぶって、そして記章を着用し

て、各級指揮官がそれぞれ任命される。また、その後も大いにその辺で訓練をする。あるいはできるだけ外国語の勉強をする。事情が許せば他の国のPKFとも総合共同訓練をやる。あるいは時にスウェーデンの指揮官を呼んで指揮をとってもらうというぐらいのことをやればいいのではないかと。

井上議員の御了解をいただきまして時間を全部いただいております。申しわけないのでございますが、そんな考え方を私は持っているのでもございまして、どなたか、いかがでございますか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。明石代表の御指摘の研修センターの点でございますけれども、やはり私もこの法案をぜひ一日も早く成立させていただきまして、それで現実の実績を積み重ねていくということが重要だと思っております。その実績、PKF協力の実績を積み重ねるということは、まさに訓練、研修についても同様に実績が積み重なるということでございますので、まずそういう現実をよく見きわめることが重要であるというふうに考えております。

非常な的確な御指摘でございますので、その上で真剣に検討すべき課題であるというふうに認識いたしておる次第でございます。

○吉田之久君 総理を初め各大臣に重ねて申し上げますが、我が国開国以来初めての経験になるはずでございます。外国に軍を進めた経験は持つておいても、外国に平和のために貢献する部隊を派遣する、それが自衛隊、民間、いずれであろうともこれはかつてない初めての経験であり、それだけに重大な意義を持つておる。かつそれは半年や一年で終わるべき問題だとは残念ながら思いますが、だとするならば、ここまで見事に成長した責任ある国家が本当に世界平和のために身を挺してどのように貢献すべきであるかという重大な問題でありますだけに、どうかひとつあらゆる問題を懇切丁寧に御検討いただいて間違いないを期していただきたいと思います。

時間が参りましたので、これで終わらせていた

だきます。ありがとうございました。

○寺崎昭久君 P K O 協力法案が国会に提出をされて以来多くの議論が重ねられてきたわけでありませうけれども、その是非の分かれ目になっているのはやはり武装自衛官あるいは自衛隊の海外派遣の是非であらうかと思ひます。すなわち、我が国の国際貢献と憲法九条との関係をどう考えるのか、その辺が議論の分かれ目になっていると思ひますので、まず憲法九条の問題について総理の考えを伺いたいと思ひます。

少し歴史をさかのぼりますが、昭和二十一年の六月二十五日、第九十回国会において、当時の吉田首相から憲法改正に関する趣旨説明が行われております。このときの議事録を見ますと、第九條に關して野党は總じて、なぜ自衛隊まで放棄しなければならぬのか、あるいは戦争には侵略戦争と防衛戦争がある、したがって侵略戦争だけ放棄すればいいんではないかというような主張が行われており、これに對して吉田首相は、国家正当防衛権を認めることは有害である、もし平和団体か国際団体が樹立された場合においては正当防衛権を認めること自体有害なんだという趣旨を繰り返して答弁されております。

こういう議論を思い起こしてみますとまさに隔世の感があるわけでございますけれども、その際でも歴史観あるいは情勢判断をどう持つか、そういったことについて明らかにすることが大事なのではないかとあわせて考えられるわけでありませう。当時と今日とでは情勢も大きく変わり、また日本のポジションも変化しているわけでありませうけれども。

そういう中で、先日、自民党の小沢調査会から答申案が出され、その中で憲法九条にも触れる問題が取り扱われております。憲法九条の読み方に關しては、今もって軍事的覇権は求めないという自制的な規定なのだと言ふ人がいたり、あるいは海外軍事不干渉の表明だと言ふ人がいたり、その他意見はたくさんあるわけでありませう。そういう中で、この調査会答申というの憲法論議に一石

を投じたという意味で私は有意義なことだと感じている次第であります。

そういうことを頭に置きながら質問するわけでありませうが、総理は、憲法前文にある「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という規定と憲法第九條との関係をどのように把握、理解されているのか、あるいは小沢答申案を今後どのように取り扱おうとされているのか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 憲法の解釈につきましては、本来ならば法制局長官からお答えをすることが私は正確を期する意味でよろしいと思ひますけれども、我が国がいわゆる軍事大国にならないという点については、私は憲法の基本的な考え方、そういうことであるかと存じておりますし、また前文にございませう平和を愛好する諸国家の信義に信頼をして云々ということにつきましては、我々は軍事大国にはならない、したがって世界の平和の維持についてはそれらの国々のいわゆる信義といふものに信頼をしたい。これはすぐ国連といふことを言っておるわけではございませうけれども、いわばそのような世界全体の平和の維持増進の仕組みあるいは機構、あるいは意思といふものに信頼を寄せたいといふことを言っておるものと考えております。

私どもの党内で、憲法につきましては、憲法そのものについての討議をする機関もございませうし、また小沢議員による小沢調査会もございませう。私自身は、憲法を常にあらゆる角度から検討する、考えるといふことは大事なことであつて、これをいわば神棚へ置いておけいといふような考え方は私はいたしておりませう。憲法についていろいろな議論が行われることは極めて大切なことである、国民が憲法に関心を持つゆゑんであると考えておりますので、そのことは私はむしろ積極的に歓迎すべきことだといふふうに考えておりますけれども、そのことが即憲法改正が入り用だといふことには別にたがはつておりませうで、常にそういう議論が行われることは望ましいこと

であるといふふうに私としては考えております。

○寺崎昭久君 小沢調査会の答申案では、憲法九條に關する政府見解を修正すれば国連軍にも参加できるんだといふ趣旨のことが述べられております。この答申とは切り離してのことでございますが、総理自身は今憲法でも九條に關する政府見解を修正すれば国連軍に参加できるとお考えなのか、あるいはどう見てもそれは無理だとお考えなのか。私は国連軍がにわかに創設できるとは思つておりませう。ただ、そういう機運に動きつつあることも確かです、一つの答えを持つておくことが大事なんではないかと思ひますので、お尋ねいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 第一に、いわゆる小沢調査会が最終的な結論にまだ達していないといふふうに承知をしておりますし、議論の過程においていろいろな経緯があるようございまして、どのような結論になつていくのかも定かではございませう。ただいま御指摘になりましたような方向を示唆しているかどうかにつきましては、曲折がございまして、ただいま必ずしもはつきりしてないようございませう。

第二に、いわゆる国連軍に我が国が現行の憲法のもとで参加できるかどうかということにつきましては、国連憲章第七章で国連軍といふようなことが想定されておるようではございませうけれども、かつて国連軍が真剣に議論されたあるいは創設されたことはもとよりないわけではございませう。そしてそれとの関連で、そのためには国連憲章の第四十三條でございませうが、特別協定を結ぶことが必要であるといふふうなことも書かれておりませうけれども、その特別協定がいかなるものであるか実はそれ以上敷衍されております。

したがいまして、国連軍といふお尋ねについて、国連軍といふものが定義されておりますものの明確な答えがでない。むしろ、ある一定のものとこいう種類の国連軍についてはどうかといふことであれば、これはまた法制上の立場からお答えができるわけではございませうけれども、国

連軍そのものが明確に規定されておりますために正確な答えがでないということが真実ではないかと考えております。

○寺崎昭久君 ところで、ことし一月、総理は安保理サミットに出席されました。そのとき我が国が常任国入りを目指してゐますといふ趣旨のことを言われたやに報道されてゐるわけですが、それは本当でしょうか。もし安保理入りを目指すとしたら、ほかの常任理事国並みに安全保障については日本は一定の責任を持ちますといふ決意がなければならぬと思ひますが、そうした決意をお持ちの上で発言されたのかどうか、お尋ねします。

○国務大臣(宮澤喜一君) ことし一月の末に安保理理事会サミットにおいて私が申しましたことは、正確に申しますと、このような新しい平和秩序を構築する時代に向けて果たす国連の役割といふものを強調いたしました。またそれと同時に、国連が新たな時代に適合したものとなるように絶えず検討することが重要であるといふことを申ししたのであります。

それは、そういう言葉は使いませんでしたがけれども、お互いがよく知つておりますように、今の国連憲章そのものは第二次大戦の戦勝国と敗戦国といふものを反映したような書かれ方になっておりました。だがが見てもそれは時代に適合いたしませんし、また国連の加盟国の数も今は百七十八になつたんでございませうか、最近またふえたりいたしておりますし、安保理理事会の機能もそうでございます。財政もそうでございます。そういうことを一般的に申したわけではございませうけれども、我が国が国連安保理理事国になることを目指してゐるとは私は直接には申しませんでした。本来、今申しましたような国連憲章あるいは国連のあり方を今の時代に適合したものに改めるといひますれば、これは大変な大きな仕事になると思ひますが、今寺崎委員が御指摘になりましたような問題が恐らく当然に出てくるのだらうとは思ひますけれども、なかなかそこに至ります道が、問題の大きさが大き過ぎてございませうので

はつきり見えてまいりませんで、私といたしましては、その国連が今の時代に与えられた責務、それにたえ得るようなものに適合したものになるように検討することが絶えず必要であるという問題提起にとどめたというのが一月の末の私の発言でございます。

○寺崎昭久君　ところで、湾岸戦争のときの我が国の対応というのは、後で機雷掃海のために海上自衛隊を派遣いたしましたのが、結局のところ多額の資金を提供したということにとどまっていたと思います。このことの是非についてその後の議論というのが意外に少ないのが実態ではなからうかと思えますし、私は資金の提供ということがベストの選択であったのか、日本の将来にとつてこういう方向で進むのか、そういういたなかなこととはもつとも議論されなければいけないと思うんです。

度が、つまり汗は流しませんというような態度が、今後通用するのかわかというようなことも考えておかなければいけないと思います。世の中全体を見ますと、やはり湾岸戦争のときにように各国が集団で国際的な平和維持活動を行うための行動をするという方向に向かうのではないかも思われるわけで、その際我が国としては集団的自衛権行使の問題をどう考えるのか、避けて通れない問題なんだろうと思うんです。

今まで、政府見解については承知しておりますけれども、総理自身はこの集団的自衛権についてどのように理解しておられるのか、あるべき姿はどうだとお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) この点も法制局長官を煩わすことが適當であるかと思ひますけれども、大まかな常識といたしまして、我が國が自衛權を持つてゐることはこれはもう明らかでございます。九条のもとにおいて許容されてゐる自衛權の行使は、これが我が國を防衛するためにいけば必要最小限度の範囲にとどめられるべきものであらう、そういうふうな解釈すべきものであらうと。

そうでありませんと、これは無制限な自衛という
 觀念に發展しかねないであらうと思いますので、
 そこでその集団的自衛權を行使することは、いわ
 ゆる日本を防衛するための必要最小限度の範圍を
 超えるものであるのでできない、それが憲法九条
 の定めるところであると、これはごく常識的な理
 解でございます、余り正確じゃないかと思いま
 す。正確なことはお入り用ならばまた法制局長官
 からお答えいたしますが、そのように考えており
 ます。

○委員長(下条造一郎君) いいですが。
○寺崎昭久君 じゃ、お願いします。
○政府委員(工藤敦夫君) 集団的自衛権と憲法との関係についてのお尋ねでございますが、国際法上、国家が集団的自衛権、この場合定義して申し上げた方が適當だと思つんですが、自国と密接な関係にある外国、そこに対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず実力をもつてそのような攻撃を阻止すると、こういうことが正当化されるような地位、これをいわば集団的自衛権と言つていると思いますが、そういうものを有しているかどうか。我が国が国際法上の観点から申し上げればそのような集団的自衛権を持つていることは主権国家である以上当然であると、これは従来から申し上げてきているところだと思います。

ただ、従来からこれまたあわせて申し上げておりますが、政府としては次のような理由から、従来から一貫して我が国が集団的自衛権を行使することは憲法上許されないと、こういう立場に立っております。その理由と申しますのは、憲法は、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとること、これは禁じられていないということでございますが、それはあくまでも外国の武力攻撃に対しまして、国民の生命、自由それから幸福追求の権利、こういうものが根底から覆される、そういう急迫不正の事態に対しましてそういう権利を守るためのやむを得ない措置として初めて許される、こういうことで

ございまして、その措置は当然いわゆる自衛権発動の三原則等々にも言われておりますように、こういうやむを得ない措置というのもそういう事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきであると、かように考えているわけでございます。

したがしまして、先ほどの定義に戻りますが、他国に加えられた武力攻撃を阻止すること、これをその内容といたします集団的自衛権の行使、これは憲法上許されないと、こういうふうに申し上げているのが従来の解釈でございます。

○寺崎昭久君 憲法九条に関して、あえて反論もせず幾つかお尋ねしましたのは、私は、憲法というのとはともと国家、国民の財産、生命を守るためにあるものだし、そのために国民が決める基本ルールであって、それ以上のものでもそれ以下のものでもない。また憲法というのは、どんなに正確を期して整合性を考えてつくったとしても、欠点がないというものではないであらうという認識のもとにお尋ねしましたので、あえて反論はいたしませんでした。これまでは、一定の憲法解釈の幅の中で、その憲法を持つ欠点とか、さらに言えば矛盾を処理してきたわけでありますけれども、しかし事九条に関して言えば、国民から見えますますわかりづらくなっているというのが今日の実態なんだろうと思うんです。

ある人は、針の穴から象を引き出せるかどうかということ国会は何日もかけて議論するんですかというようなことを言っております。恐らく国民の目から見れば、今のPKOの問題にしてもそういうふう感じられる部分が少なくないんじゃないだろうかと思えます。といって、憲法を改正するということこれは大変なことなことで、すし、やっていいのかどうかということも大きなその前提として議論が必要になると思うわけです。

ですから私は、憲法は変えないで、例えば安全保障基本法というような基本法を制定する中で、例えば九条と自衛隊の関係、あるいは自衛権の問題

題、国際社会における貢献のあり方の問題、そういったものをあわせて議論をしながら、国民にわかりやすい状態にしていくことが今求められているのではないかと思います、総理はこういう提案をどのように受けておためいただけますか。

のと同じような意味において、つまり憲法についての国民の各層における広い議論というものは常に有意義であるという意味におきまして、九条につきましても議論が起きますことは私は一向に差し支えないことであるし、むしろ憲法の志向い

たしますところを国民が理解するゆえんであらう
というふうに思っております。

ただ、先ほども法制局長官からもお答えをいた
しましたが、九条が許しております自衛というも
のは文字どおり、例えば他国に対して起こった危
害が即我々にとつての危害であるといったよう
な、それが集団自衛ということの仮に基本である
といたしますならば、そういうふうに広く解釈い
たしますときには九条の解釈が大変に広くなつて
しまいまして、これが破れるおそれ少なとせず
と思いますものですから、私どもはそこを先ほど
から申しましたようなふうにとらえておるわけで
ございます。もとより、これと違つて解釈について
いろいろな議論が行われるということはこれは自
由でございますし、そのことを對設しなればな

らない理由は別段少しもございませぬ。議論は自由に行われてよろしいことでございますが、政府といたしましては、従来からただいま申しましたような見解をとっておりますでございます。

○寺崎昭久君 経済に国境がなくなったというようなことを言われて久しいわけでありますけれども、最近の政治の世界でも内政干渉という言葉がだんだん垣根を低くしているように思えます。そういう中で、自衛権を考えた場合に、自衛というのは言うまでもなく広い、自衛とか防衛というのは広くも解釈できる問題でして、経済的な防衛だとかエネルギー防衛だとか食糧防衛だとかそういうように使われているケースもないわけではな

い。したがって、そういった問題も含めて我が国の国際貢献のあり方として、我が国の持てる力をどう發揮するかとか、自衛のための力の行使といふのはどういふところが限界なのとか、そういうこともいろいろ安全保障基本法みたいなものを提案することによって固めていくというのが一つの方法ではないかと申し上げたんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 専門家でございせんので余り深入りしてはいかぬかと思ひますけれども、今の御発想でまいますと、経済問題などとの関連で申しますと、お互いにいわば一種の相互主義、お互いにお互いを助ける、あるいは利益をいゆる相互主義というふうな経済上の原則は考えなければなりませんけれども、安全保障につきましましては、先ほど申し上げましたような理由で相互主義というものが非常にとりにくく、これは端的な例は日米安保条約でございせんが、厳格な意味でもアメリカに戦争の危機が生じたときに我が国がそれを我が国に対する危険だとするわけにはいかぬ。御承知のとおりでございます。その逆のことは可能でございますけれども、我が国からそういう相互主義の立場をとることが九条の私どもの伝統的な解釈から申せばできないこととございせんので、広い意味での経済、広い意味での国の安全、セキュリティも含めまして一つのコンセプトをつくるということにとりましまして、先ほど私、集団的自衛権の定義を申し上げましたように、集団的自衛権と申しますのはいわば実力の行使に係る概念でございまして、そういう意味で経済的な問題というのとはおのずからその範囲を異にしているかと。そして、いわゆる

る集団的自衛権の議論のときに、経済的問題というところまで私どもは範囲を広げているわけではございません。

それからなお、双務的というふうな御指摘ございましたけれども、これは例えば昭和五十五年に答弁しているところでございますが、いわゆる集団的自衛権は我が憲法において認めていないと解釈しております。御指摘の双務的なものにするという意味が集団的自衛権の行使という意味でございまして、そういうことは憲法九条に反する、かようにお答えした例もございせん。

○寺崎昭久君 自衛権の政府見解については、今までも幾たびか伺っているわけでありまして、例えば武装した自衛官あるいは自衛隊を海外に派遣することの是非という話については全くコンセンサスができていないというふうな状態で、すれ違ひ論議がもう二年近くも繰り返されてきたんではないか。そういうことを懸念するので、安全保障基本法のようなものを通じて議論を整理していく、そういう時期にきているのではないかと意味で御提案申し上げているわけであらう、ここで自衛権の定義を伺いしようというわけではございせん。

外務大臣にお伺いいたします。

五月十八日に当委員会、指揮権に関する見解を改めてお述べになりました。正直なところ、従来の見解とどこが違うのか、あるいは同じなのか、私にはなかなかの読み込みなんです。ということは、国民はもっと、普通の国民というか普通の関心しか持たない立場の国民の人は何を言っているのかよくわからないんじゃないか。

また、コマンドを受ける立場の人もばつと読んでのみ込んだという状態にはならないんじゃないかと思うんですが、外務大臣流にわかりやすく説明していただきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 従来言っていることは変わらないんです。この間言ったことは総まとめにして言っただけでありまして、もともと参加

をする以上はコマンドのコマンドに従うということでございます。しかし、これは日本の法律のちろん範囲内で従うわけですよ。ですから、あそこを範囲内で従う指揮と、指図が指揮というように訳した方がいいじゃないですかという議論がたくさんあります、わかりやすいから。

ところが、この法案の中で本部長の「指揮監督」というような言葉もありまして、これは首尾一貫したいわゆる懲戒権まで持った指揮権が本部長にあるわけでありまして、ところが、向こうの司令官の方は懲戒権まで持った指揮権というものは持っていないので、それがごちゃごちゃにされるのは困るというふうなこともこれあり、指図というように訳した。

この言葉がともかく耳なれない。指図なんというのはいないんじゃないかというところからいろいろ議論が出ておるものと考えられますが、我々の言うのは、やはりそのコマンドのコマンドに従うんだ。しかも、日本の本部長が向こうといういろいろの行動基準等の規範で、すし合わせ等をちゃんとやって、その実施要領とか実施計画をつくるわけですから、そこで、その他のことについては、五原則というものを守ったほかにおいてはコマンドの指図に従うんですよ、こちらが命令を出すわけですから、自衛隊員にですね。だから少しもそご生じないというのを言っただけであります。

○寺崎昭久君 この法案で、指揮と指図を区別して使われたのはそれなりの考えがあつてやられたことだと推定しておりますけれども、大変わかりづらいというの確かだろうと思ふんです。

例えばこの法案のつくり方として、いわゆる五原則の部分、派遣とか撤退、終了あるいは身分に関する部分については国連と日本国政府が外交交渉で取り決める。それから、現場におけるオペレーションコマンドについては全面的に国連にゆだねるという前提で法律をつくるということも可能だったし、そうすれば余りコマンドについての混乱がなかったんじゃないかと思うんですが、そ

うした場合に何か支障があるんじゃないか。

○政府委員(丹波重吉君) 先生、この法案の背後にある考え方は、PKFが通常の状態でも活動しているときに、国連のコマンドが、何れも当然で議論の対象になっておりますこの派遣モデル協定の国連の司令官が、配置、組織とか行動について行うその権限をそのまま実施するというふうな仕組みにしておるわけですよ。

ですから、繰り返しますけれども、通常の状態におきましては、国連の司令官が出すそのコマンドはそのまま日本から行った派遣隊によって実施される、そういう仕組みになっておるものですが、まさにこの間の外務大臣の見解の中でも、そういう意味におきましてはこの指図と国連のコマンドとは同義で、こういうことを申し上げていることとございまして、そういう意味では先生がおっしゃっておることと同じ考え方に立つて仕組みをつくっておるつもりでございます。

○寺崎昭久君 ニアミスをしているような御回答をいただいているんですが、先ほど私が申し上げましたように、外交交渉にゆだねる部分と、それから現場の指揮権は国連にゆだねるというふうな前提で整理しますと、例えば外務大臣発言は二カ所ほど修正していただくと思うんですが、

「委員長退席、理事岡野裕君着席」

ペーパーをお持ちのようですから見ていただければと思うんですが、パラグラフの2で、「防衛庁長官は」というところがありますが、「防衛庁長官は、この実施要領に従って、我が国から派遣される部隊を指揮監督し」と書いてありますが、「部隊の指揮権を国連に委任し」と直して、「国際平和協力業務を行わせることとなる」というと、ああそうかと、外務大臣流に言うところの言葉になるんだと思ひます。

その次、「このように、国連の「コマンド」は、」じゃなくて、「国連の平和協力業務」、「PKOは、」と。「コマンド」は、」じゃなくて、「PK

○は、「主語を直していただいて、「実施要領を介して国連の「コマンド」のもと実施されることになっており」というと大変一貫性があるんですが、こういう読み方は間違いないでしょうか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

今の先生の御指摘の一番のポイントは、防衛庁長官の指揮を国連に委任、たしか「委任」とおっしゃいましたか、というところではないかと、やはり国際連合が有しております権限と各部隊に対する権限、これはもう何回も御説明申し上げておるところであります、長年の慣行からきておりました、モデル協定第七項で規定されておるものでございます。いつ、どこで、どのような業務に従事するかといった配置等についての権限でございますが、同時にこの第七項には、やはり派遣された要員というのは引き続き本国の職務に服するという、つまり国連のPKOの活動への参加協力ではございますけれども、我が国公務員としての公務に従事するという側面があるわけでございまして、そこはやはりはっきりさせておく必要があるかと思っております。

つまり、国際連合の有しておる権限に基づきまして、各国からいかなる部隊が参加するわけでございませうけれども、それがきちんと国連の指図のとおり運用されるということがやはり国連にとって一番の関心事でございまして、その点について、それを各国の部隊がどういうふうな受けとめて実施するかというのは、それは各国いろいろ考え方があろうかと思っております。

我が国の場合には、やはりこの法案、実施要領というのが入っております関係上若干わかりにくい側面があるかと思っておりますけれども、実施要領を介しまして、防衛庁長官がこの法案の枠内で、その国連の有しておる権限でございましてコマンドどおり実施するということでございまして、その点、私今申しました、先生の御指摘の一番のポイントの防衛庁長官の持つておりますそのコマンドを受けての部隊の指揮監督権というのを委譲とか委任してしまいますと、まさに部隊の指揮は

とれなくなってしまうと思います。そうしますと、そのコマンドどおりの実施、法案の枠内での実施というのができなくなるものでございまして、ひとつ御勘弁いただきたいと思っております。

○寺崎昭久君 なかなかこの問題は複雑怪奇で私もよく理解できないんですが、せんに詰めて言う

と、SOPによると、PKOにおける軍事要員は、活動事項に関しては出身国の命令は受けず、国連事務総長から命令を受ける指揮官の命令のみを受けることがPKOにおける基本原則であるというところがありますが、国連のコマンドと実施要領をすり合わせることでこのSOPの規定もクリアできるといふように受けとめてよろしいでしょうか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

大臣が何回もすり合わせという言葉で使っておられますけれども、現実のコマンドの内容、それをまさにこの法案でそれに適合させるように実施要領を作成、変更すると、そういう形できちんと調整を行うわけでございまして、その点そこが生じないようにしております。

また、同じくモデル協定で、これは第九項でございまして、各国から派遣される部隊がいかなる他の当局からも指示を求めたは受けてはならないというふうな点がございまして、先ほどあるいは先生がSOPで御指摘になった点もそういうことかと思うのでございませうけれども、ここで言っておりますことは、あくまで国連のコマンドに反するような内容の指示というものを受けて取つてはならない、そういう趣旨と理解しております。そういう意味におきましてもそこは私に私どもこの法案の仕組みで考えておるつもりでござい

○寺崎昭久君 外務大臣もそういうことで、今の答弁と同じでよろしいですね。

それでは、国会承認についてお尋ねします。

民社党は、かねてから自衛隊をPKO派遣する場合は国会承認が不可欠であるということを主張してまいりました。それは、武力の行使を目的に

しないにしても、この種の活動にある程度武装した自衛官ないしは自衛隊が派遣されるというのは初めてのケースでありますし、そういう意味では国民の理解と協力も必要である、またシビリアンコントロールを効果あらしめるために国会承認が必要であるというような主張をしてまいりました。しかし、その後各党、各会派の考え方の主張もあつて、衆議院での修正もあつたわけでござい

ます。これについて民社党は、民社党の元来の主張ではないとしながらも、しかしこの種の法案というのはいくらでも多くの政党、会派の賛同の中で成立させるべきであるということから譲りまして、二年後承認には不十分であるとしながらも、承認の範囲についてはおおむね妥当であろうという見解をとつてまいりました。

その後、与野党協議や政府答弁の中から、外務大臣流に言えば、いわばPKFは凍結する、若葉マーク、初心者運転も考えられるんじゃないかと、この趣旨のお話があつたように記憶しております。

これについても、民社党からすればもともと主張とは大分違うなというように思っていますけれども、これも各党、各会派でできるだけ大勢の賛同が得られればということでは対応をしないわけにいかないのかなという方向で考えているわけでありまして、また、たとえPKFの部分凍結した場合であっても我が国の国際貢献の一部は、一端は担えるんじゃないかというようにも考えているわけでありまして、外務大臣は、この若葉マーク運転をした場合に、国際的な評価ないしは反応はどのようなものであろうとお考えなのか、評価されると思つておられるのかどうか、お尋ねします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は凍結ということを書いておられるわけじゃなくて、法案を出しておる以上は法案はひとつせひ成立させてくださいと。しかし、実施に当たっては日本の国内事情等もよく話をして、なれる場合には、後方とか輸送と

か、そういうようなものから国連と話を始めて始めるということも一つの、皆さんが心配なさっているから、心配を解くための手段としてはいいのになかろうかという意味で言つたわけでござい

ます。したがつて、全面的に各国のようにならなくてもいいようなことではなければ、まあそれなりに評価は多少落ちることはあるかもしれませんが、それはあるかもしれないが、しかし何もやらないよりははるかにいいということでは間違いないことでありまして、特にまた今回は第一線の歩兵部隊の方は大体人手が間に合つていますというんですから、足りないのは後方支援とか医療とか難民輸送とか、そういうような点がまだまだ足りないということなので、それならばこれはこれは評価は高く受けるだろうと思つております。

○寺崎昭久君 政府が凍結云々する立場にないのはわかりますけれども、ただ現実の問題として、各党協議の中で凍結という言葉が使われ、その範囲についてもすり合わせがされていることは御存じだろうと思つております。したがつて、このことは一方的な主張、要望になるかもしれませんが、い

ても、もし凍結という問題を考えるのであれば、いわゆる法案第三号三三イからへ及び同号の政令で定めるものを対象にするのは当然だと思つても、しかしこれだけでは不十分な場合があるわけですね。例えば、カンボジアなんかの例で、今タイが難民輸送のために道路の整備、橋の整備、そういうことも含めて努力をしているように聞いておりますが、本来は難民輸送が任務であつても、その過程で地雷処理をしなければいけないというケースも出てくるんであろうと思つております。したがつて、凍結をする場合には、あるいは国会承認という対象に考える場合には、そうした複合業務であつた場合でもこれはその対象にするべきである。どちらが主かどちらが従かということとは関係なく、行けば当然地雷は埋まつているな、その仕事もやらなければいけないということがあらかじ

めわかっていた場合には凍結、国会承認の対象にすべきだと思いますが、何か感想ございますか。
○国務大臣(渡辺美智雄君) あるいは質問の趣旨が正しく理解できないで御期待に沿う答弁にならないかもしれませんが、私は凍結という法律用語があるかどうか知りませんけれども、イからへまでを完全にやらないということは実務的ではないと思います。

主としてそういうことはやらないということは私は言えるだろうと思いますが、しかしながらたまたまジープで走っていたところが、武器、機関銃を捨てて山の中に逃げちゃった人がいる、これは武器の回収だから、これはもう凍結の部分に入るからそれはそのまま置き放しでこちらへ行ってしまうということが現実的かどうか。あるいは、橋をかけようと思つて、ここには地雷が埋まつておりませんよ、全部探しましたというので安心して橋をかけ始めたたらたまたま一個出てきた。これは大変だ、地雷だ、日本の自衛隊はさわれませんと、どこかへ無縁で三十キロも離れたところから外国の軍隊を呼んでひとつこれを拾ってくれぬかと、そんなことをもしやたらもう天下の笑い者になっちゃうんじゃないか。

(理事岡野裕君退席、委員長着席)

したがって、私は、それは主たる業務でない、全く偶発的な付随的なそういうようなものは、例外的な問題があったからといってそれは凍結違反だという話になることはいかなるものかという疑問を持っています。

○寺崎昭久君 私、緊急避難的に処理すべきものまであらかじめ凍結をしろなんていうことは不可能だと考えております。ただ、複合業務であつてもあらかじめ地雷撤去が何力所も予想されるような場合には、凍結、国会承認の対象にするべきではなからうか、こう申し上げたわけですね。

ところで、この法案が作成されて今日までの論議を通じて相当修正が入ってきているわけですね。それから、今各党各会派の協議が行われている中で、それがもし例えば凍結であるようなこと

が入るとすれば、これまた何らかの法案修正なしは読み方を限定するということのようなことが出てくるのであらうと思います。そういったことを考えますと、政府原案にこういう修正が各段階で加えられる、その場合に法律全体として果たして整合性のとれたものになるのだろうかという心配も一方ではあるわけですね。

それから、本格的なP K O活動というのは初参加ですから、やってみた結果やっぱりこれじゃぐあいが悪いという部分も出てくるかもしれません。そういう意味ではより適切なP K Oを行うという観点からも、やはり三年なら三年たつたところで見直しますということとを本文にあらかじめ盛り込んでおくことが大事なことで、そうすればまさにならし運転という趣旨にも合うんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。総理、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 何度も申し上げることでございますけれども、政府は国会に提出いたしました案をもちまして最善と考えておりますし、同時にこの御審議いただいております法律案はいわば永久法案でございます。ある時点において失効する、あるいは見直しをするということとを政府といたしましては想定をいたしておりません。

御提案申し上げましたものを最善と考えておる立場に違いはございませんけれども、また立法院の御観点から、御見識から今のようなお考えにつきましまして多数の御意思がまとまるということでございますと、それはどうも私も私どもとして、立法院の御意思であれば立法院の御意思としてこれを受け取らざるを得ない。政府といたしましては、原案を御承認いただきますことを期待いたしておるところでございます。

○寺崎昭久君 このP K O協力法案については、私は原案を出したから絶対動かさないといいようになかたくな態度ではなく、よりよい国際貢献をしていくためにいい知恵があったら直していきますというのが基本姿勢でなければならぬし、そうでなければやっぱり国民も安心できないんだろ

うと思うんです。そういう意味で、私は一度出したから絶対直しませんよと、こう宣言するのではなくて、要すれば見直しもやりましよう、よりよいものをつくっていくましようという意味で、ある一定年限を区切つたところで見直し、チェックをするというのを本文の中にぜひうたつていただきたい、そのように要望しておきます。

時間が余りなくなつてまいりましたので、費用の問題について若干お尋ねします。防衛庁長官にお願いしたいと思います。

この法案が成立した場合に、我が国はP K Oに参加することになり、当然費用も発生するわけでありますけれども、それをお尋ねする前に、先般の湾岸戦争後の海上自衛隊の派遣のときの費用は幾らだったのか、どういふふうに予算措置をされたのかお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(宮下創平君) 派遣は半年に及び、五百十名でございまして、追加的な費用といたしましては十三億円というふうに承知しております。

○寺崎昭久君 船ですから、外洋へ出れば当然傷んだりなんかします。何でも毎年補修する部分、四年ごとに補修する部分、そういうのがあるものでありますけれども、そういう意味では追加的な支出も出たように思いますが、そういったところを含めると幾らになるんでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 修理等、通常修理もございまして、また、ああいう特殊な任務を遂行したための付加的な分もございまして、これはちよつと区別できませんので一概に申し上げられません。が、事後的に艦船の修理等で二十二億円を要しておりますが、これは行かなくても相当程度必要であつたと思われるものでございまして。

○寺崎昭久君 もう一問。

この法律が成立した場合の予算措置はどこがされるのか、どういふふうな方法でやられるのか。例えば、予備的な費目でやるのか補正予算でやるのか、どこが取りまとめをされているのか、その点についてお尋ねします。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。この法案の仕組みといたしましては、いろんな業務を所掌する組織の別に従つて適切な予算措置、具体的に予備費になるか、そういった方法につきましましては財政当局とも協議して適切な予算措置を講ずることになるわけでございまして。

大きく分けて二つございまして。組織参加と申しますか、自衛隊が部隊で参加する場合、海上保安庁が船舶等で参加する場合、これは防衛庁、海上保安庁がそれぞれ負担する。それ以外の場合、この中には民間からの参加の場合の本部の負担も含むわけでございましてけれども、その基本給については派遣元が支払うわけでございましてけれども、それを除きまして、総理府の中に設けられます国際平和協力本部の負担、そういう仕分けに相なります。

○寺崎昭久君 どうもありがとうございます。○喜屋武眞榮君 連日の審議を拝聴いたしました。大変私も勉強になりました。ところが承れば承るほど疑問は累積しまして、胸いっぱい詰めてございまして。

ところで、与えられた時間が短いので到底全部を尋ねることが不可能でありますので、どうして質問を進めたいのか大変迷つておるところであります。まず問題点は、私は、憲法と自衛隊とのかかわりに非常に重点が絞られたと、こう承っております。その中でも、武器を使用するかしないかという問題を非常に強調されました。そういう情勢のもとに、私は、繰り返すようでありますが、自衛隊を派遣するP K Oはどうしても賛成するわけにはまいりません。反対であります。いろいろ理由はございまして、詰める時間も持ちませんので控えておきます。

武器を使用することに対して、私は、かつて陸軍参謀中将で名將と言われた遠藤中将、戦後いゆる平和憲法を守る会の会長をしておられました遠藤中将とお近づきする機会が多うございまして、いろいろと教訓を賜りました。そこで、人類の軍備の歴史の中で兵器を持つて使わなかった

めしはない、だから持つことは使うことである、どう説明しようがその事実が証明しておるんだ、だから危ないものは持たざるにしかず、こういうことをたびたび私におっしゃっておられました。

そのことで、武器を使用する、万一に備えてという前提で持つことというところに特になっておりますが、武器を持つ、それは意図的に使うことで、万一の場合に安全のためにという条件はついておりますが、ところがいかなる理由があるにせよ、武器を持つことは当然使う方向にだんだん道が開けてくるんだ、こう述べておられました。

ですから、武器を持つという前提ではさらに私は反対せざるを得ません。そのことについてひとつお答え願いたい。

○国務大臣(宮下創平君) 先生の御説でございませうけれども、これはもう何度か申し上げておりますように、自衛隊が海外でこの協力業務をやる場合に国連としては、これはもう各国ともそうございまして、必要最小限の武器の携行を認めておる、いわば国際法上の軍隊ですね、これが行くことになっております。

我が国の場合も、参加する場合は、この法文の中にもございまして、国連の事務総長と協議した範囲内における装備、その中の武器でございまして、これを携行していくということに相なっておりますが、しかしこの法律の中でたびたび申し上げておりますように、自己の生命、身体を防護するときにのみこの使用を認めております。

今、先生の持つていけば必ず使うんじゃないかという御説でございませうけれども、私どもはそうは解しておりませんで、持つていきましても厳格な要件のもとに、つまり今申しました自己の生命、身体防護のためにのみ使用を認めるということでございますので、決してそのような委員の御指摘は当たらないではないか、このように思っていますし、またそうあつてはいけないと思ひます。

○喜屋武眞榮君 今申し上げたことはこの喜屋武の意見ではなく、こういう人類の軍備の歴史の中

で兵器を持つて使用しなかった事実はないと、これを私ははつきり申し上げただけです。それをどう受けとめるかということなんです。そんなものやらぬというのか、そんなことあり得ぬというのか。これは過去の事実を私は遠慮参謀中將から何通も聞かれました。特に中將は沖繩のことに対する深い理解を持つておられまして、だから危ないものは持つより持たざるにしかず、こういうことを繰返し述べておられたことを私ははつきりと覚えて、信じております。そういう意味で申し上げたのであつて、私がただ思ひつきで言ったのではないということを理解してもらいたい。

言葉ではあるいは文言では万一の場合にだつて、自己の防衛のために、命を守るためにという、それは理解しております。ところが、いざあいつの場に行つた場合に果たしてその文言がまかり通るかどうか、またそれを最後まで守るのかどうかというところに問題があると私は信じております。

ですから、そういういろいろと疑問のあるものはむしろ整理して、持たないでも目的を達成する方法があるはずであります。そういうことで申し上げたんですから、誤解のないようにしてください。

次に、いわゆる国際協力といへども、国際協力そのことは非常に善意に解釈すれば当然であり、大賛成であります。ところが問題は、第一に、その協力される相手の国が、協力する側に対して十分なる理解と信頼を前提にしなければいけないというところ。二つには、常にその協力してもらう相手に對して感謝をし歓迎をするという感謝と歓迎の心がなければ、いわゆる押し売り、強引な押しつけはむしろ結果的には反感を持たれる、このことを私は信じております。理解と信頼を前提にしないいかなる話し合いもむなしものである、このことと、そして相手から感謝と歓迎をされる、この条件でなければいかぬと思ひますが、長官いかがですか。

○国務大臣(宮下創平君) まさに先生のおっしゃるとおりでございませう。私も全く同感でございませう。

す。

○喜屋武眞榮君 政府のPKO法案に関しては論点は限られてきたが疑問点は一向に解消されていない、こういう感じがいたします。それはある意味では当然のことと言えます。なぜなら、政府案はPKOに自衛隊を派遣しようとするものである、自衛隊が出ていけば当然武力行使のおそれがある、武力行使は憲法の禁ずるところである。PKF凍結の問題も指揮権の所在の問題も、すべて憲法の禁ずるものをあえて行おうとするところから来るものである。このような議論は根本が間違つていのであるから、どこまでいっても疑問が解消されないのは当たり前のことではないでしょうか。

そこで私は、国民の真摯な疑問に答えてもらいたいという立場で何点かお尋ねしたいと思ひますが、まず外務省関係の問題点だけ申し上げますから、簡単に結構です、答えてください。

一点、PKF凍結論が出ておりますが、PKFとPKOを伴わないPKOとはどこで区別するのか。

二点、PKOのどの部分へ参加しようとするのか。

三点、武器携行と武力行使の関係。

以上の三点について簡単に明確に答えてください。

○政府委員(丹波貴君) 簡単にお答え申し上げます。

国連の広報局が出ておりますブルーヘルメットという本がございませうけれども、その中で、このPKOとPKFの違いにつきまして次のように言っております。

国連のPKOは大きく言つて原則として非武装の将校から成る監視団、それが一つ、それから必要な後方支援要員を擁する軽武装の歩兵部隊から成るPKFに区別される。しかし、これらの区分も完璧というわけにはいかないということでございまして、要するに、国際社会におきましてPKO、PKFあるいは監視団につきまして非常に厳

格な意味での定義というものは必ずしも存在していないということでございます。いろんな議論の文脈あるいは見方によつていろんな議論ができる、こういうことでございませう。

それから第二番目の、PKOのどの部分に参加するつもりかという御質問につきましては、現在のお出し申し上げております政府の原案によりますれば、理論的にはPKO活動の非常に広い分野に参加できる仕組みになっておることでございます。

三番目の武器の問題でございませうが、先ほどからも御説明申し上げてまいりましたけれども、軍事要員が派遣される場合に、武器の携行が国連の過去の慣行あるいは文書によつて認められることになっておりますが、この武器は自衛のためのときにしか使つてはならないということになっております。その自衛と申しますのは、自己の生命を防衛する場合、それから国連の任務が武力により阻止された場合に抵抗する場合という二つのケースがその自衛の中に含まれるということでございます。いずれにいたしましても、これは武器の使用でございまして、武力の行使という考え方で理解されてはならないでございませう。

○喜屋武眞榮君 次に、法制局長官にお尋ねいたします。

一点は、国連への協力であつても憲法の制約を受けるのは当然であると思ひますが、いかがか。

二点、日本国憲法第九条の意義を説明してもらいたい。

三点、日本国憲法の第九十九条の意義を説明してもらいたい。

以上の三点、法制局長官、お願いいたします。

○政府委員(工藤敦夫君) 三点お尋ねがございませう。

まず第一に、国際貢献といつたような場合と憲法の制約との関係と存じます。

もちろん我が国が何らかの行動をいたします場合に憲法に従わなければならない、これは当然のことと存じます。

それから第二番目に、憲法九条の意義、こういうお尋ねでございます。

憲法九条につきましては、従来からお答えしているところでございますけれども、いわゆる国際紛争を解決する手段としての戦争、武力による威嚇あるいは武力の行使、こういうものを永久に放棄するという等について規定をしておりますが、これはまた反面におきましては、独立国家に固有の自衛権まで否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められている、かように従来から申し上げているところでございます。

それから、第三点の憲法九十九条の話でございますが、憲法九十九条は、若干前は省略いたしました。「公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と、こういうことで規定してございます。これは当然のことながら、日本国憲法が最高法規である、こういうことにかんがみまして、公務員は憲法の規定を遵守するとともにその完全な実施に努力しなければならない、かような趣旨であろうと存じます。

○喜屋武眞榮君 私、冒頭にも申し上げましたとおり、現実の審議を拝聴いたし大変参考になったと申し上げた裏には、この大事な憲法としまして自衛隊との結びつきの観点が何から論点がばかされておるというのを感じたから冒頭にそれを申し上げたんです。それで、いかなる問題も憲法を抜きにしては、また崩しては相ならぬというのを再確認しなければならぬ、こう思っております。

次に、総理に二点お伺いしたいんですが、PKO法案の立法は国民の意思を直接有権者に問うた後に行うべきであると思うんですが、いかがでしょうか。

二点は、いわゆる平和憲法を持つという意味での平和国家にふさわしい国際貢献のあり方についても議論を尽くし、国民のコンセンサスを得た後で国際貢献を実施すべきであると思われてなりません、いかがでしょうか。

この二点について総理の明確な所信を述べていただきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、先ほどの国連協力といえども憲法にたがうことはならないというお尋ねと当然のことながら密接に関連をいたしましたお尋ねでございます。

この国会、前国会もそうございましたが、におけるこの法案の御審議の主な点は、憲法との整合性の問題であり、また政府はこの法案を憲法と整合するためにいわゆる五原則その他いろいろのことをこの法案の中に盛り込んでおりますけれども、そのことについての国連との関連等々、この問題をめぐりまして十分な私は御議論が行われておると思っております。したがって、今当院で御審議になっておられますことも、御審議いただいております貢献は平和国家にふさわしい貢献であるかどうか十分論議せよとおっしゃっております。その議論は、私は十分にこの委員会においても過般実行されておると思ひますし、政府はこれに對してそのように考えておられますというふうにお答えをいたしてまいっておるわけでございます。

民意に問えということにつきましては、この法案そのものが、先ほど申しましたような憲法との関連、シビリアンコントロールとの関連で十分配意をいたしておると私もは考えております。過般の何回かの国会を通じて、この法案につきましても国民の関心も非常に高まっております、またいろいろな意味での世論調査等々も行われておりまして、政府はこの法案についての国民のいろいろな反応、反響について十分注意をいたしてまいりましたし、また御審議をいただいております院におきましてもそのことにはば御言及がござっております。国民のこの法案に対する反応、受け取り方はこのたびの御審議でもいろいろな意味で質疑応答の対象になってまいったと考えております。

○喜屋武眞榮君 くだいようであります、私が特に総理に聞きたいことは、過去の日本の歴史の中でもあの忌まわしい戦争は何とお呼びでしたか。一億一心だとか東洋平和のためにということ

を強調されましたね。一億一心だとか東洋平和のために、いわゆる戦争も平和のために戦争するんだ、こういう理屈になるわけでありまして。私はそれを言われ、聞かれ、そして教えられ、沖縄戦でひどい目に遭つてこう生き延びておるわけでありまして。

そして、復帰二十年という去る五月十五日に国においても沖縄においてもイベントがあったわけでありまして、それを思うにつけ、平和がこの法の前提であることは間違いない、だのに沖縄の現状は、基地は二十年経た今日も依然として変わらない。だから、五・一五を踏まえて沖縄県民はさらに団結をして立ち上がつて基地撤去に邁進しよう、そうしてその自衛隊につながるPKOに反対しよう、こういうムードが日にち毎日広がつて、高まりつつあります。のみならず、その国民世論の広がりがつとあること、毎日のように陳情、要請が私の部屋にも続々と参つております。このことを思うにつけ、国民に対してまだ十分なる理解がいつていない、コンセンサスがいつていない、このことをまざまざと今見せつけられておるわけでありまして。

いろいろ問題を残し、国民の不平不満を醸しておるといふ現状の中で、これからどうPKOを進めていこうとしておられるのか、沖縄の復帰二十年のあのことも含めて、また国民に向かってこれをどうこれから進めていこうとしておられるのか、そのことの確たる総理の御所見をひとつ承りたい。

同時に、沖縄へいらつしやるということについても、繰り返しませんが、二度にわたつて、この前は三度目の正直のという前置きで要望もいたしました、沖縄に必ず行くという、これは総理一人の決定では無理でしょうから、今の程度沖縄へいらつしやる結論が進みつつあるのか。

そして今、何といつても沖縄の世論は基地撤去、それから公平公正な政治、行政の中でも特に二つの目玉、厚生年金の本土並み、この前向きの

話し合いはこの前三機関で、厚生省、開発庁、それから総務庁ですか、三省庁が寄り寄り集まつて前向きで話し合うということは申し入れられておりますが、それは総理の意思であるのか、そこを窓口になれるのであるか、そういった点も明らかにしていただきたい。

以上、申し上げまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(宮澤喜一君) 沖縄県民の過去から現在にわたつておられますいろいろな御苦勞をおかけしてあります御辛苦についての私の心情はしばしば申し上げましたし、これはまた私ばかりのものではないと思つております。その沖縄で自衛隊に對する反対、不信が非常に強いと仰せられまして、残念なことであると存じますが、沖縄以外の本土と申しますか、地域におきましては国民の自衛隊に對する信頼度は私は高いと考えておりますので、この法案が自衛隊につながるがゆゑに反対だということ、私は国民の多数のお考えではないであらうというふうに考えておるところで、この点は、御心情は理解しつつ、私どもの立場にも御理解を得たいと思ひます。

沖縄につきましては一度お伺いをしたいということは依然として考えております。二つばかり懸案がございまして、殊に一つは今仰せになりました懸案でございますが、これは厚生年金の枠内ではどうも解決のしようがないというふうにかんがへて、先般三省庁で、これをどう扱うべきかについて、私の意思で協議機関を設けるに至りました。十分御期待に沿える答えが出ますかどうか、検討いたしてみたいとわかってません。ともかく、何か考えてみなければならぬという誠意だけはお酌み取りを願ひたいと思ひます。

○委員長(下条進一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

平成四年五月二十七日印刷

平成四年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局